

第4期八王子市地域福祉計画（素案）

令和6年3月

八王子市

表紙裏

市長挨撻

八王子市長

市長挨搵裏

目 次

第1章 計画の策定にあたって	1
1 計画策定の背景	2
2 計画の位置づけ	5
3 計画期間	7
4 計画策定の体制とプロセス	8
第2章 八王子の地域福祉を取り巻く現状	10
1 データからみる地域福祉の現状	11
2 第3期計画の振り返り	23
第3章 第4期計画の基本的な考え方	32
1 第4期計画で取り組む課題	33
2 第4期計画の基本目標とめざす姿	34
3 第4期計画のキーワード	35
4 第4期計画のテーマ	36
5 第4期計画の特長	37
6 福祉圏域の考え方	43
7 計画の体系	45
第4章 施策の展開	48
本章の見かたについて	49
1 地域のつながり ～地域福祉を推進するしくみの充実～	51
2 人材のつながり ～人材の育成・支援・活用～	69
3 サービスのつながり ～福祉サービスの充実～	84
4 各施策と対象者別計画のつながり	105
5 健康医療計画とのつながり	107
第5章 計画の推進	109
1 計画の推進と評価	110
2 計画の周知	113
資料編	114
1 検討体制	115
2 検討経緯	116

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の背景

(1) 地域福祉をとりまく社会の変化

地域福祉とは、住み慣れた地域でだれもが安心して暮らせるよう、地域住民、福祉関係者、事業者、行政などがお互いに協力して、地域生活課題※を解決しようとする取組のことを指します。

本市では、平成30年度（2018年度）から令和5年度（2023年度）を期間とする第3期八王子市地域福祉計画（以下「第3期計画」といいます。）において、「地域福祉を推進するしくみの充実」「地域福祉活動支援・人材育成」「福祉サービスの充実」を掲げ、多くの関係者とともに地域福祉を着実に進めてきました。

こうした中、少子高齢化に伴う人口減少やライフコース（進学、就職、結婚、子の誕生、家族との死別といった様々なライフイベントをきっかけに枝分かれしていく個々の人生の道筋）の多様化、新型コロナウイルス感染症による影響など、暮らし方にも変化が生じています。これら暮らしの変化にあわせるように、近年では独居の高齢者の増加や子の育児と親の介護が重なるダブルケア、80代の親が50代の子どもの生活を支える8050問題、本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを子どもが日常的に行っているヤングケアラーなど、新たな地域生活課題も生まれています。

(2) 地域共生社会の実現

このような社会的な背景がある一方、昨今国においては、『地域共生社会』の実現を目指した新たな取組が進められています。

地域共生社会とは、人とひと、人と資源が世代や分野を超えて丸ごとつながることで、よりよい地域を一体となって創っていく社会のことです。

この新たな社会をつくっていくことを具体化する事業として、令和2年（2020年）6月に社会福祉法の改正により、「重層的支援体制整備事業」が新たに創設されました。

地域共生社会とは

地域共生社会とは、社会構造や人々の暮らしの変化を踏まえ、制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人とひと、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがいを、地域をともに創っていく社会を目指すものです。

出典：厚生労働省



※地域生活課題

福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるうえでの様々な課題。改正社会福祉法第4条で規定された。

(3) 重層的支援体制整備事業の開始

「重層的支援体制整備事業」は、社会福祉法第106条の4第2項に基づき、子ども・障害・高齢・生活困窮といった分野別に設置されている個々の相談窓口だけでは対応できない“地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズ”に対応する支援体制を構築するため、既存の取組を活かしつつ、「分野や内容を問わない相談支援」「社会参加支援」「地域づくりに向けた支援」の3つの支援とそれを支える「多機関協働事業」「アウトリーチ等を通じた継続的支援事業」の2つの事業を一体的に実施するものです。

本市では、令和3年（2021年）4月の改正社会福祉法の施行とあわせ、八王子市社会福祉協議会（以下「社会福祉協議会」といいます。）との連携により、全国に先駆けて重層的支援体制整備事業を開始しました。（詳細はP.38）

本市の重層的支援体制整備事業では、地域福祉の専門職であるコミュニティソーシャルワーカー（以下「CSW」といいます。）が、地域で生活していく上でどこに相談すればよいかわからない地域住民の「困りごと」を受け、他の相談支援機関と連携しながら、本人や地域の方々と共に問題解決に取り組む身近な福祉の相談窓口となる「八王子まるごとサポートセンター（愛称「はちまるサポート」。以下「はちまるサポート」といいます。）」を設置し、本事業の中核機関として、様々な地域生活課題の解決を図っています。



(4) 新たな制度改正の動き

地域共生社会の実現を推進するため、近年多くの制度改正が行われています。

平成29年（2017年）2月には、精神障害があっても、誰もが地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、医療、障害福祉・介護、住まい、社会参加（就労）、地域の助け合い、教育が包括的に確保された「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の構築を目指すことが国によって示されました。

また、令和5年（2023年）4月には、すべての子どもが将来にわたって幸福な生活を送ることができる「こどもまんなか社会」を実現するために「子ども基本法」が施行され、それを推進するために「子ども家庭庁」が発足されるとともに、令和5年（2023年）5月には、社会のあらゆる分野において孤独・孤立対策の推進を図ることが規定された「孤独・孤立対策推進法」が成立し、令和6年（2024年）4月に施行されます。

こうした国の動きは、これからの地域福祉推進の方向性に大きく影響するとともに、それら制度が目指す社会を実現するため、市町村の責務は、今後ますます大きくなっていきます。

(5) 八王子市基本構想・基本計画「八王子未来デザイン2040」

本市が“どのような姿を目指して、何を行っていくのか”をまとめた本市の最上位計画（基本構想・基本計画）「八王子未来デザイン2040」が、令和5年度（2023年度）より開始しました。

「八王子未来デザイン2040」では、前計画「八王子ビジョン2022」の基本構想で定める6つの都市像（私たちが目指すまち）を継承しつつ、令和22年（2040年）を目標とするみんなで目指す八王子の11の姿を描き、それらを実現するために令和12年度（2030年度）までに取り組む3つの重点テーマ「未来の主演づくり」「未来へのつながりづくり」「未来に続く都市づくり」を定めています。

第4期八王子市地域福祉計画は、この6つの都市像のうち、都市像2「健康で笑顔あふれる、ふれあい、支えあいのまち」、都市像3「生き生きと子どもが育ち、学びが豊かな心を育むまち」を推進する分野別計画に位置づけられています。



あなたのまちも、
あるけるまち。
八王子

～市民の皆さんの声をもとに描いた 「未来の八王子」の設計図～

「八王子未来デザイン2040」は、八王子市が“どのような姿を目指して、何を行っていくのか”をまとめた本市の最上位計画です。まちづくりをすすめていくためには、市民と行政が力を合わせて取り組むことが大切です。そのため、本計画は、多くの声をもとに描いた姿をみんなで共有し、その実現に向けて取り組んでいくための「未来の八王子」の設計図として策定しました。

概要版

八王子未来デザイン
HACHIOJI
FUTURE
DESIGN
2040

八王子市基本構想・基本計画



「八王子未来デザイン2040」の全体版は、
左の二次元コードから御覧いただけます。



音声コード
(Uni-Voice)

2 計画の位置づけ

(1) 法上の位置づけ

第4期八王子市地域福祉計画（以下「第4期計画」といいます。）は、社会福祉法第107条に基づく「市町村地域福祉計画」です。

(2) 他計画との関連性

①基本構想・基本計画

第4期計画は、本市の基本構想・基本計画「八王子未来デザイン2040」を上位計画とする福祉の分野別計画です。

②対象者別計画の上位計画

第4期計画は、対象者別計画である高齢者計画・第9期介護保険事業計画、障害者計画・第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画、子ども・若者育成支援計画の上位計画に位置付けられており、地域福祉の推進に関する分野横断的な施策を示しています。

③内包する計画

第4期計画は、厚生労働省通知「市町村地域福祉計画及び都道府県地域福祉支援計画の策定について（平成26年3月27日社援発0327第13号）」に基づく「生活困窮者※自立支援方策」、成年後見制度の利用の促進に関する法律第23条に基づく「成年後見制度※の利用の促進に関する施策についての基本的な計画」及び社会福祉法第106条の5に基づく「重層的支援体制整備事業実施計画」を内包しています。

④健康医療計画

第4期計画は、本市の保健・医療分野の計画である健康医療計画と密に連携し、施策同士の有機的な連携やデータ活用を意識したものとしています。（詳細はP.107）

⑤他分野の計画

第4期計画は、防災、交通、教育、産業、消費生活などの本市における他分野の計画と調和を図り、様々な取組の中で連携していきます。

生活困窮者

生活保護法上の扶助の対象となる人にとどまらず、年金で暮らす高齢者や非正規雇用者など収入が少ない人や、仕事が見つからないなどの理由で生活に困っている人。また、社会的に孤立し、将来的に生活に困るおそれのある人。

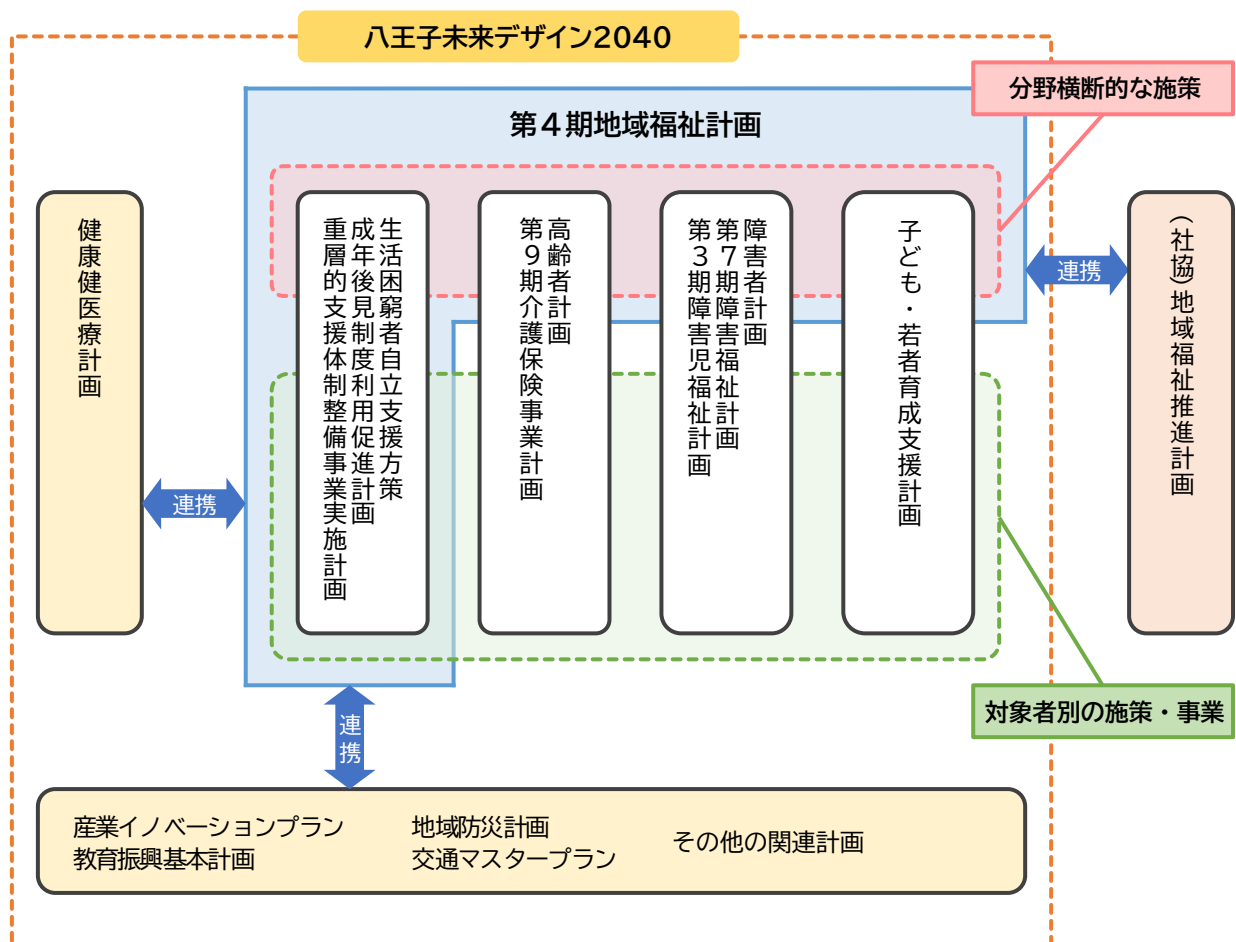
成年後見制度

認知症・知的障害・精神障害などで判断能力が十分でない方について、本人の権利を守る援助者（成年後見人等）を選ぶことで本人を法律的に支援する制度。

⑥地域福祉推進計画（社会福祉協議会）

第4期計画は、地域住民の自主的・主体的な地域福祉の推進をめざす行動計画が多く含まれる、社会福祉協議会が策定する地域福祉推進計画「いきいきプラン八王子」とは車の両輪の関係にあります。第4期計画で掲げる理念やしくみの実現に向けた施策を「いきいきプラン八王子」に盛り込むなど、相互連携を図りながら計画的に地域福祉を推進しています。

■第4期計画の位置づけ

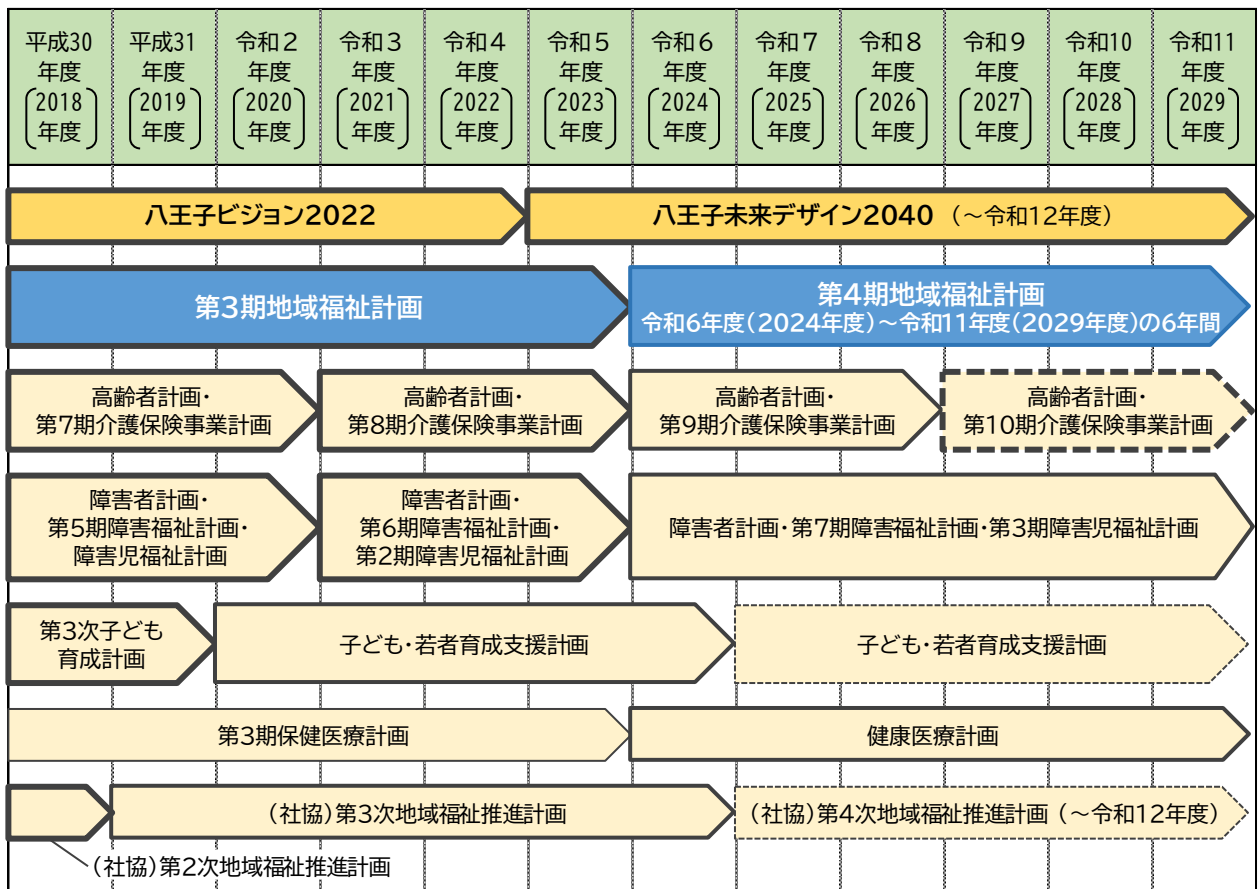


3 計画期間

第4期計画の期間は、令和6年度（2024年度）から令和11年度（2029年度）までの6年間です。これは、一定期間継続して事業を推進し、その評価を繰り返し行う必要があることや、対象者別計画の計画期間を考慮したものです。

ただし、今後の意識調査や市政世論調査等の結果によっては、必要に応じて計画内容の見直しを行うことがあります。

■本計画及び主な関連計画の期間



4 計画策定の体制とプロセス

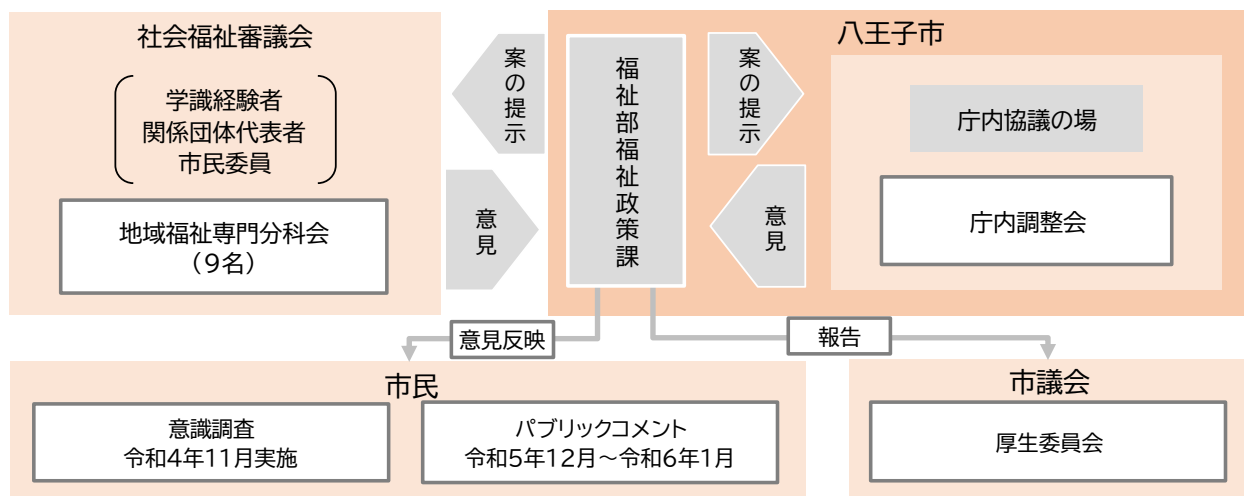
(1) 八王子市社会福祉審議会

社会福祉事業に従事する者や学識経験者、市民代表等からなる「八王子市社会福祉審議会」を活用し、意見聴取を行いました。

(2) 八王子市地域福祉計画等策定庁内調整会

庁内において地域福祉計画に係る重要事項等の協議及び検討を行うため「八王子市地域福祉計画等策定庁内調整会」を設置し、審議を行いました。

■第4期計画の策定体制



(3) 新たな地域福祉計画策定に伴う意識調査

第3期計画の振り返りと第4期計画の基礎資料とするアンケート調査を行いました。(詳細はP.23参照)

(4) はちまるサポートCSW向けアンケート調査

地域福祉の専門職であるCSWの活動実態や地域づくりの状況、地域福祉に対する考え方等を聴取し、計画策定に反映していくために、市内のCSWを対象としたアンケート調査を行いました。(令和5年(2023年)8月2日から15日)

(5) 福祉関係機関職員向け調査

高齢者あんしん相談センター※、若者総合相談センター※、障害者相談支援事業所向けに、重層的支援体制整備事業の認知度及び活動状況に関する調査を行いました。(令和5年(2023年)11月8日から11月15日)

(6) パブリックコメント※

計画素案に対する市民からの意見を聴取するため、令和5年(2023年)12月15日から令和6年(2023年)1月15日までを期間とするパブリックコメントを実施しました。

※高齢者あんしん相談センター

高齢者あんしん相談センターは、地域包括支援センターの八王子市における愛称。高齢者が住み慣れた地域でいつまでも自分らしく暮らせるために、保健師又は経験のある看護師、主任ケアマネジャー及び社会福祉士を置き、介護予防ケアマネジメント、医療、介護、虐待などの相談・支援、権利擁護、包括的・継続的ケアマネジメント等を業務として介護保険法に規定された機関。日常生活圏域を踏まえて設定され、市町村又は市町村に委託された法人が運営する。

※若者総合相談センター

若者総合相談センターは、進路や人間関係などに関する悩みや不安から、「こんなことをやってみたい」といった関心事まで、幅広く若者の思いをなんでも受け止め、一歩を踏み出すきっかけや、やりたいことのヒントが得られるよう、若者一人ひとりに寄り添った支援や情報を提供している。

※パブリックコメント

パブリックコメントは、市が市政に関する基本的な計画や市民生活に大きな影響がある条例などを定める際に、目的や内容を事前に公表し、市民から広く意見を募集する制度。

第2章 八王子の地域福祉を取り巻く現状

1 データからみる地域福祉の現状

(1) 市民の状況変化

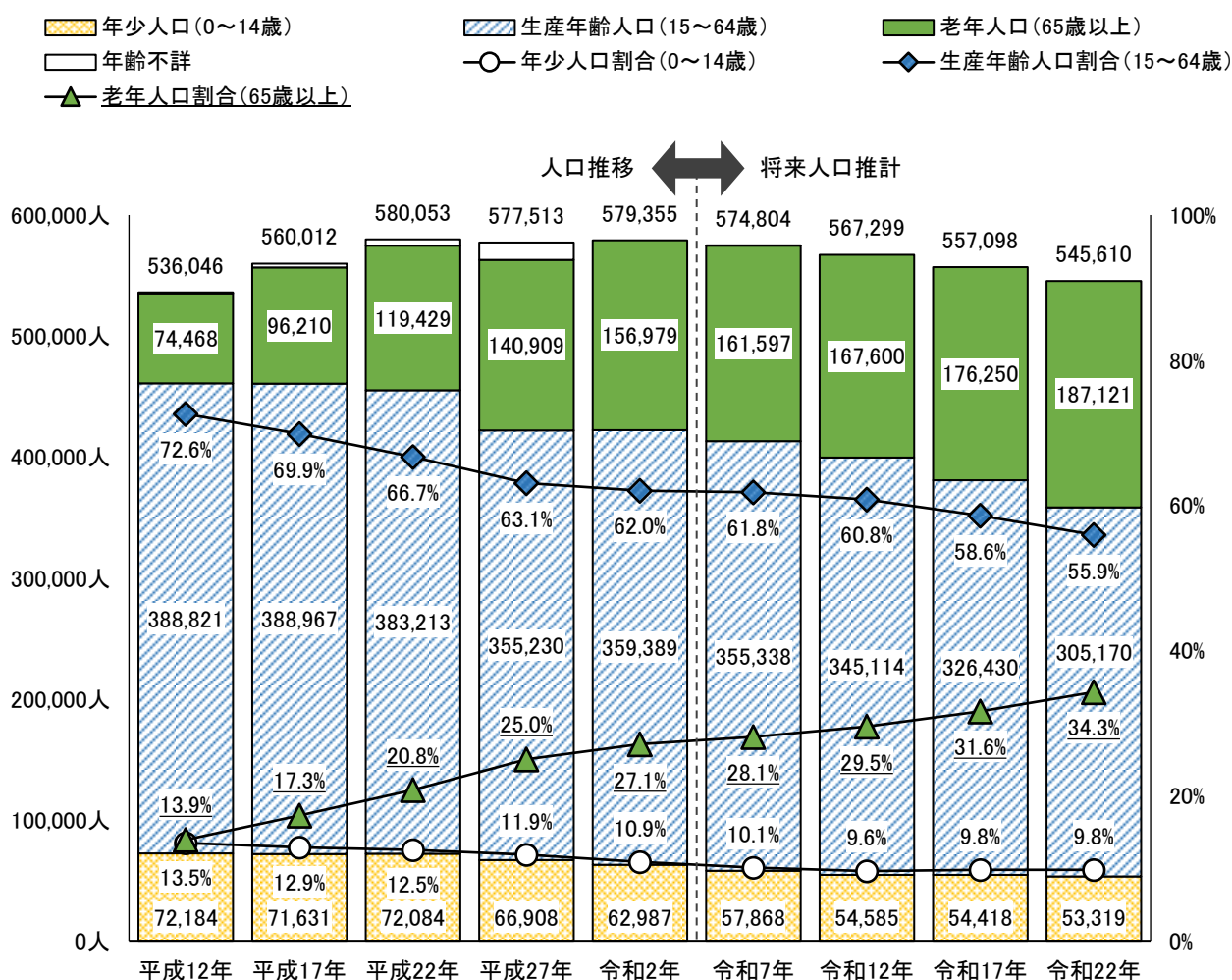
①人口の推移

本市の将来人口推計では、総人口はゆるやかに減少していく見込みです。

年齢区分別に見ると、0～14歳の年少人口と15～64歳の生産年齢人口は減少する一方で、65歳以上の老年人口は年々増加傾向にあります。また、65歳以上の老年人口割合は令和17年（2035年）に30%を超え、令和22年（2040年）には市民の3人に1人以上が高齢者となることを見込まれます。

こうした状況から、確実に少子高齢化が進んでいることがわかります。

■人口推移及び将来人口推計



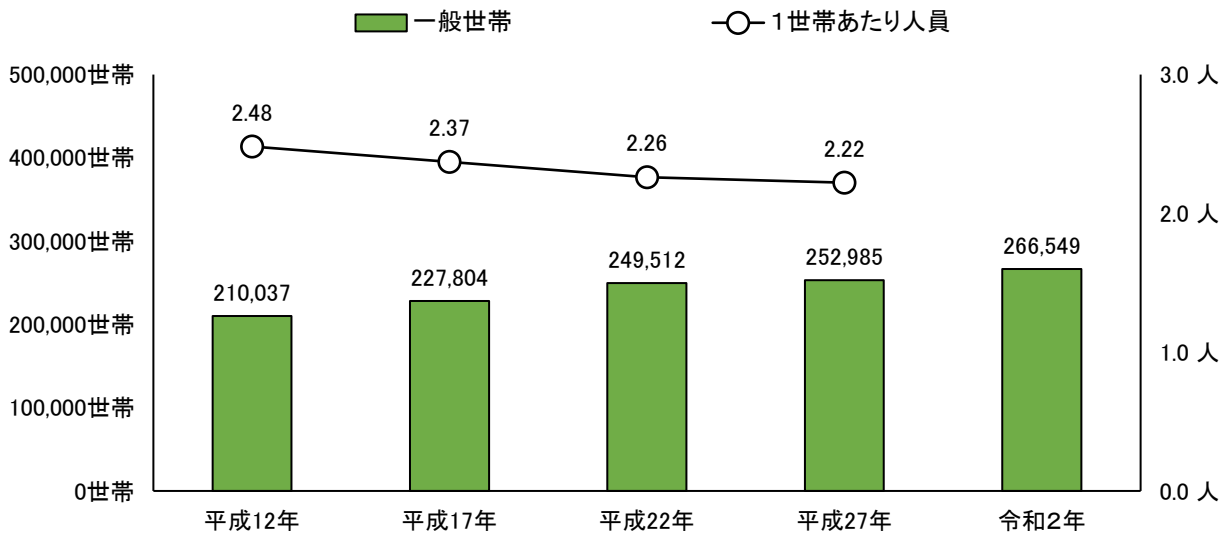
資料：八王子市人口ビジョン（各年10月1日現在）※国勢調査を基にした数値

②一般世帯の状況

本市の一般世帯数（全ての世帯数から、施設入所等の世帯を除いた数）は増加を続け、令和2年（2020年）には約26万6千世帯となっています。

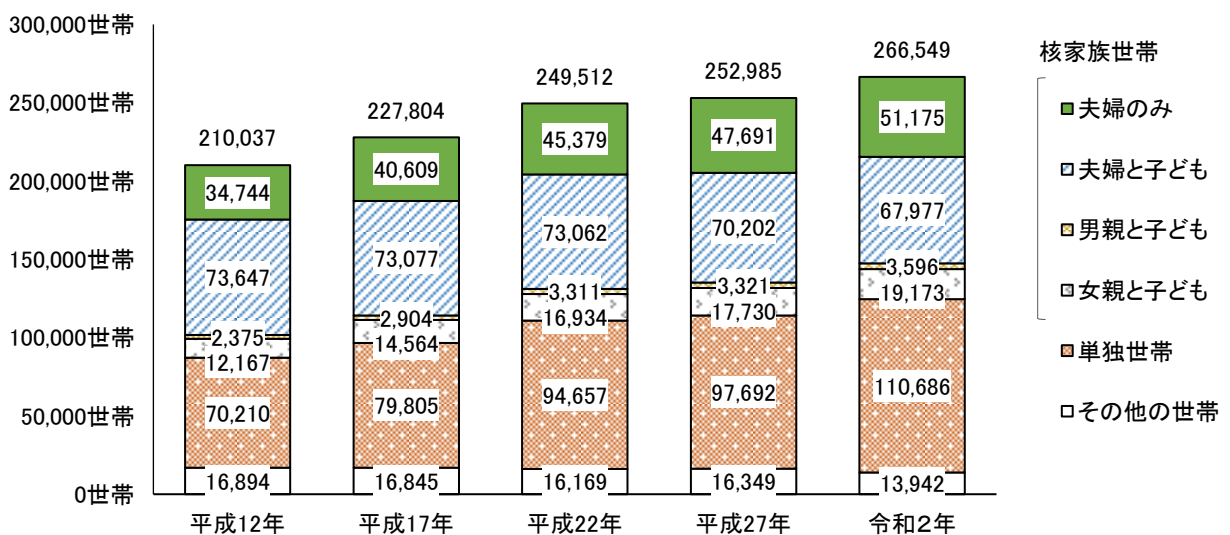
家族類型別で見ると、単身世帯は増加を続け、令和2年（2020年）には10万世帯を超え、約11万世帯となっています。また、夫婦のみ世帯とひとり親世帯（男親と子ども・女親と子ども）も年々増加傾向にあります。

■一般世帯及び1世帯あたり人員の推移



資料：国勢調査（各年10月1日現在）

■家族類型別世帯数の推移



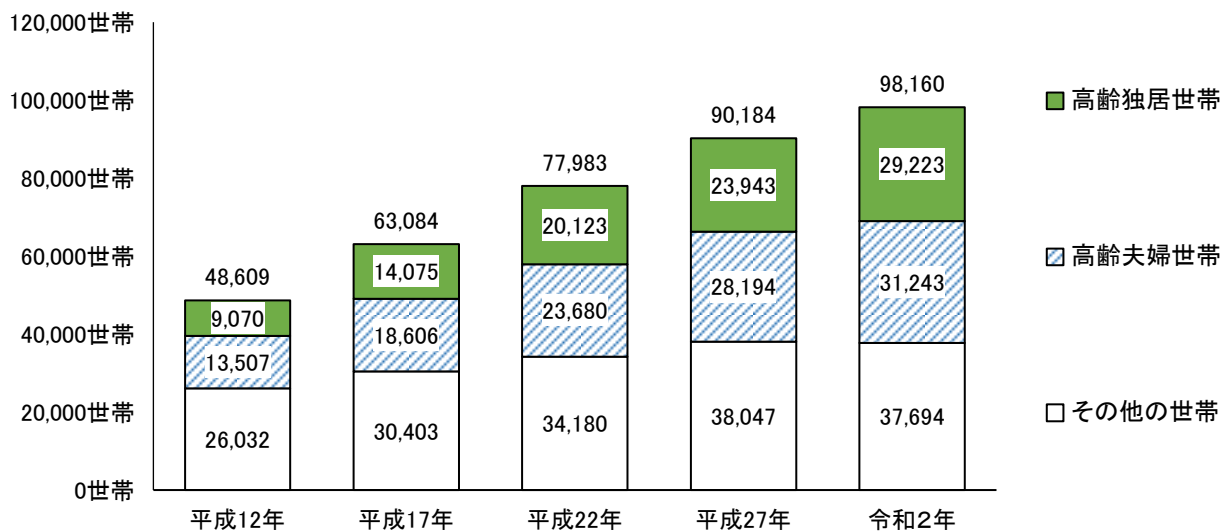
資料：国勢調査（各年10月1日現在）

③高齢者の状況

本市の高齢者を含む世帯数は大幅に増加を続け、令和2年（2020年）には約9万8千世帯となっています。特に、高齢独居世帯と高齢夫婦世帯は年々増加しており、令和2年（2020年）には高齢夫婦世帯が約3万1千世帯、高齢独居世帯が約2万9千世帯となっています。

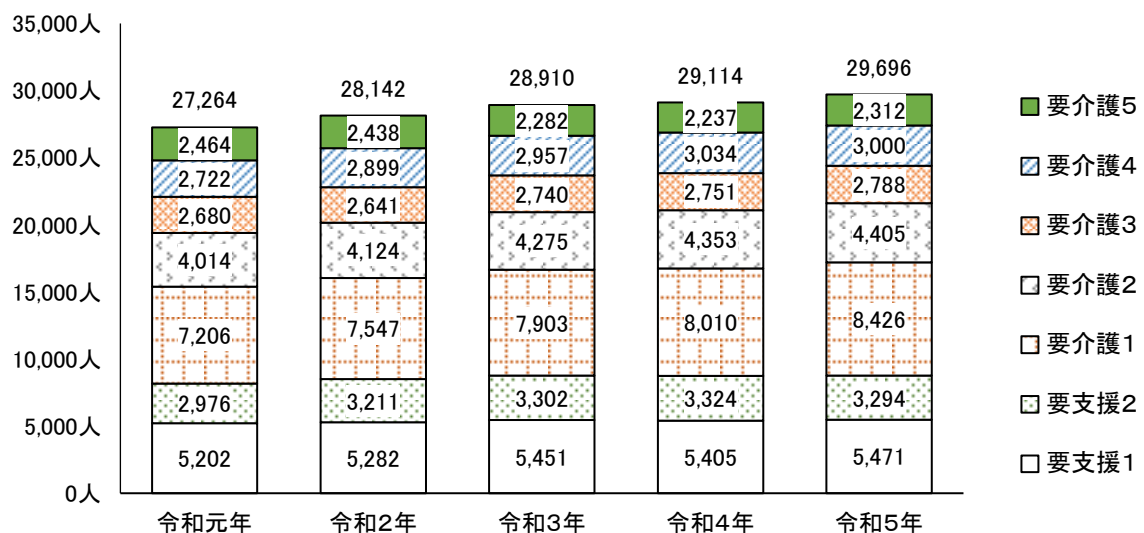
また、高齢化が進んでいることから（11頁参照）、要支援・要介護認定者数も年々増加しており、令和5年（2023年）には29,696人となっています。

■高齢者を含む世帯数の推移



資料：国勢調査（各年10月1日現在）

■要支援・要介護認定者数の推移

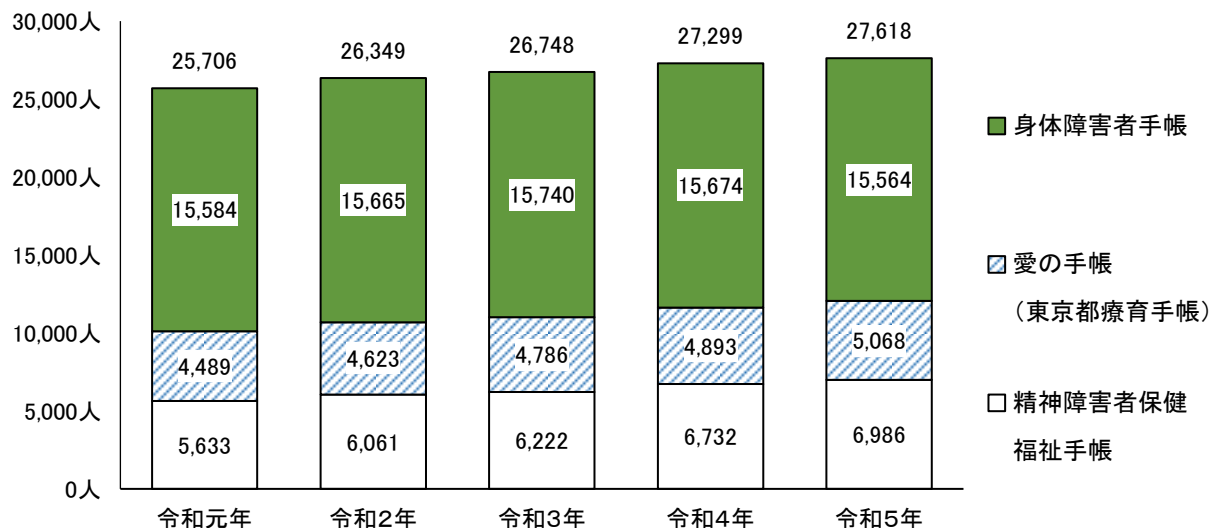


資料：厚生労働省「介護保険事業状況報告」（各年3月末現在）

④障害者の状況

本市の障害者手帳所持者数は、身体障害者手帳の所持者が最も多く、1万5千人台で推移しています。一方、愛の手帳（東京都療育手帳）と精神障害者保健福祉手帳の所持者は年々増加しており、令和5年（2023年）には精神障害者保健福祉手帳の所持者が6,986人、愛の手帳（東京都療育手帳）の所持者が5,068人となっています。

■障害者手帳所持者数の推移

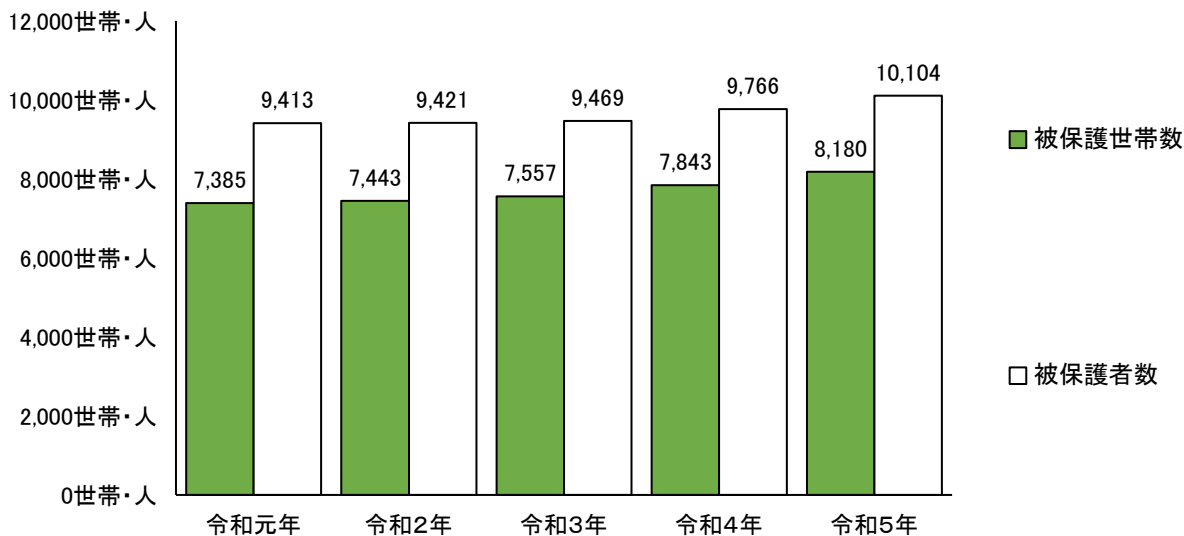


資料：福祉部障害者福祉課（各年4月1日現在）

⑤生活保護利用者の状況

本市の生活保護利用者の状況は、保護世帯数、利用者数ともに増加傾向となっており、令和5年（2023年）には8,180世帯、10,104人となっています。

■保護世帯数・利用者数の推移



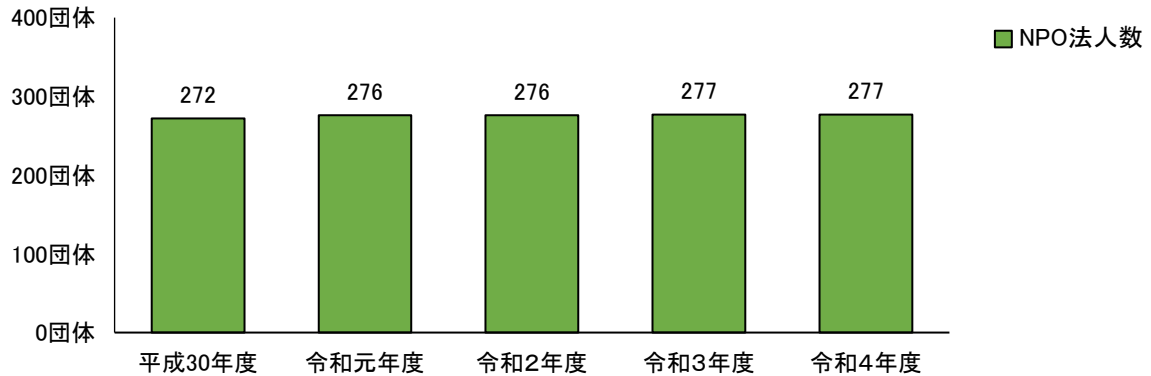
資料：福祉部生活福祉総務課（各年4月末日現在）

(2) 地域の状況変化

①NPO※法人の状況

本市のNPO法人数は横ばいで推移しており、令和4年度（2022年度）は277団体となっています。

■NPO法人数の推移

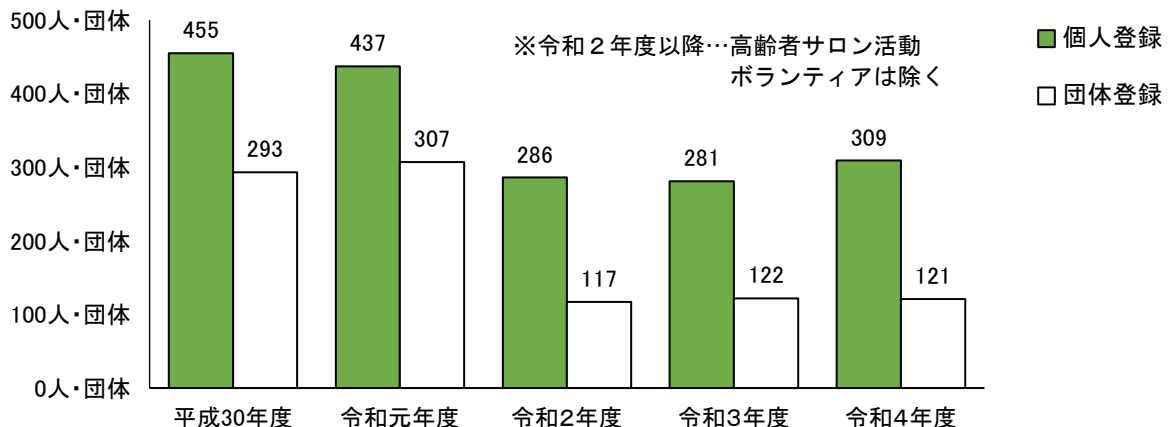


資料：協働推進課（各年度末現在）

②登録ボランティア団体の状況

八王子市ボランティアセンター※（社会福祉協議会が運営）に登録しているボランティア数について、令和4年度（2022年度）の個人登録は309人、団体登録は121団体となっています。

■登録ボランティア数の推移



資料：社会福祉協議会（各年度末現在）

※NPO

「Non-profit Organization」の略で、民間の非営利組織のこと。福祉やまちづくり、環境保全、国際協力などの様々な社会貢献活動を行っている。NPO法人(特定非営利活動法人)は、市民活動団体の中で特定非営利活動促進法(通称 NPO 法)により法人格を取得した団体を指す。

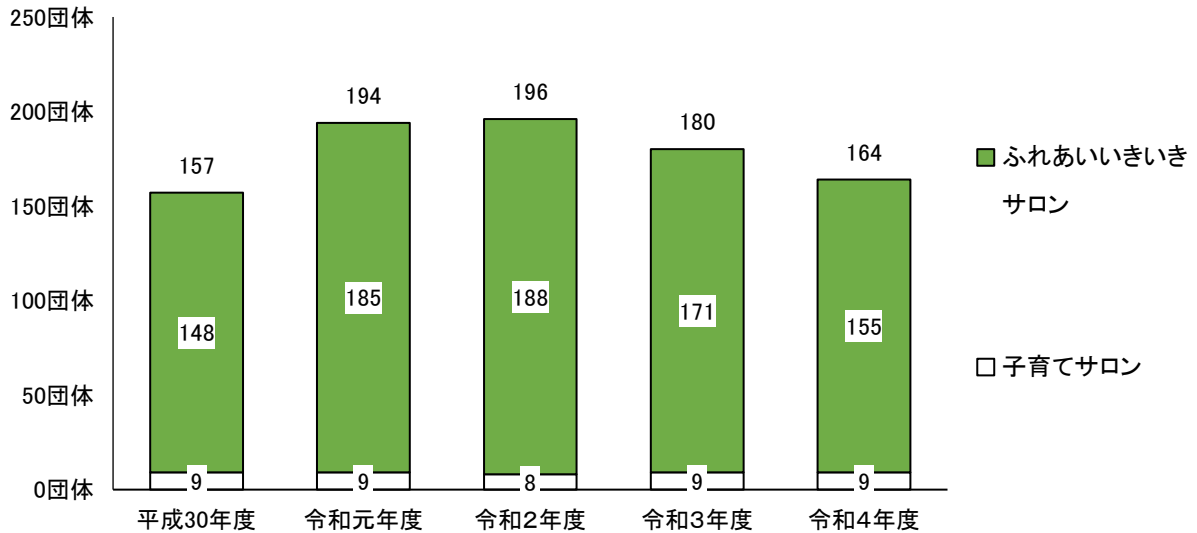
※ボランティアセンター

ボランティア活動を支援するために社会福祉協議会に設置されている機関。

③地域交流サロン活動支援団体の状況

本市の地域交流サロン活動支援団体の状況を見ると、ふれあい・いきいきサロン支援団体数は令和2年度（2020年度）をピークに減少しており、令和4年度（2022年度）は155団体となっています。また、子育てサロン支援団体数は、横ばいで推移しており、令和4年度（2022年度）は9団体となっています。

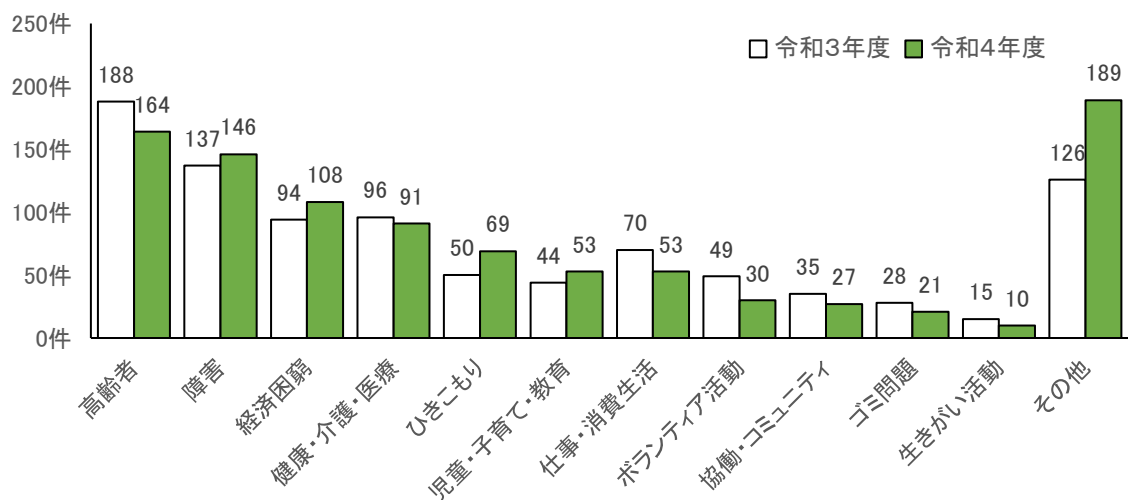
■地域交流サロン活動支援団体数の推移



資料：高齢者いきいき課・社会福祉協議会（各年度末現在）

④はちまるサポートの状況

本市のはちまるサポートにおける相談の状況を見ると、高齢者に関する相談が最も多く、以下、障害者、経済困窮などとなっています。

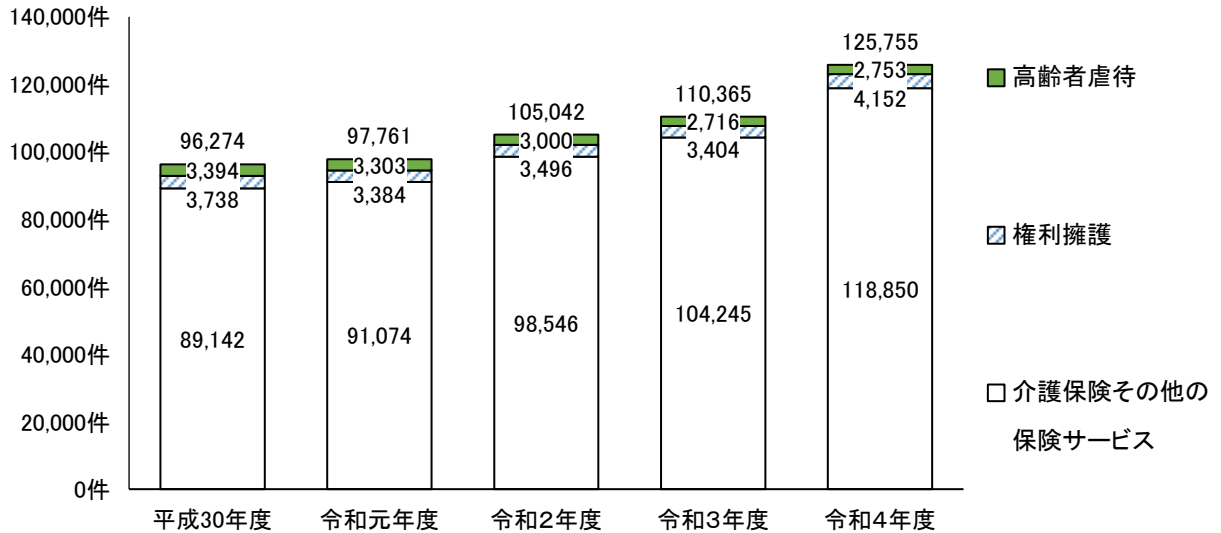


資料：福祉政策課（各年度末現在）

⑤高齢者あんしん相談センター（地域包括支援センター）の状況

本市の高齢者あんしん相談センターにおける相談件数は年々増加しており、令和2年度（2020年度）に延べ10万件を超え、令和4年度（2022年度）には延べ125,755件となっています。

■高齢者あんしん相談センターの相談延べ件数の推移

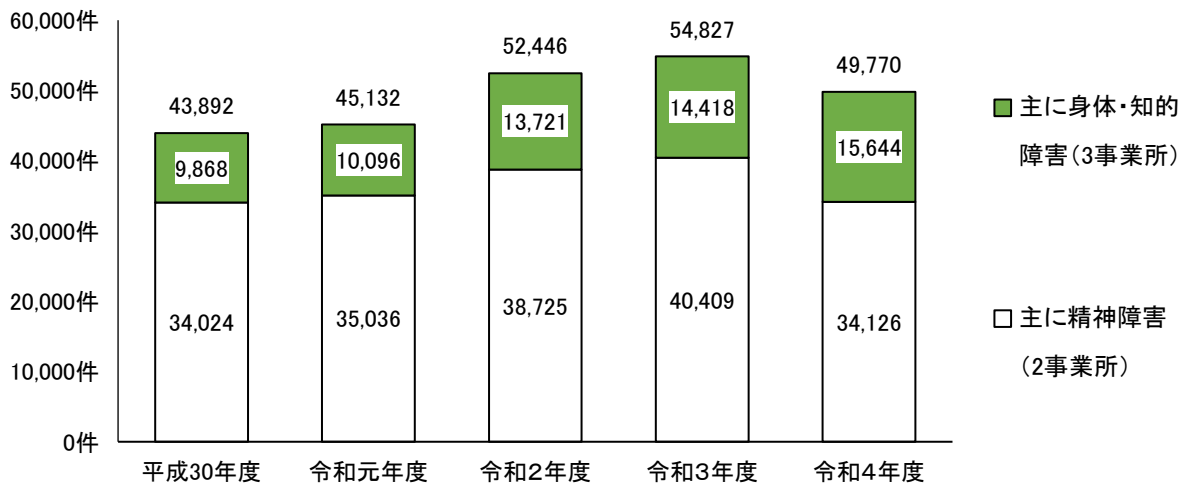


資料:高齢者福祉課(各年度末現在)

⑥障害に関する相談の状況

本市の障害に関する相談体制は、主に身体・知的障害を中心とする相談窓口が3か所、精神障害を中心とする相談窓口が2か所となっています。主に身体・知的障害に関する相談件数は年々増加しており、令和4年度（2022年度）は延べ15,644件となっています。また、主に精神障害に関する相談件数も年々増加していましたが、令和4年度（2022年度）は減少に転じ、延べ34,126件となっています。

■障害に関する相談延べ件数の推移



資料:障害者福祉課(各年度末現在)

⑦生活困窮者自立相談支援の状況

生活困窮者自立支援制度における新規相談受付件数は、コロナ禍による経済情勢の変化の影響もあり、年々増加傾向にあります。

また、相談者の年齢は10代～80代まで幅広く、高齢、障害、疾病、多重債務、社会的な孤立などの課題が複合的に生じている場合も増えてきました。

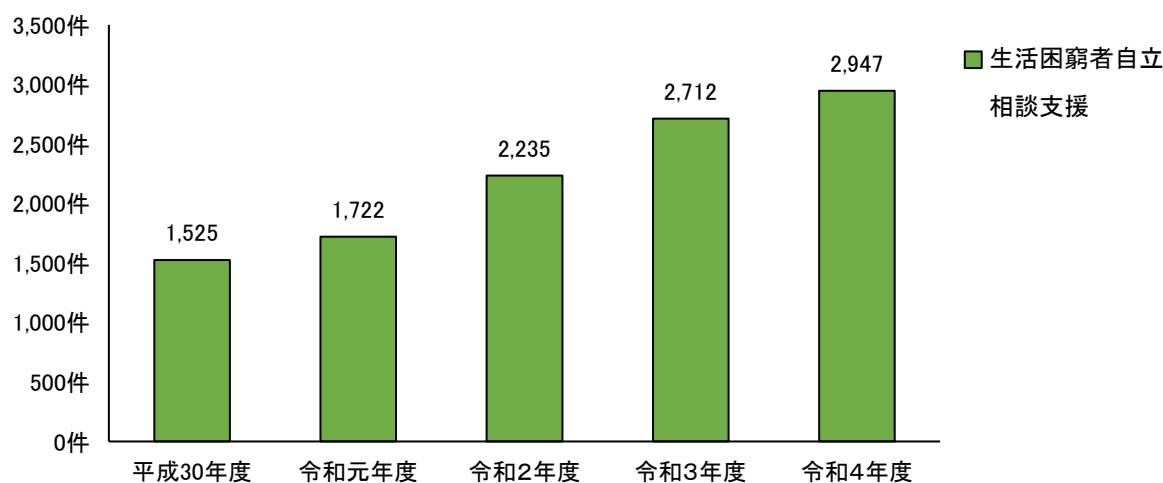
■生活困窮者自立支援制度における支援状況調査（全国）

	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和元年	令和2年
新規相談受付件数(件)	222,426	229,685	237,665	248,398	786,195
人口 10 万人あたり(%)	14.5	14.9	15.5	16.2	51.4
プラン作成件数(件)	66,892	71,293	77,265	79,429	138,955
人口 10 万人あたり(%)	4.3	4.6	5	5.2	9.1
就労支援対象者数①(人)	31,970	31,912	33,969	35,431	75,947
人口 10 万人あたり(%)	2.1	2.1	2.2	2.3	5.0
就労者数(人)	25,588	25,332	25,001	25,212	20,489
うち就労支援対象プラン作成者分②	17,836	17,958	16,333	16,717	14,501
増収者数(人)	7,199	6,390	9,031	8,650	12,713
うち就労支援対象プラン作成者分③	4,878	4,414	5,079	4,890	6,067
就労・増収率(②+③)/①	71%	70%	63%	61%	27%

資料：生活困窮者自立支援制度における支援状況調査（厚生労働省）

本市における生活自立支援課における生活困窮者自立相談支援の件数も年々増加しており、令和4年度（2022年度）は2,947件となっています。

■生活困窮者自立相談支援の推移（八王子市）



資料：生活自立支援課（各年度末現在）

⑧成年後見制度の状況

本市における成年後見制度の利用者数は年々増加傾向にあります。令和4年（2022年）では合計1,256人となっており、5年前の平成29年（2017年）と比較すると約1.1倍となっています。また、申立件数は200件前後、うち市長申立件数は50件前後で推移している状況です。

■成年後見制度の利用者数

単位：人

	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
後見	906	932	926	976	973	971
保佐	154	164	173	188	210	227
補助	42	47	52	50	49	49
任意後見	11	10	8	7	9	9
合計	1,113	1,153	1,159	1,221	1,241	1,256

資料：東京家庭裁判所

■成年後見制度の申立件数

単位：件

	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
後見開始	147	148	152	148	163	136
保佐開始	22	27	27	27	44	35
補助開始	4	9	8	6	7	7
任意後見監督人選任	4	3	2	3	2	4
合計	177	187	189	184	216	182

資料：東京家庭裁判所

■成年後見制度の市長申立件数

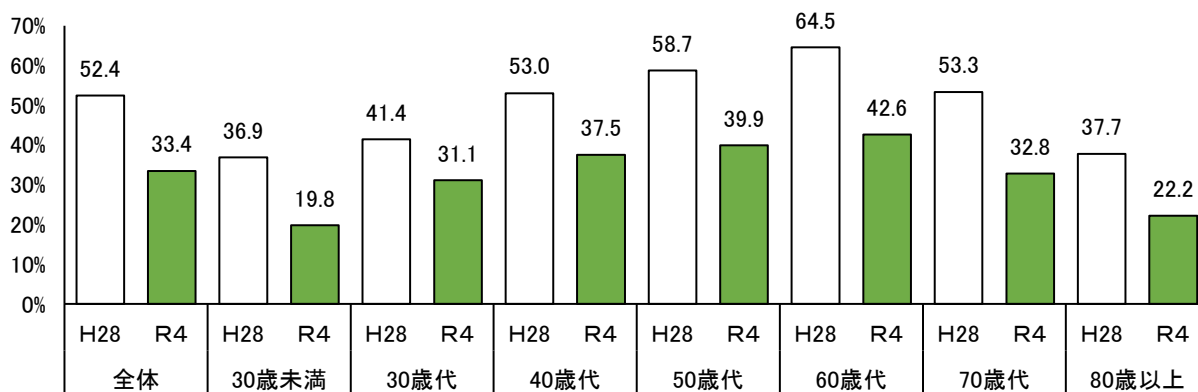
単位：件

		平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
申立件数	計	24	30	47	50	35	44
	高齢	19	28	46	38	23	40
	障害	5	2	1	12	12	4
報酬助成件数	計	24	35	46	66	74	90
	高齢	19	24	33	50	55	70
	障害	5	11	13	16	19	20
申立費用助成件数	計	5	3	22	23	20	16
	高齢	5	3	21	19	15	16
	障害	0	0	1	4	5	0

資料：高齢者福祉課・障害者福祉課

■成年後見制度の認知度

平成28年度（2016年度）に全体で52.4%でしたが、令和4年度（2022年度）には33.4%に低下しており、年代別に見ても全体的に低下していることが分かります。



資料：八王子市新たな地域福祉計画策定に伴う意識調査

■被後見人と後見人の関係（令和4年度（2022年度））

被後見人と後見人の関係を見ると、司法書士と弁護士が過半数を占めるほか、子や社会福祉士、その他家族や行政書士が多くなっています。

単位：人

	合計	司法書士	弁護士	子	社会福祉士	その他親族	行政書士	兄弟姉妹	社会福祉協議会	配偶者	その他法人	社会保険労務士	※市民後見人
合計	189	79	42	16	16	12	12	3	3	2	2	1	1
後見	147	60	31	15	14	10	8	2	2	2	2	0	1
保佐	35	13	11	1	2	1	4	1	1	0	0	1	0
補助	7	6	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0

※親、税理士、精神保健福祉士、その他個人は該当なし

資料：東京家庭裁判所

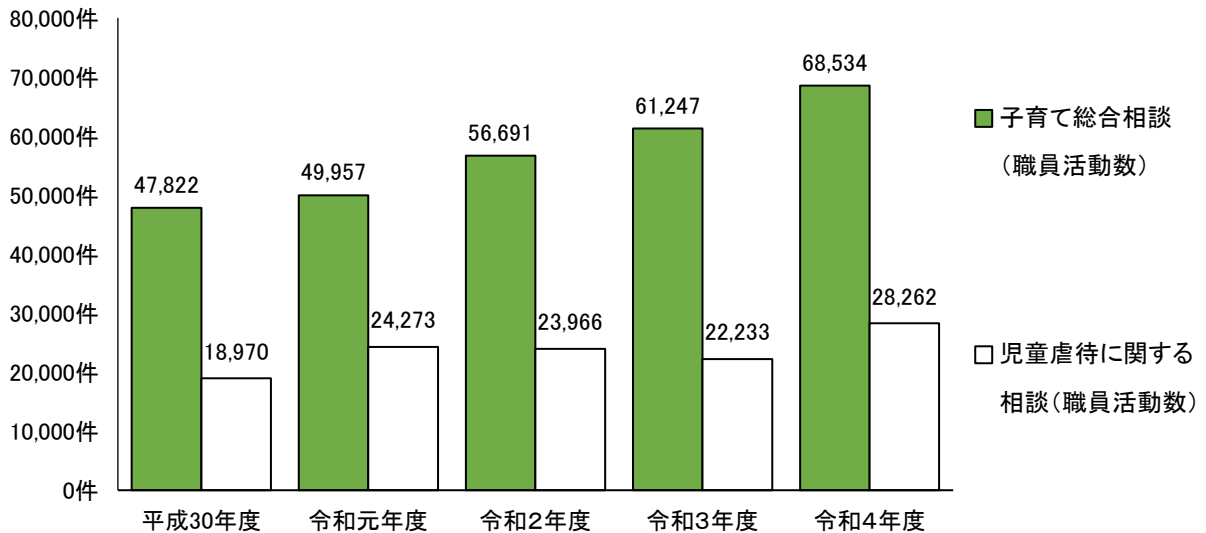
※市民後見人

後見業務を担っている親族や弁護士等の専門職以外に、成年後見制度の趣旨と内容を理解し、社会貢献的な精神で後見業務を担う人。本市では市民後見人候補者の養成を独自に行っている。（東京都における社会貢献型後見人と同義）

⑨児童虐待に関する相談の状況

本市の子ども家庭支援センターにおける子育て総合相談の職員活動数は年々増加しており、令和4年度（2022年度）は68,534件となっています。また、児童虐待に関する相談の職員活動数は令和元年度（2019年度）をピークに減少していましたが、令和4年度（2022年度）は増加に転じ、28,262件となっています。

■子ども家庭支援センターの職員活動数の推移



資料：子ども家庭支援センター（各年度末現在）

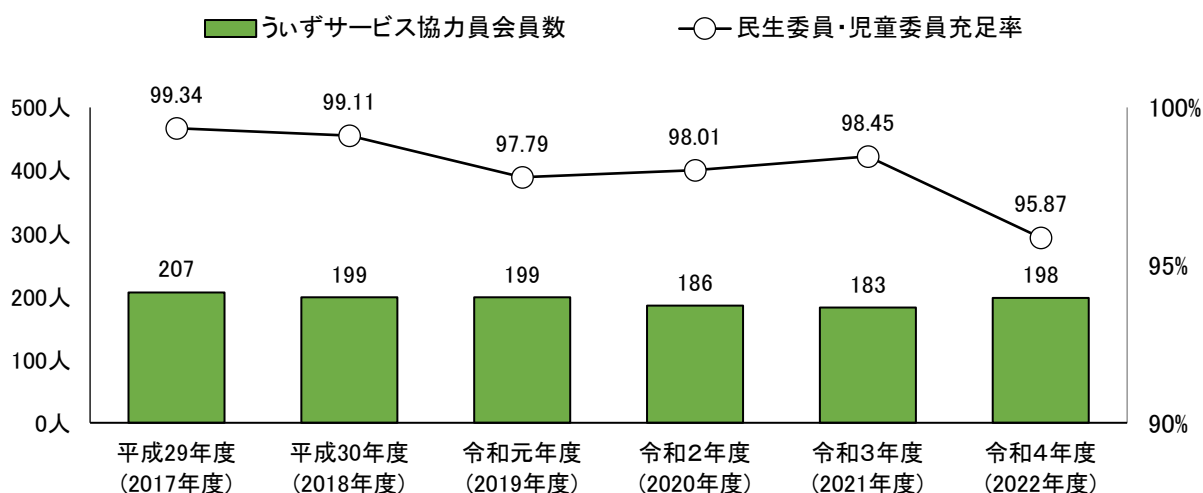
※子ども家庭支援センター

子どもと家庭に関する総合相談、親子ふれあい広場、親子つどいの広場、講座の開催、子ども家庭支援ネットワークの運営などの事業を行い、子どもと家庭を支援する中核的役割を担う機関。市域の広い本市では、別に「地域子ども家庭支援センター」を5か所設置し、地域における相談・支援の拠点となっている。

⑩担い手の状況

民生委員・児童委員*やういずサービス*協力員といった、従来から地域福祉を支えている担い手は減少傾向となっています。

■民生委員・児童委員充足率等の推移



資料：福祉政策課

地域福祉の「担い手」とは

第4期計画では、それぞれの地域において人びとが安心して暮らせるよう、協力して地域社会の福祉課題の解決に取り組む様々な主体を指しています。

主に、個人や団体に活動する住民ボランティアやNPO、民生委員・児童委員などの制度に基づき活動する福祉関係者、社会福祉関係の事業者など、住民の福祉を目的に活動している方（団体）がそれにあたります。

写真

民生委員・児童委員

民生委員法に基づき厚生労働大臣から委嘱され、各区市町村の担当地域で住民の社会福祉に関する相談・支援、社会調査活動、生活支援活動等を住民性の原則、継続性の原則、包括・総合性の原則に沿って行う。また民生委員は、児童及び妊産婦の保護などを行う児童委員を兼ねる。

ういずサービス

高齢者や障害のある方などが住み慣れた地域で安心して暮らせるように、会員制により有料で家事援助サービスを提供している。利用会員の希望にあわせて、コーディネーターが協力会員を紹介する。

2 第3期計画の振り返り

(1) 第3期計画の概要と進捗管理

第3期計画では、当時の社会情勢と本市における地域福祉の現状を踏まえ、3つのテーマを掲げ、施策を展開しました。それぞれの取組については、社会福祉審議会等に状況を報告し、委員の意見・評価を反映させながら計画の進捗管理を行いました。

また、第3期計画の施策の効果を検証し、第4期計画の策定に活かしていくことを目的に、「新たな地域福祉計画策定に伴う意識調査」を実施しました。

■第3期八王子地域福祉計画

計画期間	平成30年度（2018年度）～令和5年度（2023年度）
基本目標	だれもが、地域の中で、共に支えあい、安心して、元気で生き活きと暮らすことができるまちづくり
3つのテーマ	①地域福祉を推進するしくみの充実 多様化する福祉課題に対する包括的な相談・支援体制の推進 ②地域福祉活動支援・人材育成 地域で福祉課題に取り組む人材の確保 ③福祉サービスの充実 社会的弱者の社会的・経済的な自立と生活の向上

■新たな地域福祉計画策定に向けた意識調査

実施年度	令和4年（2022年）10月28日～11月14日
対象	市内在住の18歳以上の市民
対象者数 回収数（回収率）	対象者数：住民基本台帳より無作為抽出した3,000人 回収数：1,205人（回収率：40.2%） ※Web回答が2割（30歳未満では5割）。

(2) テーマごとの分析と第4期計画に引き継ぐ課題

第3期計画で掲げたテーマごとに、目標値と結果、施策の主な成果、「新たな地域福祉計画策定に伴う意識調査（以下「意識調査」といいます。）」を分析し、第4期計画に引き継ぐ課題について整理をします。

テーマ① 地域福祉を推進するしくみの充実

重点課題：多様化する福祉課題に対する包括的な相談・支援体制の推進

◆テーマの目標値と結果

ア 近隣に高齢・病気などで困っている世帯があった場合に、民生委員・児童委員に相談する人の割合

現状値 (平成28年度)	中間目標値 (令和2年度)	目標値 (令和4年度)	調査結果 (令和4年度)
7.1%	11.7%	14.8%	2.5%

イ 地域でおきる生活上の課題に対して、住民相互の協力関係が必要だと思う人の割合

現状値 (平成28年度)	中間目標値 (令和2年度)	目標値 (令和4年度)	調査結果 (令和4年度)
73.6%	79.1%	82.2%	71.7%

◆施策の主な成果（取り組んできたこと）

○民生委員・児童委員の活動支援（第2期計画から継続した取組）

地域の身近な相談窓口である民生委員・児童委員の活動を地域に知ってもらうために、広報はちおうじの特集号や市のホームページ、SNSを活用し民生委員・児童委員の活動をPRしました。また、令和5年度（2023年度）より、民生委員・児童委員活動の効率化や負担軽減のために、デジタル機器（モバイル端末、モバイルWi-Fi）を民生委員・児童委員に配付するとともに講習会や相談会を開催し、より活動がしやすい環境の整備を開始しました。

○重層的支援体制整備事業の開始（令和3年度（2021年度）～）

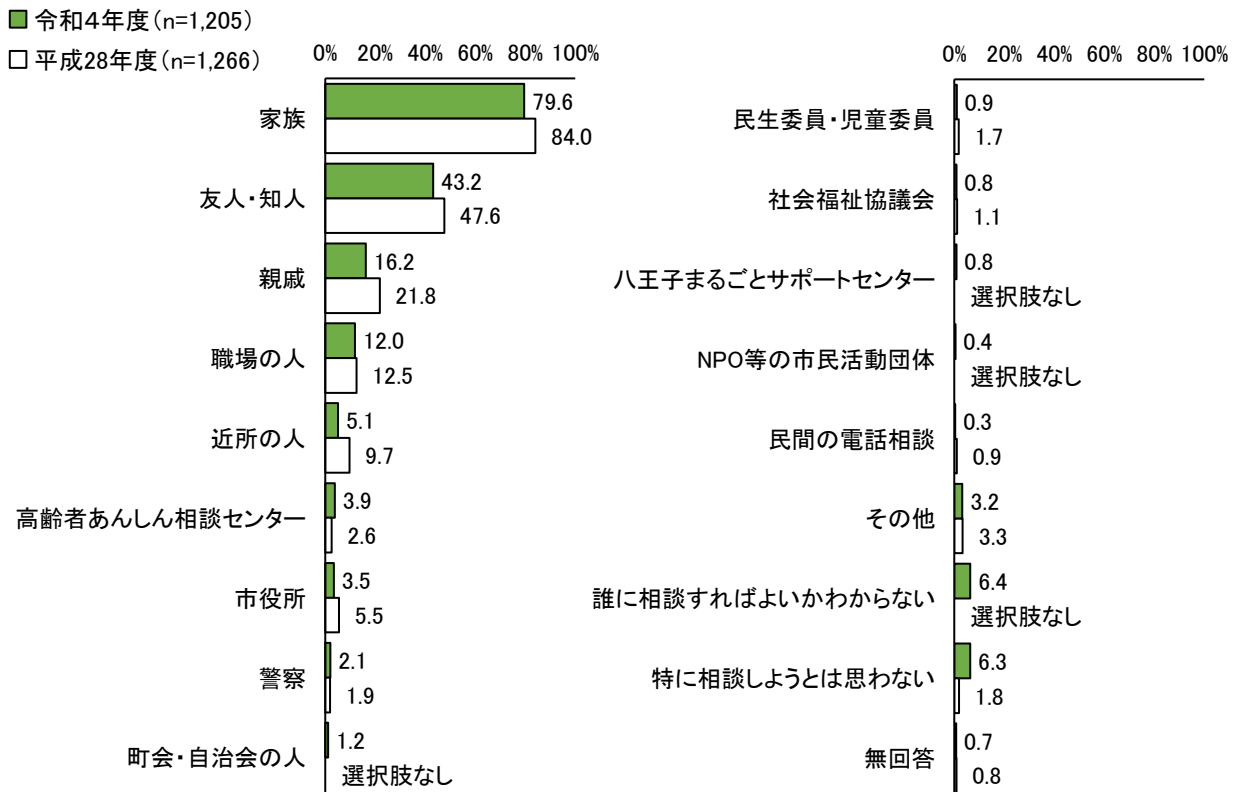
複雑化・複合化する地域生活課題に対応するため、高齢や障害、子育てなど、福祉に関係する様々な相談支援機関（以下、総じて「福祉関係機関」といいます。）の分野横断的な支援体制の構築に向けた「重層的支援体制整備事業」を開始しました。

市の関係部署や専門的な相談・支援機関によって構成する「包括的な地域福祉ネットワーク会議」を設置し、情報共有や包括的な相談・支援体制の構築に向けた検討を行うとともに、分野横断的な福祉の総合相談窓口となる「はちまるサポート」を市内13か所に設置し、複雑化・複合化した支援ニーズを受け止める多機関連携の支援体制を構築しました。

◆意識調査の分析

悩みや不安、困り事の相談先は、「家族」が最も多く、以下「友人・知人」や「親戚」など、身近な人が多く挙げられています。一方、「誰に相談すればよいかわからない」と「特に相談しようとは思わない」がともに約6%となっており、地域福祉を推進する上で、こうした相談できない人や相談する意識のない人を支援につなげていく取組が重要です。

■悩みや不安、困り事の相談先



その他、次のような調査結果が得られました。

- ◆ コロナ禍の中で、関係の希薄化や心身への影響など、半数以上が何らかの影響を感じており、特に30歳代では7割強を占めている。
- ◆ 暮らしの悩みや不安の上位は、老後のこと、健康のこと、経済的なことであり、経済的なことについては、年齢が低いほど多くなっている。
- ◆ はちまるサポートの利用意向について、「わからない」が6割を占めており、「利用したい」との回答は3割強。

SNS

人と人とのつながりを支援するインターネット上のサービス。友人、知人間のコミュニケーションを円滑にする手段や場を提供したり、趣味や嗜好、居住地域、出身校といった共通点やつながりを通じて新たな人間関係を構築する場を提供するサービスで、Webサイトや専用のスマートフォンアプリなどで閲覧・利用することができる

◆第4期計画に引き継ぐ課題

- ◆新型コロナウイルスも影響し、住民同士のつながりが希薄になり、孤独を感じる人が増加しています。また、地域活動への参加や交流機会も減少しており、人とひと、人と社会との“つながり”を再構築していくことが重要です。
- ◆地域生活課題がより複雑化・複合化していることから、地域と連携して課題を早期に発見するしくみや、早期に支援につなぐ体制が必要となっています。また、課題の深刻化を予防するためにも、地域住民が地域の課題を知ることや制度の理解を深めることが重要であり、それら「学びの機会」の充実が必要となっています。
- ◆暮らしの悩みや不安を解消するために、地域住民が様々な知識や情報を得られるような機会を、創出していく必要があります。
- ◆民生委員・児童委員や公的な相談窓口など、福祉に関する身近な支援者や福祉関係機関、サービスなどの認知度が低下しており、周知・認知度の向上が必要です。

テーマ② 地域福祉活動支援・人材育成

重点課題：地域で福祉課題に取り組む人材の確保

◆テーマの目標値と結果

ア 地域での活動に担い手として参加したことがある人の割合

現状値 (平成28年度)	中間目標値 (令和2年度)	目標値 (令和4年度)	調査結果 (令和4年度)
50.2%	60.2%	66.9%	52.1%

イ 福祉に関する地域活動に参加している人の割合

現状値 (平成28年度)	中間目標値 (令和2年度)	目標値 (令和4年度)	調査結果 (令和4年度)
12.3%	13.9%	15.1%	11.9%

◆施策の主な成果（取り組んできたこと）

○ボランティア活動への参加促進（第2期計画から継続した取組）

社会福祉協議会への運営支援を行い、「八王子市ボランティアセンター」を通じてボランティア活動を推進し、幅広い住民参加を促しました。

また、ボランティア活動について必要な知識を学ぶ機会の充実や交流の場の提供など、地域活動に関する啓発活動も行いました。

○地域福祉へのゆるやかな参加（令和5年度（2023年度）～）

地域住民を対象に、地域福祉へのゆるやかな参加を目的とした「はちまるサポーター」を募集し、身近なつながりを増やしていくための取組を新たに開始しました。

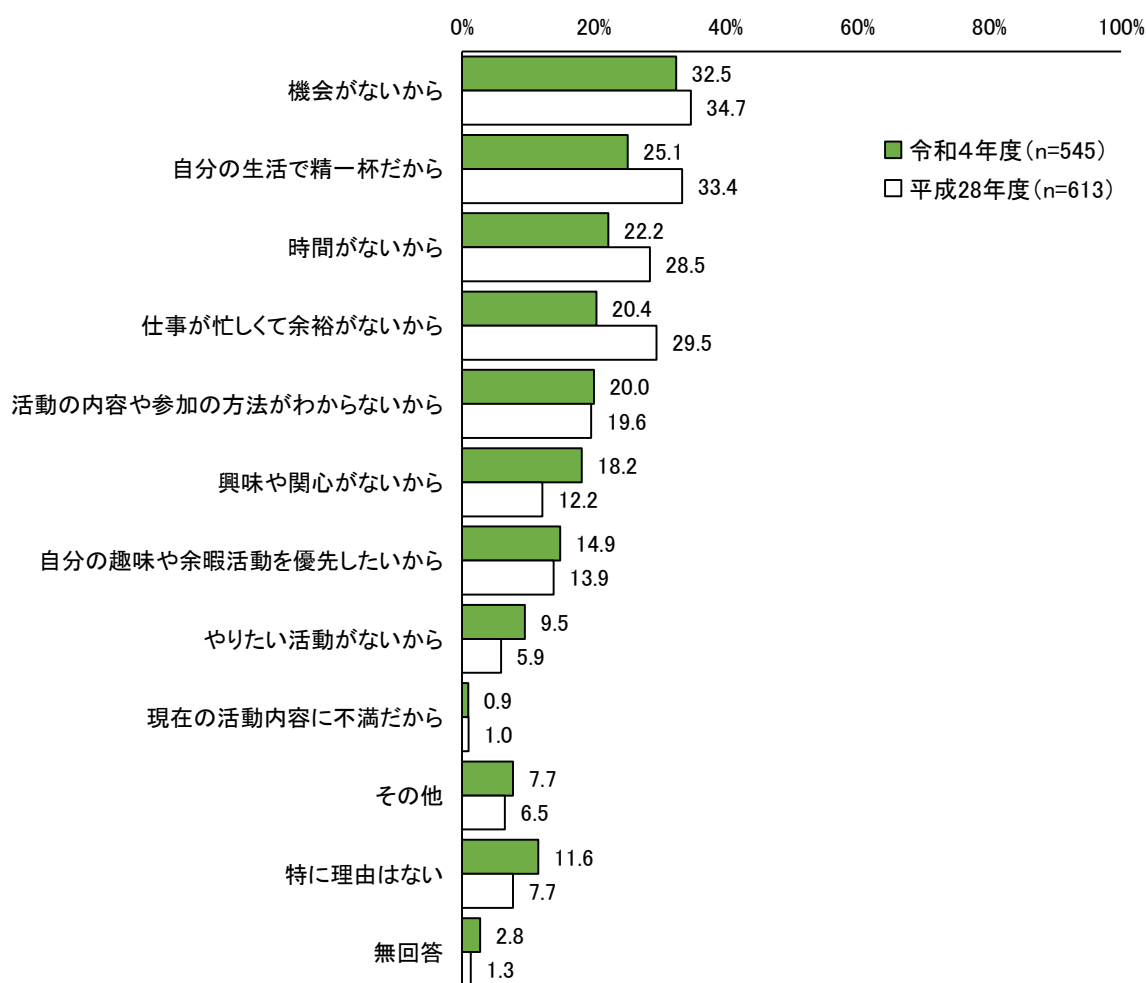
○避難行動要支援者の個別避難計画の作成（令和4年度（2022年度）～）

避難行動要支援者（災害時に自力避難が困難な方）の災害時の避難行動を実効性のあるものとするため、令和4年度（2022年度）より避難行動要支援者の個別避難計画の作成を、避難支援の担い手となるケアマネジャーや民生委員・児童委員等の福祉関係者と連携して開始しました。

◆意識調査の分析

地域活動に参加していない理由は、「機会がないから」が最も多く、以下「自分の生活で精一杯だから」、「時間がないから」などとなっています。経年比較では、「興味や関心がないから」や「やりたい活動がないから」などの割合が増加しており、多様な参加機会や活動の理解促進など、活動に“つながる”ための取組が求められます。

■地域活動に参加していない理由



※社会福祉協議会

社会福祉法に基づき、各市町村に設置された社会福祉法人。福祉サービスの提供をはじめ、行政の受託事業、ボランティアの啓発・組織化などを民間の立場から総合的に行う。

※社会福祉法人

社会福祉事業を行うことを目的として社会福祉法の定めるところにより設立され、高齢者、障害者や児童などを対象とした各種福祉施設を運営する法人。

※避難行動要支援者

災害時に一人では避難できない方、一人での避難に不安のある方。「八王子市避難支援プラン(全体計画)」では、高齢者(ひとり暮らし高齢者、介護認定を受けている方など)、障害者(身体、知的、精神の各障害者手帳を保持している方)、難病患者、乳幼児、妊産婦、外国人を指す。本市が個別計画作成を進める上では、特に介護認定を受けている方、障害者手帳を保持している方、難病の方、ひとり暮らし高齢者の方を具体的支援の必要な要援護者と位置付けている。

その他、次のような調査結果が得られました。

- ◆ 9割弱が「会えばあいさつをかわす以上のつきあい」であり、大半が「これまで以上のつきあい方」を望んでいるが、年齢が低いほど、つきあいは「ほとんどない」「つきあいはしたくない」との回答が多くなっている。
- ◆ 住民相互の協力関係は、7割強が「必要だと思う」と回答する一方で、1割強が「必要だと思わない」と回答しており、それらの方からは「地域課題は行政が全面的に対応すべき」という意見が増えてきている。
- ◆ 「地域で協力して取り組む必要があること」は、「高齢になっても安心して暮らせる環境づくり」が5割を占めており、以下、「防犯体制づくり」が3割強、「防災体制づくり」が3割弱、「地域活動」が2割半。若い世代では「子どもが安心して暮らせる環境づくり」が6割強を占めている。
- ◆ 災害発生時、8割半は家族を頼りにしており、「頼れる人はいない」との回答は4.1%。避難所が決まっていない人が4割、緊急時に支援が必要な近所の人を知らない人が8割強となっている。

◆第4期計画に引き継ぐ課題

- ◆ 地域福祉に意識を持って取り組む“担い手”が減少傾向にあります。より多くの地域住民が新たな担い手になれるしくみづくりや、ボランティアや地域活動が継続できるための支援体制が必要です。また、学生ボランティア活動の推進なども市の特性を活かした人材育成の取組として重要です。
- ◆ 地域で支えあう意識は大半の市民が持っていると考えられます。一方で、現実的に地域活動に参加していない市民は多く、その理由に「自身の生活で精一杯」「時間がない」と回答しており、「地域活動は負担が大きい」と認識されていることがわかります。一人ひとり異なる自分のライフスタイルの中で、自然と福祉に“つながる”行動がとれるような環境づくりを進める必要があります。
- ◆ 「地域で協力して取り組む必要があること」のうち、防犯・防災体制づくりの優先順位も高く、家族以外の支援者・支援先の確保、地域での支援体制を充実することが求められています。

テーマ③福祉サービスの充実

重点課題：社会的弱者の社会的・経済的な自立と生活の向上

◆テーマの目標値と結果

ア 生活困窮者に対する相談窓口が市役所にあることを知っている人の割合

現状値 (平成28年度)	中間目標値 (令和2年度)	目標値 (令和4年度)	調査結果 (令和4年度)
54.7%	80.7%	98.1%	25.2%

イ 「成年後見制度」という制度や言葉を知っている人の割合

現状値 (平成28年度)	中間目標値 (令和2年度)	目標値 (令和4年度)	調査結果 (令和4年度)
52.4%	63.6%	71.2%	33.4%

◆施策の主な成果（取り組んできたこと）

○生活困窮者への支援（第2期計画から継続した取組）

多様な課題を抱える生活困窮者に対して、自立相談支援や就労準備支援をはじめとした取組や関係機関・制度との連携を通して、地域において自立した生活を送ることができるよう支援を行いました。

○成年後見制度の利用促進（第2期計画から継続した取組）

判断能力が十分でない方が地域で安心して生活できるよう、成年後見・あんしんサポートセンター八王子を中心に、成年後見制度や地域福祉権利擁護事業などの制度を利用しやすい環境を整備しました。

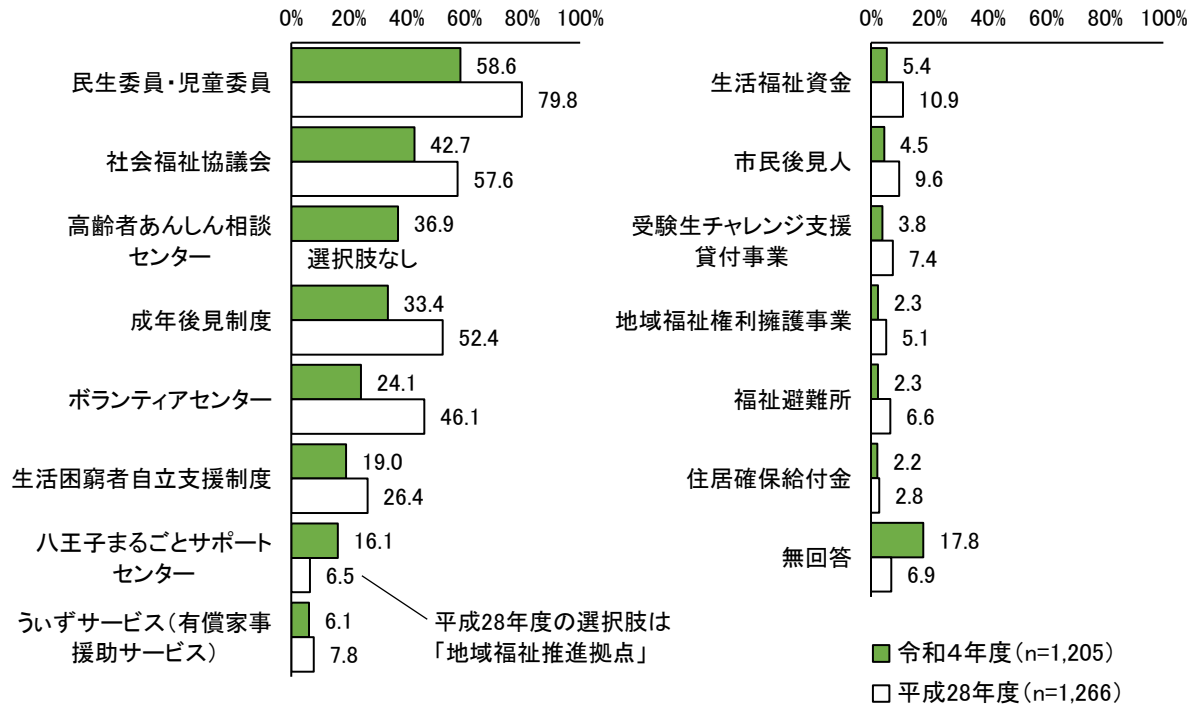
◆意識調査の状況

福祉にかかわる制度や言葉の認知度は、「民生委員・児童委員」が最も高く、以下「社会福祉協議会」「高齢者あんしん相談センター」などとなっています。

経年比較では、全体的に認知度が低くなっており、特に「ボランティアセンター」や「民生委員・児童委員」「成年後見制度」が大きく低下しています。日常的にこれらの制度や福祉サービスに触れる機会が少ないだけでなく、新型コロナウイルス感染症の影響で、人とひととのつながりが薄くなったことも認知度低下の要因として考えられるため、つながりを再構築しながら、制度や言葉の認知度を高めていく（知ってもらう）ことが重要です。

また、令和3年（2021年）10月から新たな名称となったはちまるサポート（前回調査時・地域福祉推進拠点）は、9.6ポイント上昇し16.1%となっており、今後更なる認知度の向上が期待されます。

■福祉制度に関わる制度・言葉の認知度



その他、次のような調査結果が得られました。

- ◆ 希望する福祉の情報入手手段として、市の広報が7割弱を占めている。年齢が低いほどWeb媒体の割合が高くなっている。
- ◆ 福祉サービスや制度のしくみについて、6割強が「わかりにくい」と回答している。
- ◆ 経済的に困窮している人が一定数存在しており、求められる支援は、前回調査と同様に、「生活の安定のための就労支援」が7割強を占めている。

◆第4期計画に引き継ぐ課題

- ◆ 地域生活課題が多様化する中、対応する福祉サービスも充実してきている一方、その認知度が低く、課題が潜在化・深刻化する状況も出ています。いざという時に備え、必要な情報をあらかじめ「知る」ための周知に力をいれる必要があります。
- ◆ 制度や言葉の認知度が低下していることや、自由記載欄にも情報に関する記述が比較的多かったことから、情報提供媒体の整理や情報の「見やすさ」「得やすさ」を向上させていくことは重要です。
- ◆ ひとつの支援機関では解決できない問題も増えています。福祉の関係機関が連携し、一体となって支援できる体制づくりが必要です。
- ◆ 生活課題の複雑化や高齢化に伴う認知症高齢者の増加等により、医療機関や介護事業者と連携した地域福祉の推進が必要となっています。分野の垣根を越えた、多機関連携のしくみを構築するとともに、隙間のないサービス提供に向けた重層的な支援体制の充実が必要です。
- ◆ 生活困窮者に対する「生活の安定のための就労支援」に、より一層力をいれていく必要があります。

第3章 第4期計画の基本的な考え方

1 第4期計画で取り組む課題

少子高齢化に伴う人口減少やライフコースの多様化、さらには新型コロナウイルス感染症の影響などから、地域活動の減少や近所づきあいの希薄化が進んでいます。そして、それらを要因として、課題の複雑化・複合化や、孤独・孤立などにみられる課題の潜在化など、困難な地域生活課題が今後ますます増加することが見込まれます。

こうした状況の中、地域住民や福祉の支援機関、民間事業者、社会福祉協議会など、様々な主体（以下、総じて「多様な主体」といいます。）が、世代や分野、立場の壁を越えてつながり、誰もが支えあう地域をともに創っていく地域共生社会の実現が求められています。

これらの背景と、第1章及び第2章の内容を総括し、第4期計画で取り組む課題について、次のとおり整理をします。

- (1) 多様な主体が、これまで以上につながりを強め、互いの特性、知恵、ノウハウを活かし、潜在化する地域生活課題の早期発見や力をあわせて解決に取り組む「地域をつなげる」しくみの構築。
- (2) 複雑化・複合化が進む地域生活課題に福祉関係機関が一体となって対応する包括的な支援体制を強化し、地域生活課題を速やかに適切な支援につなげる関係機関や専門職間の「人材をつなげる」取組の構築。
- (3) 福祉的な支援が必要になった時、速やかに必要な支援が得られるように、福祉サービスや相談できる窓口・人などの情報を、地域住民が日常的に知る（学ぶ）ことができる「サービスをつなげる」機会の充実。

2 第4期計画の基本目標とめざす姿

第4期計画では、第3期計画で進めてきた地域福祉推進の方向性を引き継ぎつつ、地域共生社会の実現や、今後増加が見込まれる複雑化・複合化する地域生活課題に対応できる地域の「つながり」づくりなど、より一層地域福祉の充実を図る必要があります。

そこで第4期計画では、第3期計画で掲げた「基本目標」及び「めざす姿」を継承しつつ、新たに「つながる」という視点を加え、様々な“つながる”を取組の中で実現していく施策を推進していきます。

基本目標（第3期計画から継承）

だれもが地域の中で共に支えあい、

安心して元気で生き活きと暮らすことができるまちづくり

めざす姿（第3期計画から一部変更（※））

“市民力・地域力” 地域におけるつながりあい

(※)「人とひと、人と地域が世代や分野を超えつながる」という地域共生社会の理念を「めざす姿」に反映するため、「つながりあい」という言葉を含めました。

3 第4期計画のキーワード

日常生活に何らかの悩みや問題が生じた時、速やかに必要な支援が受けられるように、相談できる窓口や利用できるサービスの情報、助けてくれる身近な人などをあらかじめ知っておくこと、さらに日常的にそれらと「つながる」ことは、安心して暮らし続けるためにもとても大切なことです。

また、今後も困難さが増すと思われる地域生活課題に対応していくためには、様々な福祉関係機関や行政などがお互いのことを知り、「つながり」を強めながら互いの強みを活かした支援が提供できる体制を構築していく必要があります。

これからの地域福祉には「つながる」ことが必要であり、「つながる」ことにより様々な地域生活課題の解消が期待できます。そこで、第4期計画では、知ることを通じて、様々な「つながり」を新たに生み出していく、より強化していく、再びつなぎ直していくことに着目し、「つながる」を計画の中心となるキーワードとし、様々な施策を進めていきます。

“つながる”



多様な“つながる”で充実する「地域福祉計画」

つながる 地域で つなげる 未来

4 第4期計画のテーマ

(1) テーマの考え方

国は、地域共生社会の実現に必要な柱として、「地域課題の解決力の強化」「地域丸ごとの繋がり強化」「地域を基盤とする包括的支援の強化」「専門人材の機能強化・最大利用」を掲げています。第3期計画では、これらの国の柱を整理し、地域福祉として取り組むべきテーマとして、「地域福祉を推進するしくみの充実」「地域福祉活動支援・人材育成」「福祉サービスの充実」の3つを設定しました。

第4期計画では、第3期計画のテーマである「地域」「人材」「(福祉)サービス」の視点を継承しつつ、それぞれで「つながる」をより意識した施策を展開していくため、「地域のつながり」「人材のつながり」「サービスのつながり」の3つのテーマを新たに設定します。

テーマ① 地域のつながり（地域福祉を推進する仕組みの充実）

- ★誰もが地域の力になれるしくみづくり（施策1-1）
- ★福祉や健康づくりが身近になる環境づくり（施策1-2）

テーマ② 人材のつながり（福祉人材の確保・充実・育成）

- ★福祉関係者との連携強化と新たな担い手づくり（施策2-1）
- ★様々な専門職との連携と包括的な支援体制の強化（施策2-2）

テーマ③ サービスのつながり（福祉サービスの充実）

- ★一人ひとりに知りたい情報が届くしくみの充実（施策3-1）
- ★隙間のないサービス提供と効果的なサービス運用体制の充実（施策3-2）

5 第4期計画の特長

(1) 自分らしく社会（地域や人）とつながる“つなぎ手”

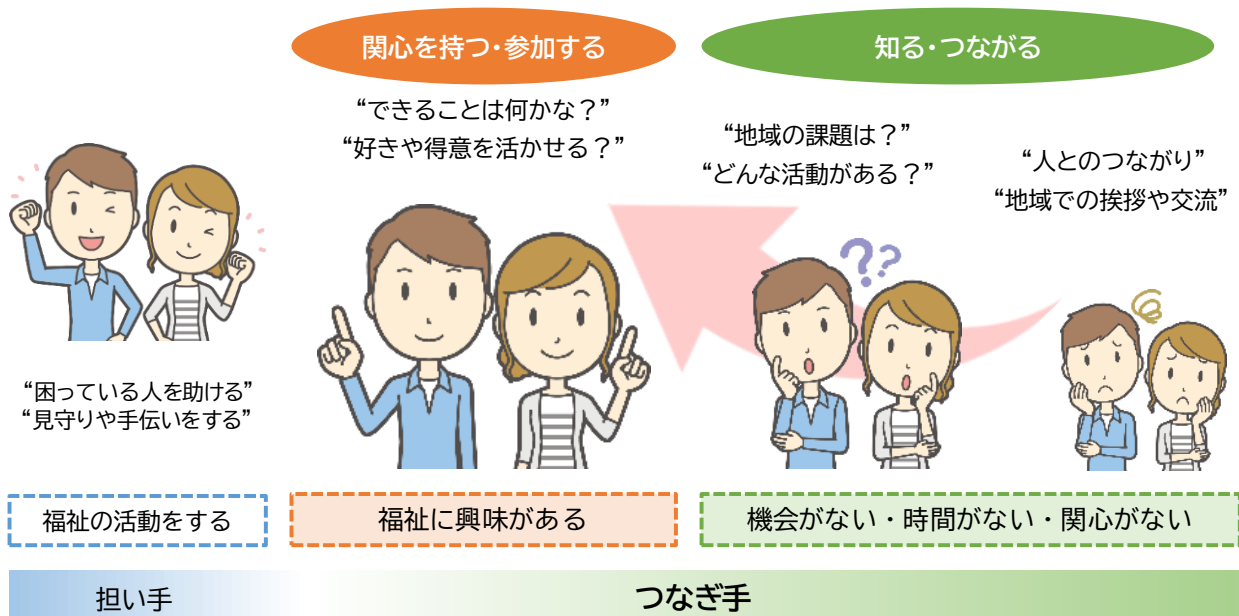
これまで地域福祉は、行政や福祉関係機関に加え、福祉を仕事とする方々や、「地域の役に立ちたい」「人々を支えたい」など自らの意志でボランティア活動に取り組む地域住民などが「担い手」となり、支えられてきましたが、昨今は「担い手」が不足しており、地域福祉にとって大きな問題となっています。

一方、全ての人が福祉の「担い手」になることは困難ですが、自分ができる範囲で地域や人と“つながる”ことは、決して不可能なことではありません。

“つながる”ことを意識し、自分らしく社会とつながっていくことは、地域コミュニティの活性化だけではなく、隣人の孤独・孤立の解消や異変の察知など、福祉的な効果も期待できます。つまり、福祉を意識しているわけではない“つながる”という行動が、「結果的に」福祉につながり、その行動が、不足している「担い手」の活動を助ける大きな力になるのです。

第4期計画では、日常生活の中で、地域や人とゆるやかに“つながる”地域住民を、新たに「つなぎ手」と呼称し、「担い手」とともに地域福祉を推進する主体のひとつに位置付けることとします。

■つなぎ手のイメージ



(2) 重層的支援体制整備事業の深化・推進

本市が令和3年度（2021年度）より開始した「重層的支援体制整備事業」は、はちまるサポートを推進の中核機関に据え、高齢や障害、子育てなど、福祉に関係する様々な相談支援機関（以下、総じて「福祉関係機関」といいます。）の分野の垣根を越えた包括的な支援体制を構築し、複雑化・複合化した地域生活課題に対応するしくみとして、重要な役割を担っています。

一方で、少子高齢化の進行や生活困窮者の増加は、地域生活課題を一層困難にし、孤独・孤立等に見られる潜在的な課題は、発見や対応の遅れを招き、深刻化を進めています。

こうした状況を踏まえ、第4期計画では、重層的支援体制整備事業にも“つながり”の視点を取り入れ、既存の取組をより強化していくとともに、地域生活課題の深刻化予防に向けた早期発見・支援につなげる取組を加えるなど、新たな課題に対応できるようそれぞれの事業を深化・推進していきます。

■第4期計画における「重層的支援体制整備事業」の推進視点

地域生活課題の深刻化予防に向けた早期把握と支援への“つながり”

■第4期計画における各事業の方向性と提供体制

包括的相談支援事業			
概要	相談者の属性や世代、相談内容に関わらず、包括的に相談を受け止め、関係支援機関との連携、つながりを行う。		
方向性	はちまるサポートの基幹化(※)とCSWの機能強化 各福祉関係機関における相談対応の共通化		
提供体制	名称	分野	設置数
	高齢者あんしん相談センター	高齢者	21か所
	障害者相談支援事業所	障害者	5か所
	親子つどいの広場	子育て	5か所
	地域子ども家庭支援センター		4か所
	子ども・若者育成支援センター		9か所
	南口総合事務所		1か所
	保育幼稚園課		1か所
	保健福祉センター		3か所
	生活自立支援課	生活困窮	1か所
	はちまるサポート(基幹型・個別支援型)	その他	15か所
関連細施策	3-2-1 はちまるサポートの機能強化 3-2-2 複雑化・複合化した地域生活課題に対応する支援スキームの共通化		

※はちまるサポートの基幹化についてはP.91参照

地域づくりに向けた支援事業			
概要	地域住民が出会い、交流できる場や居場所の確保に向けた支援と、交流・参加・学びの機会を生み出すコーディネートを行う。		
方向性	八王子未来デザイン2040の「地域づくり」と連携した担い手・つなぎ手の充実と地域活動の活性化支援 多様な主体と連携して地域生活課題や支援ニーズに対応できるプラットフォームの構築		
提供体制	名称	分野	設置数
	ふれあい・いきいきサロン活動支援	高齢者	－
	高齢者ボランティア・ポイント制度		－
	健康づくりサポーター養成・育成講座		－
	生活支援コーディネーター		21人
	地域生活支援センター	障害者	1か所
	地域活動支援センター		2か所
	親子ふれあい広場	子育て	6か所
	親子つどいの広場		5か所
	公立保育園		9か所
	認可保育所		6か所
	認定こども園		4か所
	子ども・若者育成支援センター（旧児童館）		9か所
	生活自立支援課	生活困窮	1か所
はちまるサポート（基幹型）	その他	6か所	
関連細施策	1-1-1 地域住民が地域生活課題やニーズを知る「学びの機会」の提供 1-1-2 住民主体による地域活動の活性化に向けた取組の強化 1-1-4 多様な主体と連携して解決する「共創」の推進 1-1-6 「市民力」「地域力」を活かした地域づくりの推進 1-2-2 自分らしく社会とつながる多様な居場所の充実 1-2-4 誰でもできる” つながり” の普及啓発 1-2-5 地域福祉を支える「つなぎ手」の充実		

多機関協働事業		
概要	複雑化・複合化した支援ニーズに対して、福祉関係機関の役割を整理し、支援の方向性を示すとともに、支援体制の構築を行う。	
方向性	分野別の支援をつなぐ連携基盤の強化	
提供体制	名称	設置数
	福祉政策課	1か所
	はちまるサポート(基幹型)	6か所
関連細施策	2-2-1 多機関連携の強化による専門職の有効活用 2-2-3 福祉関係者などの分野横断的な“つながり”強化 2-2-4 相談対応力を向上する機会の充実 3-2-6 地域福祉を推進する「包括的な地域福祉ネットワーク会議」の充実	

アウトリーチ等を通じた継続的支援事業		
概要	福祉サービスが途切れないよう、必要な住民への訪問(アウトリーチ)による支援の継続的な繋ぎを行う。	
方向性	CSW によるアウトリーチ機能の充実	
提供体制	名称	設置数
	はちまるサポート(基幹型)	6か所
	はちまるサポート(個別支援型)	9か所
関連細施策	2-1-2 医療や福祉の専門職と地域の“つながり”づくり 2-2-2 専門職との連携によるアウトリーチ支援体制の強化	

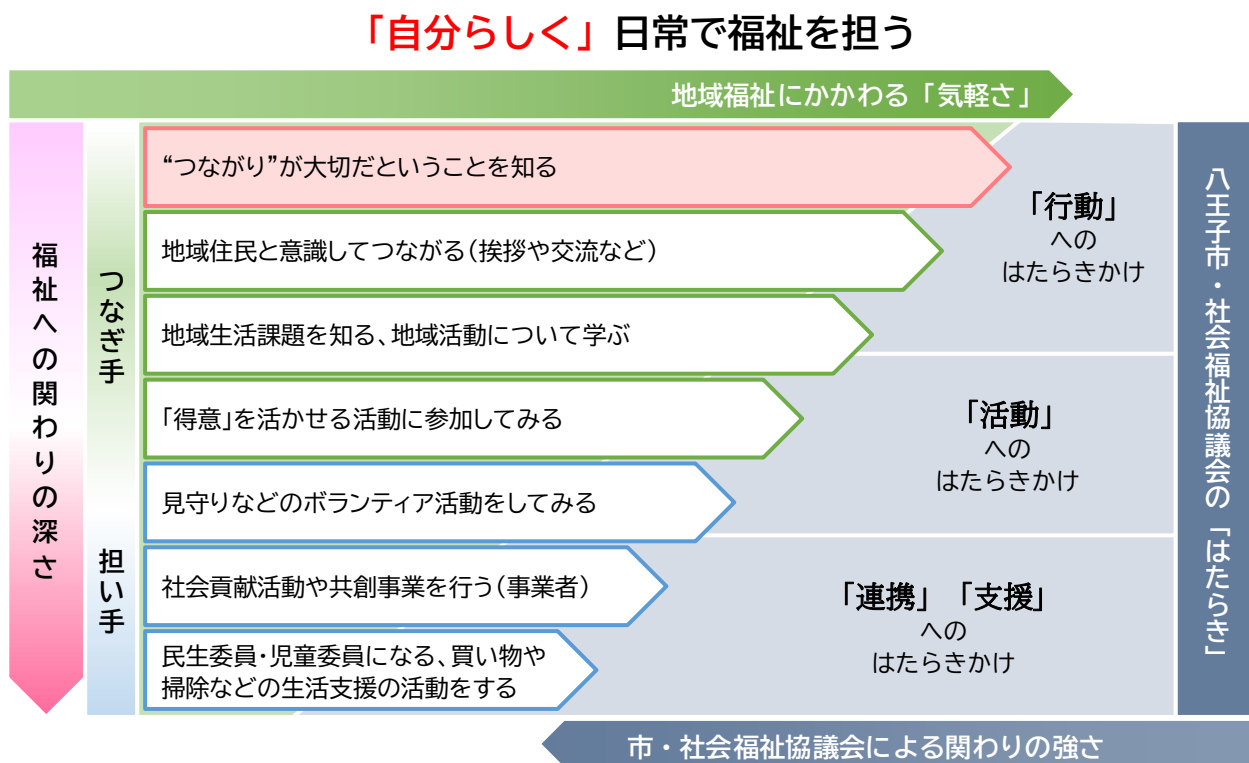
参加支援事業		
概要	ひきこもり等課題を抱える方の自立に向けた、交流機会の提供、地域とのつながりや就労支援などの社会参加支援や参加機会の創出を行う。	
方向性	生きがい・やりがいに繋げる社会参加機会の充実	
提供体制	名称	設置数
	はちまるサポート(基幹型)	6か所
	はちまるサポート(個別支援型)	9か所
関連細施策	1-1-3 ボランティアセンター等による多様な参加支援 1-1-5 孤独・孤立対策の強化	

(3) 福祉との関わりの深さに応じた「期待される行動」

地域共生社会の本質は、地域住民、ボランティア団体、NPO、福祉関係機関、民間事業者などの「属性」や「立場」の壁を越え、より多くの主体が、自然と地域福祉に参画している社会をつくっていくことです。第4期計画では、地域福祉に各主体が参画する際の期待される行動を「属性」ごと示すのではなく、「福祉との関わりの深さ」に合わせ、施策ごと示していくこととします。その主体の「福祉への関わり」方の変化にあわせ、「期待される行動」も変化する、「自分らしさ」を尊重した行動を示し、誰でも地域福祉に参画できる意識の醸成を図っていきます。

また、率先して地域福祉を推進していく主体として、本市と社会福祉協議会が「車の両輪」となり、「期待される行動」に対して行う様々な「はたらき」かけをあわせて示していきます。

■主体ごとの「期待される行動」を示すイメージ



(4) 福祉サービス等の認知度向上を目指した「周知目標」

意識調査によると、相談機関や福祉サービスの認知度が前回と比較して、大きく低下していることが分かりました。

地域住民が福祉関係機関の相談窓口や福祉サービスの情報などをあらかじめ知っておくことや、それらとつながっていることは、自らの日常生活に課題が生じた際、その深刻化を防ぐ意味でもとても大切なことです。そのため、市や社会福祉協議会を始め、施策を推進する主体は、効果的な周知を常に心がける必要があります。

第4期計画では、施策を推進するために周知が必要な情報や福祉サービスを項目として抽出し、各項目の認知度等を周知目標として設定することで、必要な人に計画的かつ効果的に福祉サービスなどの情報を届けていくことを意識します。

■施策ごとの周知目標の例示

<施策1-1「誰もが地域の力になれるしくみづくり」を推進するための周知目標>

周知が必要な項目	主な周知の対象	周知方法	周知目標	
			現状値 【令和4年度】 (2022年度)	目標値 【令和11年度】 (2029年度)
「つながる」ことの効果や重要性	地域住民	① 広報 ② ホームページ ③ SNS ④ 啓発リーフレット ⑤ シンポジウム	新規	新規取得値の向上
八王子市社会福祉協議会		① 広報 ② ホームページ ③ SNS ④ 啓発リーフレット	42.7%	60.0%
ボランティアセンター		① 広報 ② ホームページ ③ SNS ④ 啓発リーフレット	24.1%	50.0%
CSW		① 広報 ② ホームページ ③ SNS ④ 啓発リーフレット	新規	新規取得値の向上
生活支援コーディネーター		① 広報 ② ホームページ ③ 啓発リーフレット	新規	新規取得値の向上
民生委員・児童委員		① 広報 ② ホームページ	58.6%	70.0%

(1) 福祉圏域とは

福祉圏域とは、地域福祉活動を推進するために必要な取組やしくみづくりを効率的、効果的に展開していくための地域の単位です。また、行政が適切な福祉サービスを提供するための地域の単位でもあります。

そのため、第4期計画における福祉圏域の設定にあたっては、住民主体の地域福祉活動の展開と活動に対する効果的な支援及び関係機関等との連携を図るための範囲を考慮する必要があります。

(2) 中学校区を最小単位に

過去の地域福祉計画では、市民部事務所の14圏域（平成5年（1993年））や、八王子市民生委員児童委員協議会の20地区（平成25年（2013年））を最小の区域として提示してきました。これらは、市民の日常生活を考慮しながらも、行政が適切な福祉サービスを提供するための圏域として設定したものです。また、福祉分野だけでなく、保健・医療・防災・教育・都市計画・交通等様々な分野とも連携した区域として捉えてきました。

しかし、地域住民による地域福祉活動を推進するための圏域といった側面から福祉圏域を捉えると、町会・自治会をはじめとする地域コミュニティの活動区域（町や団地等の単位）や青少年対策地区委員会の活動区域（中学校単位）、防災の取組区域（町会・自治会や中学校単位）等のような、より細かい単位での設定が重要です。そこで、第3期計画では、国の方針に基づき「住民に身近な圏域」として中学校区を福祉圏域の最小単位として設定しました。

第4期計画では、第3期計画の方針を引き継ぎ、また最上位計画である八王子未来デザイン2040において「地域づくり」の基礎単位となる、日常生活において顔の見える関係性をつくりやすい中学校区を福祉圏域の最小単位として設定します。

この区域を基本として地域主体の地域福祉活動を推進するとともに、地域の実情を踏まえたきめ細かい福祉サービスの提供に取り組んでいきます。

(3) 6つの地域区分

広大な市域を持つ本市は、にぎわいのある中心市街地、計画的に開発されたニュータウン、豊かな自然に恵まれた山地や丘陵地など、地域ごとに様々な特性を有しています。それぞれの地域の個性を磨き、活かすことが本市全体の魅力の向上につながることから、八王子未来デザイン2040では市域を6つの地域（中央地域、北部地域、西部地域、西南部地域、東南部地域、東部地域）に区分し、中学校区と整合を図りながら、地域の特性や実情に合わせた「地域づくり」に取り組んでいます。

第4期計画では、これらの6つの地域で行われている「地域づくり」の取組とも密接に連携し、地域ごとの特性や本市の強みである「市民力」「地域力」を活かしながら、地域福祉を推進していきます。

■ 6つの地域とはちまるサポート、高齢者あんしん相談センター、中学校区の関連性

6地域	はちまるサポート (15か所設置)	高齢者あんしん相談センター (21か所)	地域づくり(中学校区) (37か所)
中央部	大和田	旭町・中野・大和田	第二・第五・ひよどり山・甲ノ原
	台町	子安・大横・追分	第四・第六・第七・いずみの森
北部	石川	石川	第一・石川
	加住	加住	加住
西部	恩方	恩方	恩方
	川口	川口	川口・檜原
	元八王子	元八王子・もとはち南	元八王子・四谷・横川・城山
西南部	浅川	高尾・めじろ(散田町)	浅川・陵南
	館	館・めじろ(めじろ台・山田)	館・櫛田
	長房	長房	横山・長房
東南部	北野(新設)	長沼	打越・中山
	由井	由井	由井・みなみ野・七国
東部	南大沢(新設)	南大沢	南大沢・宮上・別所・松木
	由木	堀之内	由木・上柚木・鑓水
	由木東	由木東	松が谷

7 計画の体系

基本目標	テーマ	施策	施策の推進視点
だれもが、地域の中で、共に支えあい、安心して、元気で生き生きと暮らすことができるまちづくり	地域のつながり	1-1 誰もが地域の力になれるしくづくり	視点1 一人ひとりの暮らしを支える身近な助けあいの充実
			視点2 暮らしやすい地域をみんなで支える体制づくり
		1-2 福祉や健康づくりが日常になる環境づくり	視点1 元気に生き生きと暮らす、生きがい・やりがいの創出
			視点2 日常に溶け込む“つながり”の醸成
	人材のつながり	2-1 福祉関係者などとの連携強化と新たな担い手づくり	視点1 福祉関係者や専門職との連携強化
			視点2 新たな「担い手」「つなぎ手」の確保
		2-2 様々な専門職との連携と包括的な支援体制の強化	視点1 多様な地域生活課題に取り組む専門職との連携による支援体制の強化
			視点2 福祉関係者などの相談対応力の強化
	サービスのつながり	3-1 一人ひとりに知りたい情報が届くしくみの充実	視点1 必要なサービス情報を効果的に届ける計画的な情報提供
			視点1 包括的な相談支援体制の充実
		3-2 隙間のないサービス提供と効果的なサービス運用体制の充実	視点2 民間事業者や社会福祉法人による多様なサービスの充実
			視点3 人材と財源を有効活用する効果的なサービスの運用

細施策		重層	自立	成年
1-1-1	地域住民が地域生活課題などを知る「学びの機会」の提供	●	●	●
1-1-2	住民主体による地域活動の活性化に向けた取組の強化	●		●
1-1-3	ボランティアセンター等による多様な参加支援	●		
1-1-4	多様な主体と連携して解決する「共創」の推進	●		
1-1-5	孤独・孤立対策の強化	●	●	
1-1-6	「市民力」「地域力」を活かした地域づくりの推進	●		
1-2-1	生きがい・やりがいが生まれる社会参加や交流の促進			
1-2-2	自分らしく社会とつながる多様な居場所の充実	●		
1-2-3	公共の場や身近な生活空間での“つながり”づくり			
1-2-4	誰でもできる“つながり”の普及啓発	●		
1-2-5	地域福祉を支える「つなぎ手」の充実	●		
1-2-6	地域の”つながり”で守る「安全・安心な暮らし」			
2-1-1	民生委員・児童委員が活動しやすい環境づくり			
2-1-2	医療や福祉の専門職と地域の“つながり”づくり	●		
2-1-3	大学などとのつながりで進める地域福祉			
2-1-4	地域生活課題に連携して取り組む専門職の確保		●	
2-2-1	多機関連携の強化による専門職の有効活用	●	●	●
2-2-2	専門職との連携によるアウトリーチ支援体制の強化	●	●	
2-2-3	福祉関係者などとの分野横断的な“つながり”強化	●	●	
2-2-4	相談対応力を向上する機会の充実	●	●	●
2-2-5	福祉人材の育成		●	●
3-1-1	多様な媒体を活用した情報提供		●	●
3-1-2	福祉情報のわかりやすい発信		●	●
3-2-1	はちまるサポートの機能強化	●		●
3-2-2	複雑化・複合化した地域生活課題に対応する支援スキームの共通化	●		
3-2-3	自分らしい生活を継続する支援へのつなぎと環境整備		●	●
3-2-4	民間事業者が地域生活課題解決の担い手になるしくみの構築			
3-2-5	社会福祉法人との連携による地域福祉の推進		●	●
3-2-6	地域福祉を推進する「包括的な地域福祉ネットワーク会議」の充実	●	●	●
3-2-7	効果的なサービス運用に向けた評価			

【第4期計画に内包する計画】

第4期計画には、「生活困窮者自立支援方策」及び「成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画」並びに「重層的支援体制整備事業実施計画」が内包されています。

それら3つの計画（方策）に基づき推進する取組やその目標については、それぞれ関連する細施策内に他の取組とあわせて記載しています。

■ 3つの計画（方策）に関連する細施策一覧

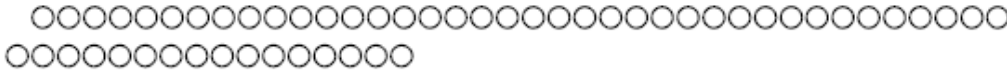
内包計画	事業・取組	関連する細施策
	重層的支援体制整備事業実施計画（再掲）	P. 38～40 参照
成年後見制度利用促進計画	成年後見に関する相談窓口	2-2-4 相談対応力を向上する機会の充実
	市民後見人の養成・支援	2-2-5 福祉人材の育成
	法人後見の推進	3-2-1 はちまるサポートの機能強化
	後見人等に関する苦情等への対応	3-2-6 地域福祉を推進する「包括的な地域福祉ネットワーク会議」の充実
	市長による申立の実施	
	成年後見制度の利用支援	
	権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築	2-2-1 多機関連携の強化による専門職の有効活用
生活困窮者自立支援方策	生活困窮者自立支援制度における課題整理と方向性	2-2-1 多機関連携の強化による専門職の有効活用
	生活困窮者の自立支援のための方策	2-2-4 相談対応力を向上する機会の充実 2-2-5 福祉人材の育成 3-1-1 多様な媒体を活用した情報提供 3-1-2 福祉情報の分かりやすい発信 3-2-6 地域福祉を推進する「包括的な地域福祉ネットワーク会議」の充実
	関係機関・他制度、多様な主体による支援	2-2-4 相談対応力を向上する機会の充実 2-2-5 福祉人材の育成
	生活困窮者等への支援を通じた地域づくり	2-1-4 地域生活課題に連携して取り組む専門職の確保 2-2-1 多機関連携の強化による専門職の有効活用 2-2-2 専門職との連携によるアウトリーチ支援体制の強化 2-2-3 福祉関係者などとの分野横断的な“つながり”強化 3-2-5 社会福祉法人による社会貢献活動の推進

第4章 施策の展開

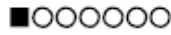
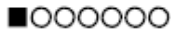
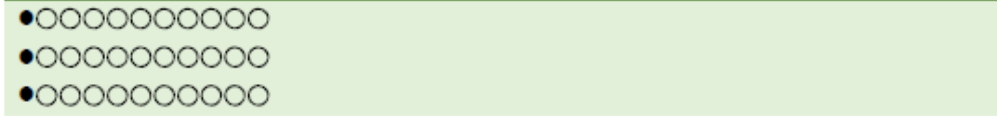
本章の見かたについて

【テーマ】
各テーマの考え方等を示します。

1 ○○のつながり ~○○○○○○~



◇現状◇



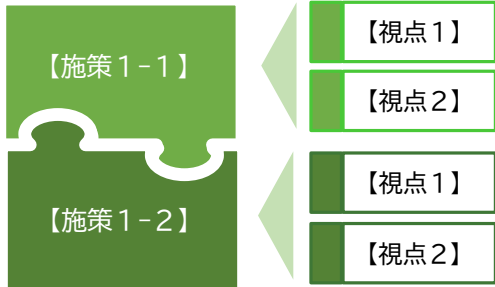
このテーマを設定する基となる現状を、データを用いて説明します。

◇施策展開の方向性◇



現状を受けた、テーマごとの施策展開の方向性を示します。

<1 ○○のつながり ~○○○○○○~ の体系イメージ>



テーマごと、視点の異なる2つの「施策」の推進で構成されていることを意味しています。

2つの「施策」には、それを実現するための推進視点がつながっており、その視点を共通目標として、さらに具体的な細施策の展開を記載していきます。

【施策展開イメージ図について】

施策展開の方向性を実現する2つの施策と、それぞれを推進するための視点を「ジグソーパズル」に見立てて記載しています。

地域共生社会は、様々な活動や人材、サービスなどの多様な支援を“つなぎあわせ”、住みやすい地域を目指すため、パズルを完成させる手順にとっても似ています。

本計画では、これら多様な資源を活用した地域福祉の「施策」や「活動」をパズルのピースに見立て、「連携」や「共創」という形でピースをつなぎながら、八王子市らしい地域共生社会を目指していくことをイメージしています。

1 地域のつながり ～地域福祉を推進するしくみの充実～

これからの地域福祉には、地域住民や、多様な主体が、これまで以上につながりを強め、地域生活課題の情報や互いの特性、知恵、ノウハウを共有し、取り組むしくみや体制が必要となります。

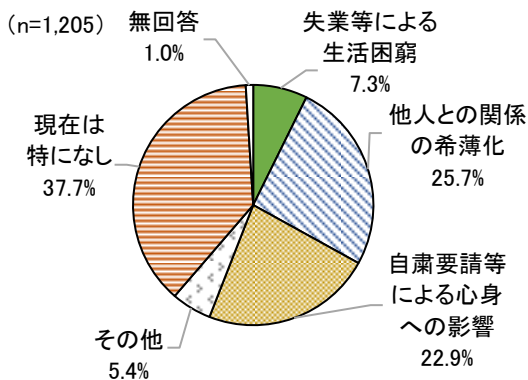
また、八王子未来デザイン2040では、重点テーマとして「多様かつ複合化した地域課題の解決に向け、市民力・地域力をもとにして、地域が主体的に支えあえる『地域づくり』を推進する」ことを掲げています。

本テーマでは、一人ひとりが地域生活課題やニーズ等の情報を「知る」ことや、多様な主体の“つながり”を軸とした、地域福祉を推進する施策を示していきます。

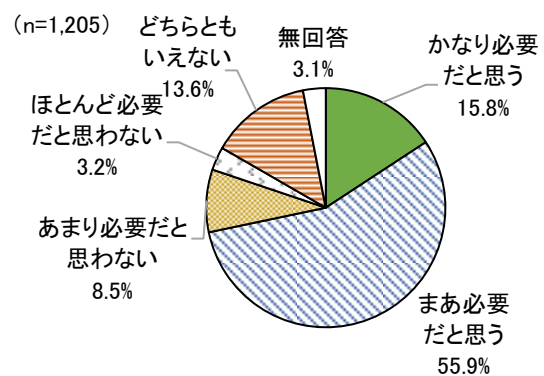
◇現状◇

- 人とひと、人と社会とのつながりが希薄化しています。新型コロナウイルス感染症等の影響により、4人に1人が「他人との関係が希薄になった」と感じています。
- 暮らし方が多様化し、地域課題や生活ニーズへの対応が難しい問題が増えています。約7割の市民が住民相互の協力関係の必要性を感じています。

■新型コロナウイルスによりもっとも強く感じる影響



■住民相互の協力関係の必要性

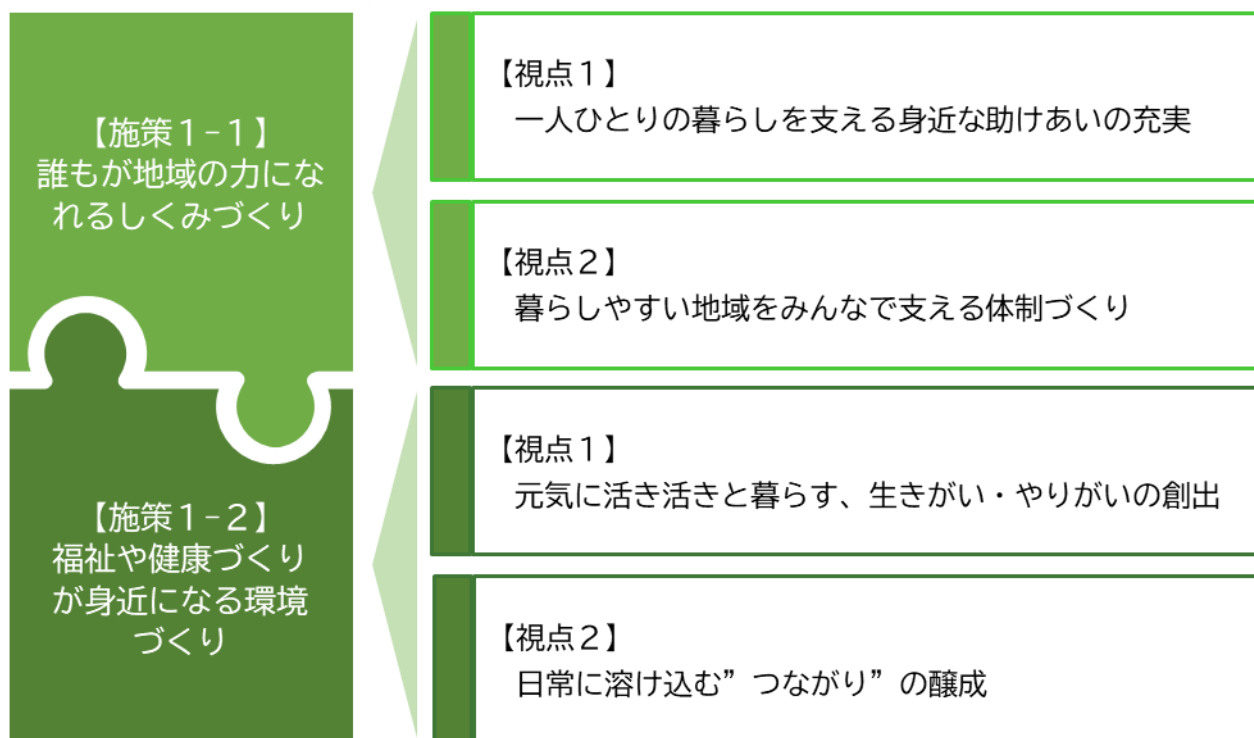


【出典】意識調査問12・問16より

◇施策展開の方向性◇

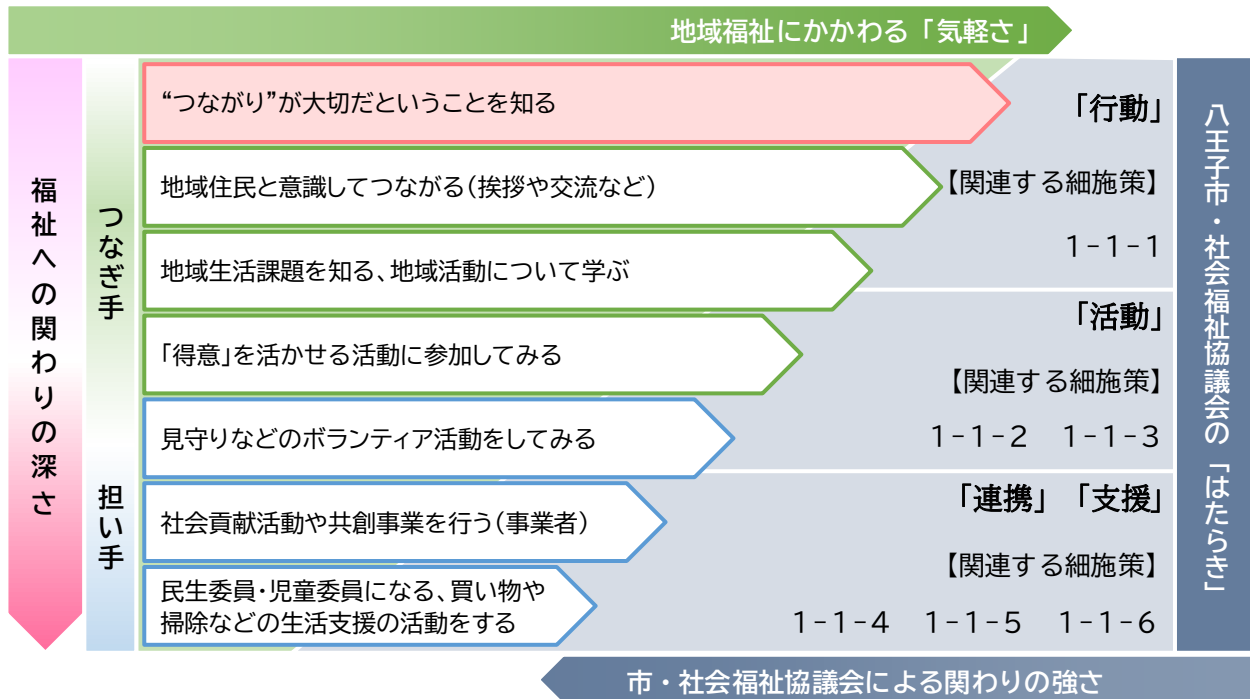
- 八王子未来デザイン2040で示す方向性にあわせ、地域福祉の視点から、地域が主体的に支えあえる『地域づくり』を推進します。
- 地域生活課題の深刻化を予防するため、多様な主体との“つながり”を基盤とした早期把握と支援へのつながりを充実します。
- 日常生活の中で自然と“つながり”が生まれる意識の醸成と環境づくりを進めます。

< 1 地域のつながり ~地域福祉を推進するしくみの充実~ の体系イメージ >



1-1 誰もが地域の力になれるしくみづくり

◇この施策で多様な主体に「期待される行動」と市・社会福祉協議会の「はたらき」◇



◇この施策を進めるために周知が必要な項目とその方法◇

周知が必要な項目	主な周知の対象	周知方法	周知目標	
			現状値 【令和4年度】 (2022年度)	目標値 【令和11年度】 (2029年度)
「つながる」ことの効果や重要性	地域住民	① 広報 ② ホームページ ③ SNS ④ 啓発リーフレット ⑤ シンポジウム	新規	新規取得値の向上
八王子市社会福祉協議会		42.7%	60.0%	
ボランティアセンター		① 広報 ② ホームページ ③ SNS ④ 啓発リーフレット	24.1%	50.0%
CSW*		新規	新規取得値の向上	
生活支援コーディネーター*		① 広報 ② ホームページ ③ 啓発リーフレット	新規	新規取得値の向上
民生委員・児童委員		① 広報 ② ホームページ	58.6%	70.0%

※CSW・生活支援コーディネーターはP.55を参照

視点1 一人ひとりの暮らしを支える身近な助けあいの充実

地域が主体となって行う団体活動や個人で行うボランティア活動は、地域住民の安心できる暮らしを支える最も身近でつながりの強い支援です。

これら人とひととのつながりを生む住民同士の助けあい活動を広げていくことはもちろん、地域住民が地域生活課題や実際の活動を知る「学びの機会」を充実し、より多くの地域住民が活動しやすい環境づくりを推進します。

【細施策】

1-1-1 地域住民が地域生活課題などを知る「学びの機会」の提供

地域住民が、地域生活課題や支援ニーズについて「知る」ための地域フォーラム（地域づくりの推進を目的とした交流会やイベント等）や、ボランティア活動に必要な知識を習得するための講座、老後の対策など自らのライフコースで必ず直面する課題への備えを啓発する学習会など、地域福祉に関することについて学ぶ機会を充実します。

▶細施策の達成に向けた対象者別計画の主な事業目標

対象計画	評価項目	現状値 【令和5年度】	目標値 【令和11年度】
高齢者			
障害者			
子ども			
地域福祉等	地域活動の内容や参加の方法が分からない人の割合	20.0%	17.0%
	地域共生のまちづくり推進フォーラム等の参加人数	270人/年	500人/年

※調整中
対象者別計画の事業目標のうち、
主なものを転載

1-1-2 住民主体による地域活動の活性化に向けた取組の強化

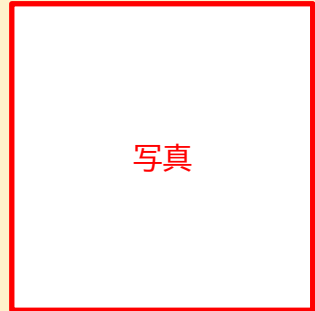
住民ボランティアや地域活動団体の数は、年々減少傾向にあり、その活動範囲や内容も縮小傾向にあります。

自分のできる範囲でボランティア活動をしたい、仲間を集めて地域福祉に取り組みたいなど、新たに地域福祉の担い手になる準備ができた方を実際の活動につなげるしくみを充実します。

活動を支援する「CSW」と「生活支援コーディネーター」

地域福祉全体を視点とする社会福祉協議会のCSW（はちまるサポートに配置）や、高齢者の介護予防・生活支援を推進する生活支援コーディネーター（高齢者あんしん相談センターに配置）など、地域の様々な課題やニーズを踏まえ、その地域にあった活動や取組を充実するため、情報や人材、活動支援等を“つなぐ”コーディネーターが配置されています。

それらコーディネーターが「つなぎ役」となり、関係機関と連携して地域住民の様々な活動を支援しています。



▶細施策の達成に向けた対象者別計画の主な事業目標

対象計画	評価項目	現状値 【令和5年度】	目標値 【令和11年度】
高齢者			
障害者	※調整中 対象者別計画の事業目標のうち、 主なものを転載		
子ども			
地域福祉等	ボランティアセンターに登録する登録ボランティアの数	2,061人	3,000人

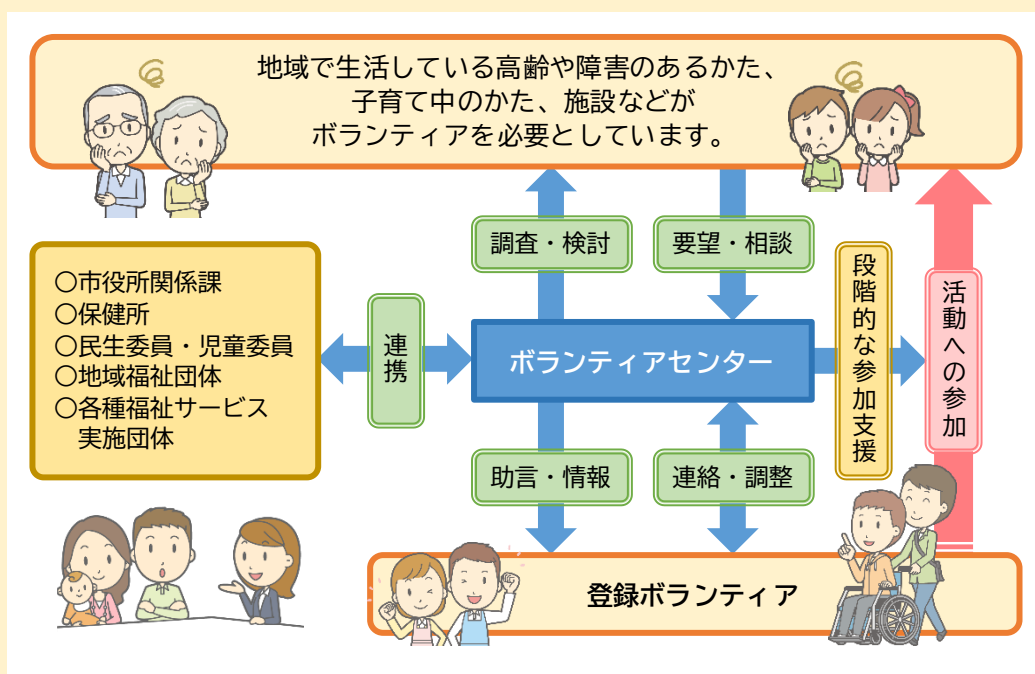
1-1-3 ボランティアセンター等による多様な参加支援

社会福祉協議会が運営する「八王子市ボランティアセンター」と他の関係機関（八王子市民活動支援センター、八王子市シルバー人材センター等）が連携を強化し、ボランティア活動に限らず、一人ひとりのニーズに合わせた様々な社会参加（地域活動等への参加）につなげられるよう、場の選択肢を充実させるとともに、地域住民が無理なくはじめられる緩やかな活動から、徐々に大きな活動にも進んでいけるような、「段階的な社会参加」支援のしくみを新たに構築します。

八王子市ボランティアセンター

ボランティアセンターでは市内福祉施設の日常的なボランティア受け入れ状況を把握しており、活動希望者への紹介やアドバイスを行っています。

新たに社会参加への“つなぎ”もできる機関として、情報の充実をはかります。



○ボランティア講座の開催・福祉学習：ボランティアに興味を持ってもらうための講座の開催や夏休みに学生がボランティア体験をできるプログラムを紹介します。

○ボランティア保険・行事保険：安心して活動をするための保険の加入を受付けています。

※詳しくは社会福祉協議会のホームページ参照（QRコード）

▶細施策の達成に向けた対象者別計画の主な事業目標

対象計画	評価項目	現状値 【令和5年度】	目標値 【令和11年度】
高齢者	<p style="text-align: center;">※調整中 対象者別計画の事業目標のうち、 主なものを転載</p>		
障害者			
子ども			
地域福祉等	ボランティアセンターでのマッチング件数	182件	300件
	ボランティアセンターが発信するSNSの登録者数	389人	1,000人

視点2 暮らしやすい地域をみんなで支える体制づくり

暮らしやすく安心できる地域をつかっていくためには、医療機関や福祉関係機関の関係者だけでなく、生活に必要なサービスを提供する民間事業者（生活用品や食材の買い物ができるお店、バスやタクシーなどの交通事業者、お弁当や料理店など）など、多様な主体の協力が必要です。

それぞれが自ら暮らす地域の現状を「知り」、それぞれの出来る範囲で地域とつながりを持つことができる環境づくりや、多様な主体が立場の垣根を越え、一体となって地域生活課題に取り組む体制を構築します。

【細施策】

1-1-4 多様な主体と連携して解決する「共創」の推進

行政や社会福祉協議会、地域住民だけでなく、民間事業者や大学なども暮らしを支える大きな主体のひとつとらえ、産官学の「共創」で地域生活課題の解決を目指す地域プラットフォーム（多様な主体がつながる場、学びあう場、解決策を話し合う場、役割分担し行動していく場）を充実します。

▶細施策の達成に向けた対象者別計画の主な事業目標

対象計画	評価項目	現状値 【令和5年度】	目標値 【令和11年度】	
高齢者				
障害者	※調整中 対象者別計画の事業目標のうち、 主なものを転載			
子ども				
地域福祉等	見守り協定を締結した事業者の数	46件	60件	
	公民共創の実施件数（福祉分野）	-	6件	

1-1-5 孤独・孤立対策の強化

日常生活もしくは社会生活において、孤独や孤立を感じる人が増えていることを受け、国は、社会から孤立していることにより心身に有害な影響を受けている状態にある方への支援を強化するため、新たに「孤独・孤立対策推進法」を施行（令和6年4月1日）しました。これにより市町村は、社会のあらゆる分野において孤独・孤立対策の推進を図るために、国との連携を図りつつ、区域内における当事者等の状況に応じた施策を策定・実施することや、関係機関等とともに必要な情報交換及び支援内容に関して協議を行う場の設置に努めることなどが必要となりました。

こうした国の動向を踏まえ、孤独・孤立支援に関連する多様な主体と孤独・孤立状態にある人を社会や地域につなげる、早期発見・早期支援のしくみを構築します。

▶細施策の達成に向けた対象者別計画の主な事業目標

対象計画	評価項目	現状値 【令和5年度】	目標値 【令和11年度】
高齢者			
障害者	※調整中 対象者別計画の事業目標のうち、 主なものを転載		
子ども			
地域福祉等	孤独・孤立支援の協議体延べ開催数	-	12回/年
	孤独・孤立対策支援プラットフォームの数	-	3か所

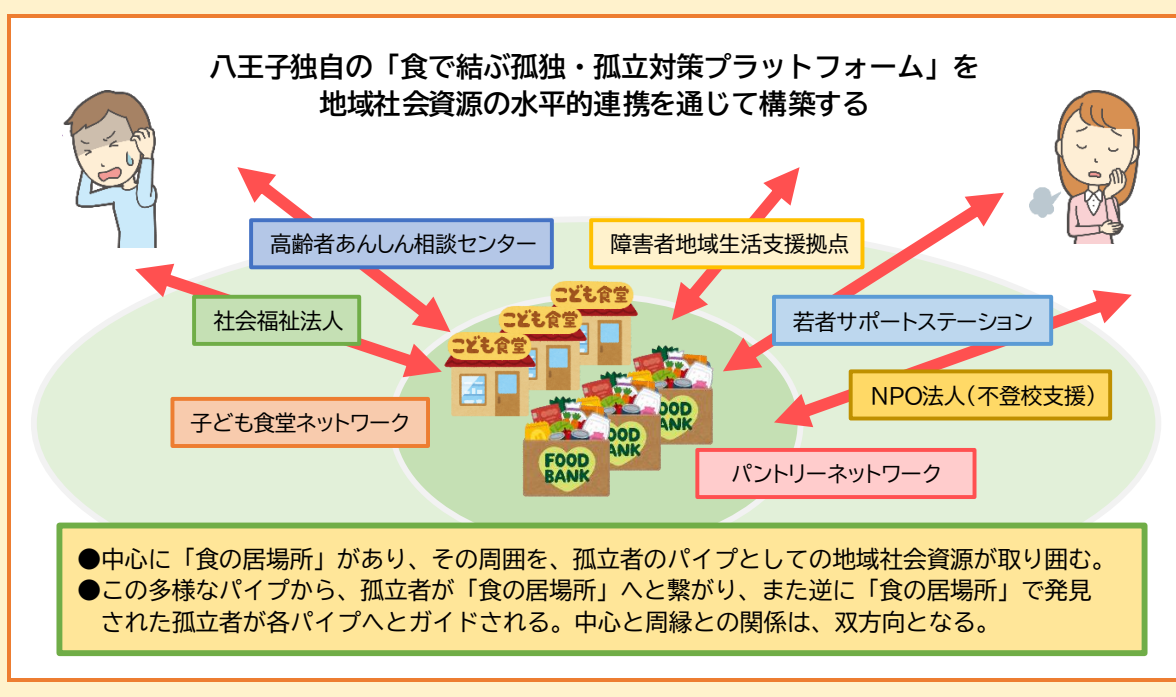
【コラム】 共創で取り組む地域生活課題の早期発見・早期対応の強化

「食で結ぶ孤独・孤立プラットフォーム」(NPO 主体の令和 5 年度モデル事業)

子ども食堂や地域食堂がつながる「食のネットワーク」を基盤に、民間事業者が中心となって孤独・孤立の問題に取り組む新たな「地域プラットフォーム」づくりがはじまっています。地域にある様々な居場所や交流の場が、地域のつながりを育む力になるよう、多様な主体と連携しながら孤独・孤立対策に取り組んでいきます。

【「食で結ぶ孤独・孤立プラットフォーム」の取組概要】

- ① 様々な居場所、相談窓口等の可視化やケース会議を通じた相互理解と連携
- ② 孤立者の早期発見・悪化防止のプラットフォーム構築
- ③ フードパントリー活動を通じた孤立者をつながりやすいしくみづくり



1-1-6 「市民力」「地域力」を活かした地域づくりの推進

本市では、八王子未来デザイン2040に基づき「市民力」「地域力」を活かした、中学校区を単位とする「地域づくり」を推進しています。

この「地域づくり」とも“つながり”をもち、ひきこもりの問題や高齢者、障害者の移動困難な問題など、多様化、複雑化する様々な地域生活課題に、福祉関係機関や地域の多様な主体が一体となって取り組む力の醸成を図っていきます。

▶細施策の達成に向けた対象者別計画の主な事業目標

対象計画	評価項目	現状値 【令和5年度】	目標値 【令和11年度】
高齢者			
障害者	※調整中 対象者別計画の事業目標のうち、 主なものを転載		
子ども			
地域福祉等	地域福祉の推進に協力する住民ネットワーク登録人数（※はちまるサポーター）	10人	210人
	地域づくり推進会議を設置している中学校区数	4校区	37校区

※はちまるサポーターはP.67を参照

【コラム】住民主体による生活支援サービスの充実

住民主体で取り組む移動支援サービス

NPO 法人やボランティア団体等が支援を必要とする高齢者の自宅を訪問し、掃除や買い物、庭の草取りなど、日常生活の困りごとへの支援を行う「住民主体による生活支援サービス」の提供が盛んに行われていますが、高齢化による買い物や医療受診への移動ニーズが増加していることに伴い、移動支援を提供する活動団体も増えてきています。

市では団体の登録制度や活動経費の補助を実施し、移動支援も含め、団体が活動しやすいよう支援します。

住民主体による生活支援サービス提供団体 38団体
(令和5年(2023年)12月末現在)

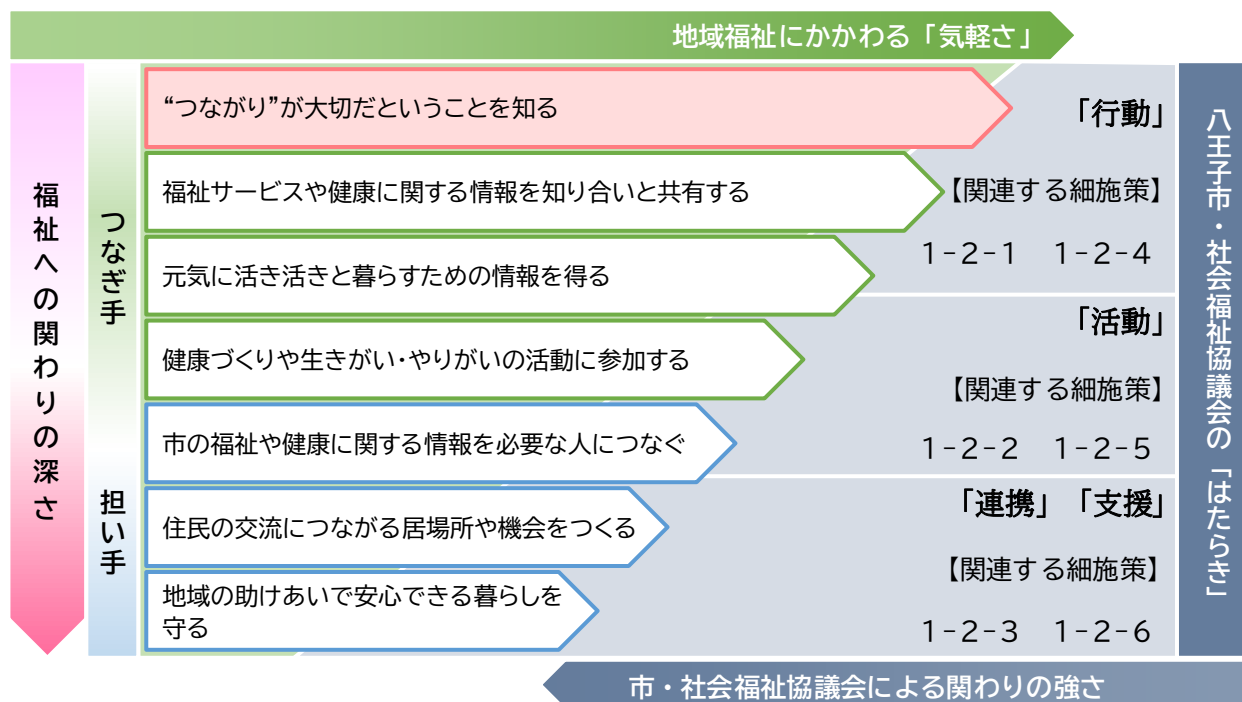
生活支援の
写真①

移動支援の
写真②

※高齢者計画・第9期介護保険事業計画より

1-2 福祉や健康づくりが日常になる環境づくり

◇この施策で多様な主体に「期待される」行動と市・社会福祉協議会の「はたらき」◇



◇この施策を進めるために周知が必要な項目とその方法◇

周知が必要な項目	主な周知の対象	周知方法	周知目標	
			現状値 【令和4年度】 (2022年度)	目標値 【令和11年度】 (2029年度)
「つながる」ことの効果や重要性（再掲）	地域住民	① 広報 ② ホームページ ③ SNS ④ 啓発リーフレット	新規	新規取得値の向上
地域包括ケア情報サイト	地域住民	① ホームページ ② SNS	新規	新規取得値の向上
ボランティアセンター（再掲）	地域住民	① 広報 ② ホームページ ③ SNS ④ 啓発リーフレット	24.1%	50.0%

視点1 元気に生き活きと暮らす、生きがい・やりがいの創出

生きがいややりがい、社会的な役割をもつこと、また、社会参加により人と“つながる”ことが、心身の健康に良い影響をもたらすことが分かっています。

地域や人とのつながる機会を増やし、いつまでも自分らしく、地域で生き活きと暮らすことができるよう、新たな社会参加の選択肢を多様な主体とともに創出していきます。

【細施策】

1-2-1 生きがい・やりがいが生まれる社会参加や交流の促進

誰もが生きがいややりがいを持って健康的に暮らすことができるよう、一人ひとりの生活環境や心身状態にあわせた多様な社会参加や“つながり”が生まれやすい交流機会を充実します。

▶細施策の達成に向けた対象者別計画の主な事業目標

対象計画	評価項目	現状値 【令和5年度】	目標値 【令和11年度】
高齢者			
障害者			
子ども			
地域福祉等	ボランティアセンターでのマッチング件数 (再掲)	182件/年	300件/年
	ボランティアセンターで紹介できる参加先の数	延べ120件	延べ300件
	「参加支援事業」のマッチング件数 (重層的支援体制整備事業)	18件/年	150件/年

※調整中
対象者別計画の事業目標のうち、
主なものを転載

1-2-2 自分らしく社会とつながる多様な居場所の充実

孤独・孤立状態になることを予防するため、一人ひとりの気持ちを尊重し、誰もが安心して過ごせる、人とひと、人と社会との“つながり”が生まれる様々な「居場所」を充実します。

▶細施策の達成に向けた対象者別計画の主な事業目標

対象計画	評価項目	現状値 【令和5年度】	目標値 【令和11年度】
高齢者			
障害者			
子ども			
地域福祉等	はちまるファームの数	1か所	3か所
	「参加支援事業」で紹介できる「つなぎ先」の数（重層的支援体制整備事業）	新規	300か所

※調整中
対象者別計画の事業目標のうち、
主なものを転載

1-2-3 公共の場や身近な生活空間での“つながり”づくり

住民同士の“つながり”が生まれやすい身近な場として、公園、保健福祉センター、市民センターなどの「公共の場」や日常生活で利用する飲食店や商業施設などを活用し、人や健康との“つながり”が充実する取組を推進します。

▶細施策の達成に向けた対象者別計画の主な事業目標

対象計画	評価項目	現状値 【令和5年度】	目標値 【令和11年度】
高齢者			
障害者			
子ども			
地域福祉等	C S Wの認知度	新規	新規取得値の向上

※調整中
対象者別計画の事業目標のうち、
主なものを転載

視点2 日常生活に溶け込む“つながり”の醸成

地域生活課題が生じたときに備え、何かが起こったときに助けてくれるような人、必要な福祉サービスや福祉関係機関などの情報を、あらかじめ知っておくこと、それらとつながることは、深刻化を予防する意味でも重要な行動です。

いざという時に一人で悩むことがないように、日頃から周りの人や福祉関係機関、必要な情報と“つながり”やすくなる環境づくりを進めるとともに、地域住民一人ひとりが“つながり”を意識した「つなぎ手」になれるよう、人とひと、人と地域が自然につながるしくみづくりに取り組めます。

【細施策】

1-2-4 誰でもできる“つながり”の普及啓発

ご近所での挨拶や友人との交流、暮らしに必要な情報へのアクセスなど、日常で無意識に行われている些細な“つながり”が、自分自身はもちろん、つながった相手の助けになることもあります。

こうした無意識の“つながり”はもちろん、それから一步すすめた意識した“つながり”が生まれる環境づくりを進めるために、“つながり”の効果や重要性についての普及啓発を充実していきます。

▶細施策の達成に向けた対象者別計画の主な事業目標

対象計画	評価項目	現状値 【令和5年度】	目標値 【令和11年度】
高齢者			
障害者	※調整中 対象者別計画の事業目標のうち、 主なものを転載		
子ども			
地域福祉等	「つながる」ことの効果や重要性を知っている人の割合	新規	60.0%
	他人との関係が希薄になっていると感じる人の割合	25.7%	20.0%
	つながりを啓発するリーフレット作成・配布	-	30,000部
	地域共生社会推進フォーラムの開催 (重層的支援体制整備事業)	2回/年	2回/年

1-2-5 地域福祉を支える「つなぎ手」の充実

少子高齢化が進む中、地域福祉の「担い手」も高齢化が進んでおり、その不足が大きな問題となっています。

一方で、地域福祉を支えるのは、従来からのボランティアや地域活動のように、自らの意思で活動する「担い手」だけではなく、自分のできる範囲でゆるやかに人や地域とつながる「つなぎ手」の存在も重要です。

CSWや生活支援コーディネーターが中心となり、誰もが自発的に人や地域とつながれるような環境を整え、より多くの地域住民が「つなぎ手」になれるしくみを構築します。

▶細施策の達成に向けた対象者別計画の主な事業目標

対象計画	評価項目	現状値 【令和5年度】	目標値 【令和11年度】
高齢者			
障害者	※調整中 対象者別計画の事業目標のうち、 主なものを転載		
子ども			
地域福祉等	地域福祉の推進に協力する住民ネットワーク登録人数（はちまるサポーター）	10人	210人
	隣近所との付き合いがほとんどない人の割合	13.1%	10.0%

地域とはちまるサポートを“つなぐ”「はちまるサポーター」

日常生活の中で、地域の問題や課題、ちょっと気になることなどを相談窓口の『はちまるサポート』につないでいただくボランティアです。

日常生活の中で気づいたこと（個人・地域のこと）、交流や社会参加が生まれる場所など、様々な地域の情報を教えてください。

対象になる方は、市内在住、在勤、在学の方で、説明会や研修を受けた方です。（年齢、性別問いません。）



1-2-6 地域のつながりで守る「安全・安心な暮らし」

災害などの緊急時、迅速かつ適切に行動するためには普段から人や地域とつながっていることが大切です。また、こうした“つながり”は防災だけでなく、防犯の効果も期待できます。日常の“つながり”を強め、防災・防犯に対する知識の取得や災害時の対応方法まで含めた実践的な防災・防犯活動を推進します。

▶細施策の達成に向けた対象者別計画の主な事業目標

対象計画	評価項目	現状値 【令和5年度】	目標値 【令和11年度】
高齢者	※調整中 対象者別計画の事業目標のうち、 主なものを転載		
障害者			
子ども			
地域福祉等	避難行動要支援者の個別避難計画の作成率	9.3%	100.0%
	災害ボランティアリーダーの数	45人	60人
	地域防犯リーダーの養成者数	45人	60人

▶取組のポイント

①地域における避難行動要支援者の支援体制の充実

本市では令和3年度（2021年度）の災害対策基本法の改正に伴い、令和4年度より避難行動要支援者の避難支援のしくみづくり（個別避難計画の作成等）を進めています。（災害時に自力避難が困難な方を避難行動要支援者といいます。）

避難支援のしくみは、ケアマネジャーや民生委員・児童委員等、日常的に避難行動要支援者と接点のある方が中心となって構築を進めていますが、より実効性を高めるためには、地域の町会・自治会や自主防災組織などが受け皿になる必要があります。そこで本市では、出前講座などのしくみをつかって、地域での受け皿づくりを積極的に呼びかけています。

「災害ボランティアリーダー※、ボランティアセンター」

大規模災害が発生した場合、被災地に赴き復興支援を行う“災害ボランティア”。近年活動が普及し、災害時には全国から支援者が集い、被災地で活動しています。大規模災害時には市や消防など行政機関の対応だけでなく、こうした市民同士の助け合いである災害ボランティアによる支援が非常に重要であり、また、多くの市民やボランティアを取りまとめる“リーダー”の存在が不可欠です。

社会福祉協議会では、災害ボランティアセンターの立ち上げ時に、センターをともに運営し、各地から集うであろう災害ボランティアを取りまとめる“災害ボランティアリーダー”の養成を進めています。

いつ起こるか分からない災害だからこそ、普段からのこうした取組が重要となっています。

※災害ボランティアセンター

災害発生時にボランティアの受入拠点として、活動を効率よく推進するため、社会福祉協議会が市と連携し運営する組織。

2 人材のつながり ～人材の育成・支援・活用～

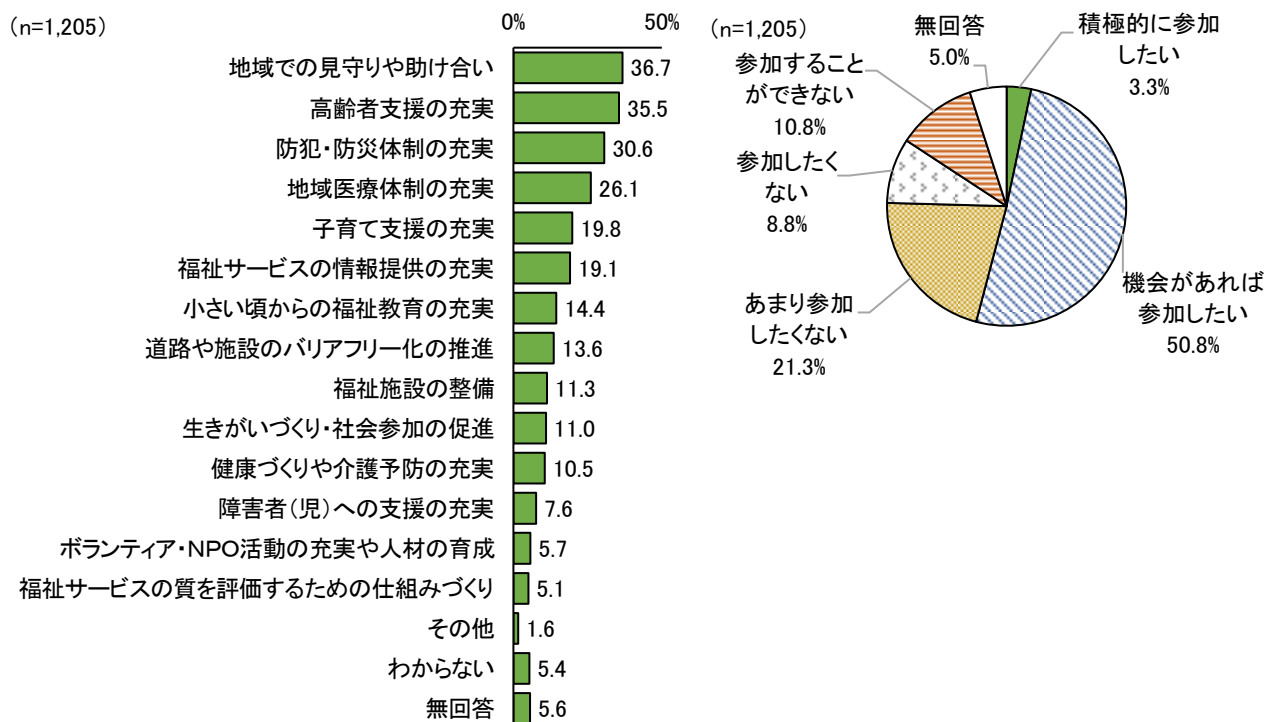
地域で安心して暮らし続けるためには、日頃から福祉関係者や医療や介護、社会福祉などの専門職（社会福祉士、看護師、介護福祉士、介護支援専門員、医師、歯科医師、歯科衛生士、管理栄養士、リハビリテーション専門職など。以下、総じて「専門職」といいます。）と地域がつながっていること、立場や専門性の垣根を越え、一体となって課題解決に取り組める包括的な支援体制が整備されていることなどが重要です。

本施策では、福祉活動を行う関係者や専門職が身近な地域と“つながる”取組をはじめ、学生や若者を対象とした未来の担い手づくりなど、市の強みを生かした様々な「人材」の“つながり”を示していきます。

◇現状◇

- 住民ボランティアや地域活動担い手や専門職が不足しています。
- 深刻化予防に向けた福祉と医療分野との連携による支援体制の充実が必要です。
- 福祉関係機関の支援範囲を理解しあう機会や関係性を強める場が不足しています。
- 地域での見守りや助け合い、高齢者支援の充実等が必要とされています。
- 半数以上が地域活動への参加意向を示しており、実際の活動につなげることが重要です。

■誰もが安心して暮らしていくために必要なこと ■今後の地域活動への参加



【出典】意識調査問17・問19より

◇施策展開の方向性◇

- 課題の深刻化を予防するため、専門職を活用した早期把握・早期支援を充実します。
- 住民ボランティアや地域活動団体をはじめとする多様な主体と福祉関係機関との連携を強化し、地域生活課題への包括的な支援体制の基盤を構築します。
- 福祉関係機関の人材育成を図ります。

<2 人材のつながり ～人材の育成・支援・活用～ の体系イメージ>

【施策2-1】
福祉関係者との連携
強化と新たな担い手
づくり

【視点1】
福祉関係者や専門職との連携強化

【視点2】
新たな「担い手」「つなぎ手」の確保

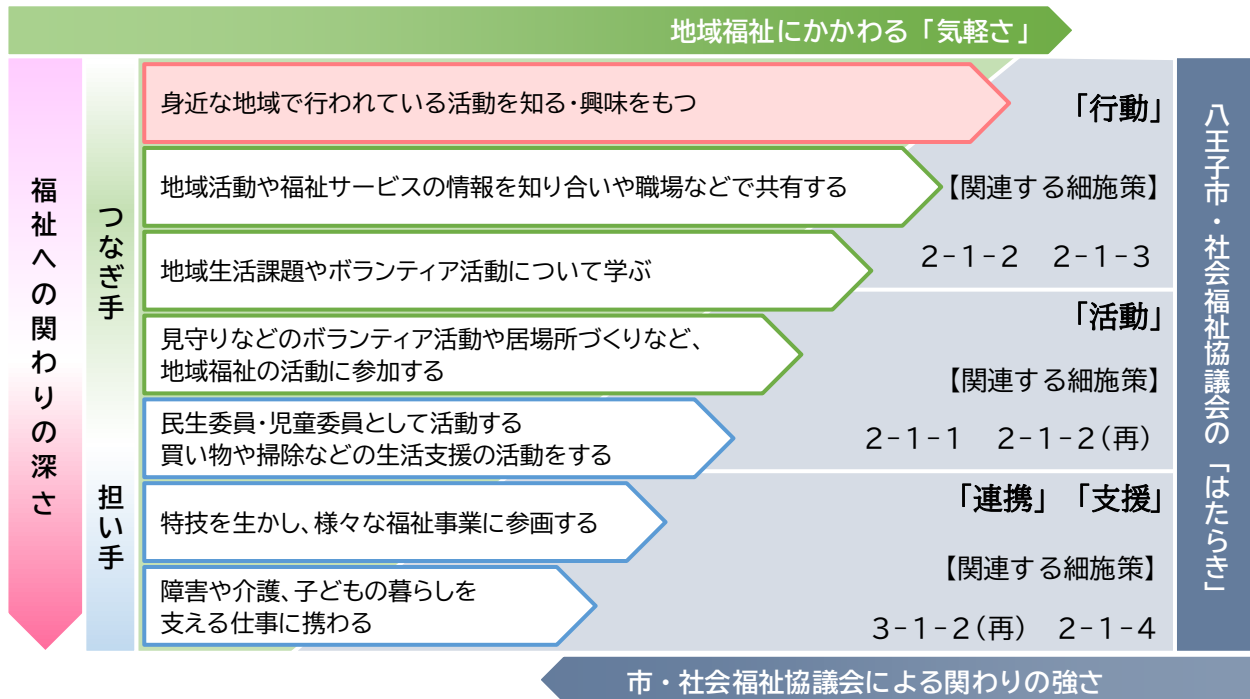
【施策2-2】
様々な専門職との
連携と包括的な支
援体制の強化

【視点1】
多様な地域生活課題に取り組む専門職との連携による
支援体制の強化

【視点2】
福祉関係者などの相談対応力の強化

2-1 福祉関係者などとの連携強化と新たな担い手づくり

◇この施策で多様な主体に「期待される」行動と市・社会福祉協議会の「はたらき」◇



◇この施策を進めるために周知が必要な項目とその方法◇

周知が必要な項目	主な周知の対象	周知方法	周知目標	
			現状値 【令和4年度】 (2022年度)	目標値 【令和11年度】 (2029年度)
民生委員・児童委員 (再掲)	地域住民	① 広報 ② ホームページ	58.6%	70.0%
八王子市社会福祉協議会 (再掲)	地域住民	① 広報(社協だより) ② ホームページ ③ SNS ④ 啓発リーフレット	42.7%	70.0%
ボランティアセンター (再掲)	地域住民	① 広報 ② ホームページ ③ SNS ④ 啓発リーフレット	24.1%	50.0%
はちまるサポートの 支援内容(指標再掲)	福祉関係機関	① 広報 ② ホームページ ③ 啓発リーフレット ④ 講座・研修	83.8%	95.0%
はちまるサポーター	地域住民	① 広報 ② ホームページ ③ SNS ④ 啓発リーフレット	新規	50.0%

視点1 福祉関係者や専門職との連携強化

民生委員・児童委員や住民ボランティアをはじめ、NPOや社会福祉法人、医療法人などに属する様々な専門職が、それぞれの立場で得意分野や専門性を活かし、地域福祉の担い手となり、これまでも多くの地域生活課題の解決に取り組んできました。

これら医療や福祉の専門職と市との“つながり”をさらに強化し、複雑化・複合化する地域生活課題に連携して取り組んでいく体制の強化や活動支援の取組を充実します。

【細施策】

2-1-1 民生委員・児童委員が活動しやすい環境づくり

民生委員・児童委員は、地域住民の生活上のさまざまな相談に応じ、行政をはじめ適切な支援やサービスへのつなぎ役としての役割を果たすとともに、高齢者、障害者、子育て世帯の見守りや安否確認などにも重要な役割を果たしています。

民生委員・児童委員を通じて地域住民と福祉がつながりやすくなるよう、デジタル機器（モバイル端末、モバイルWi-Fi）の活用などをより一層進め、民生委員・児童委員が活動しやすい環境づくりを進めるとともに、町会・自治会等と連携して、充足率（民生委員・児童委員の定員に対する現員の割合）の安定を図っていきます。

▶細施策の達成に向けた対象者別計画の主な事業目標

対象計画	評価項目	現状値 【令和5年度】	目標値 【令和11年度】
高齢者			
障害者			
子ども			
	※調整中 対象者別計画の事業目標のうち、 主なものを転載		
地域福祉等	モバイル端末を業務に活用している民生委員・児童委員の割合	22.0%	50.0%
	活動しやすいと感じている民生委員・児童委員の割合	新規	取得した値からの向上
	民生委員・児童委員の1年間の訪問・連絡活動の総件数	42,079件	49,302件

2-1-2 医療や福祉の専門職と地域の“つながり”づくり

福祉や医療の専門職と地域が、分野や立場を越えて日常的に“つながり”が持てるように、専門職による、地域住民を対象とした地域生活課題の深刻化予防に向けた講座や研修の開催、地域活動への参加・協力など、関係機関と連携した地域生活課題への支援を推進していきます。

▶細施策の達成に向けた対象者別計画の主な事業目標

対象計画	評価項目	現状値 【令和 5 年度】	目標値 【令和 11 年度】
高齢者			
障害者	※調整中 対象者別計画の事業目標のうち、 主なものを転載		
子ども			
地域福祉等	専門職による地域向け地域生活課題の深刻化予防に向けた講座の実施件数	-	150 件/年

視点2 新たな「担い手」「つなぎ手」の確保

少子高齢化や人口減少などの影響による、地域福祉の「担い手」不足は深刻であり、本市においても、近年は民生委員・児童委員やういずサービス協力員などのなり手不足が目立ってきています。

多くの大学や専門学校を有する本市の強みなどを活かし、新たな「担い手」や新たな主体である「つなぎ手」の確保を進めるなど、地域福祉を支える人材が充実していくための取組を推進していきます。

【細施策】

2-1-3 大学などとのつながりで進める地域福祉

本市の「はちおうじ学園都市ビジョン」では、基本方針のひとつに「地域連携支援」を掲げており、大学や専門学校（以下、「大学など」といいます。）と地域との“つながり”を強くしていくことを推進しています。

地域と大学などの“つながり”を強化し、学生や大学などが、地域福祉の「担い手」や「つなぎ手」になれるような機会を提供していきます。

▶細施策の達成に向けた対象者別計画の主な事業目標

対象計画	評価項目	現状値 【令和5年度】	目標値 【令和11年度】	
高齢者				
障害者	※調整中 対象者別計画の事業目標のうち、 主なものを転載			
子ども				
地域福祉等	大学生等の地域福祉計画の認知度	新規	取得した値からの向上	
	「つながる」ことの効果や重要性を知っている人の割合（再掲）	新規	60.0%	

2-1-4 地域生活課題に連携して取り組む専門職の確保

地域福祉では、生活環境や心身状況などの要因を適切に把握し、有効な支援につなぐことができる医療や福祉の専門職はとても重要です。

それらの専門職が不足しないよう、必要な人材を確保・育成するための取組を充実するとともに、医療や福祉に強い大学などと連携し、職場体験や就職相談会などの機会や場を充実するなど、未来の専門職を育成します。

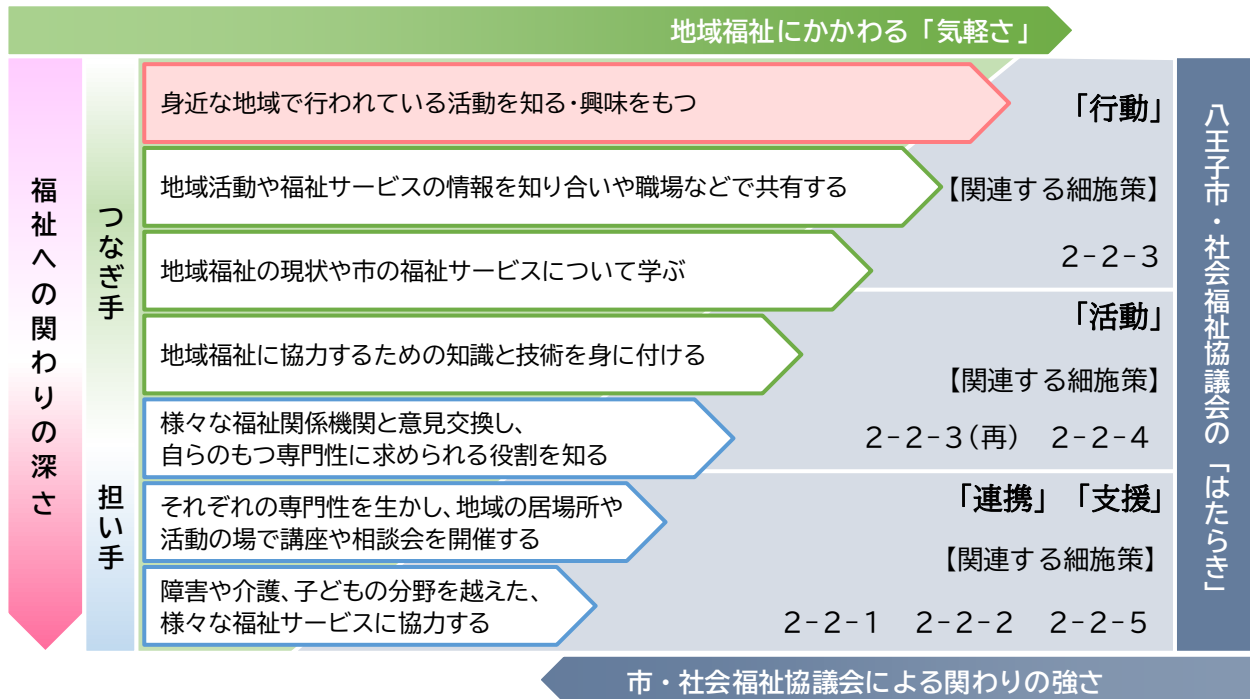
▶細施策の達成に向けた対象者別計画の主な事業目標

対象計画	評価項目	現状値 【令和5年度】	目標値 【令和11年度】
高齢者			
障害者	<div style="text-align: center; border: 1px solid black; padding: 10px;"> ※調整中 対象者別計画の事業目標のうち、 主なものを転載 </div>		
子ども			
地域福祉等	はちまるサポート※に配置するCSWの数	26人	36人

※はちまるサポートについてはP.91を参照

2-2 様々な専門職との連携と包括的な支援体制の強化

◇この施策で多様な主体に「期待される」行動と市・社会福祉協議会の「はたらき」◇



◇この施策を進めるために周知が必要な項目とその方法◇

周知が必要な項目	主な周知の対象	周知方法	周知目標	
			現状値 【令和4年度】 (2022年度)	目標値 【令和11年度】 (2029年度)
地域福祉計画	福祉関係機関	① 広報 ② ホームページ ③ 啓発リーフレット ④ 講座・研修 ⑤ シンポジウム	90.2%	95.0%
重層的支援体制整備事業	福祉関係機関		88.7%	95.0%
はちまるサポートの支援内容(指標再掲)	福祉関係機関		83.8%	95.0%
多機関協働事業	福祉関係機関		88.9%	90.0%

視点1 多様な地域生活課題に取り組む専門職との連携による支援体制の強化

地域住民の安心できる日常を守るためにも、専門職の不足が生じないための人材確保に加え、より複雑化・複合化した地域生活課題や支援ニーズに対応できる、立場や分野を超えた支援体制を構築することが重要です。

特に、地域で複雑化・複合化している課題に対しては、課題に近い地域で福祉と医療の専門職が連携して対応することが必要であり、その需要は今後も増加していくものと考えられます。

専門職や支援を提供する側が一体となって地域生活課題に取り組む支援体制を強化していきます。

【細施策】

2-2-1 多機関連携の強化による専門職の有効活用

地域生活課題に医療の専門職や福祉関係者が分野を越え、一体となって支援するための体制づくりをすすめる「多機関協働事業（重層的支援体制整備事業）」のしくみを再編し、市と社会福祉協議会それぞれの強みを生かした、多機関連携による効果的な支援体制づくりをすすめます。

▶細施策の達成に向けた対象者別計画の主な事業目標

対象計画	評価項目	現状値 【令和5年度】	目標値 【令和11年度】
高齢者			
障害者			
子ども			
地域福祉等	多機関協働事業の実施拠点数	1か所	6か所
	福祉関係機関の支援会議（又は重層的支援会議）の認知度	88.9%	95.0%

※調整中
対象者別計画の事業目標のうち、
主なものを転載

▶取組のポイント

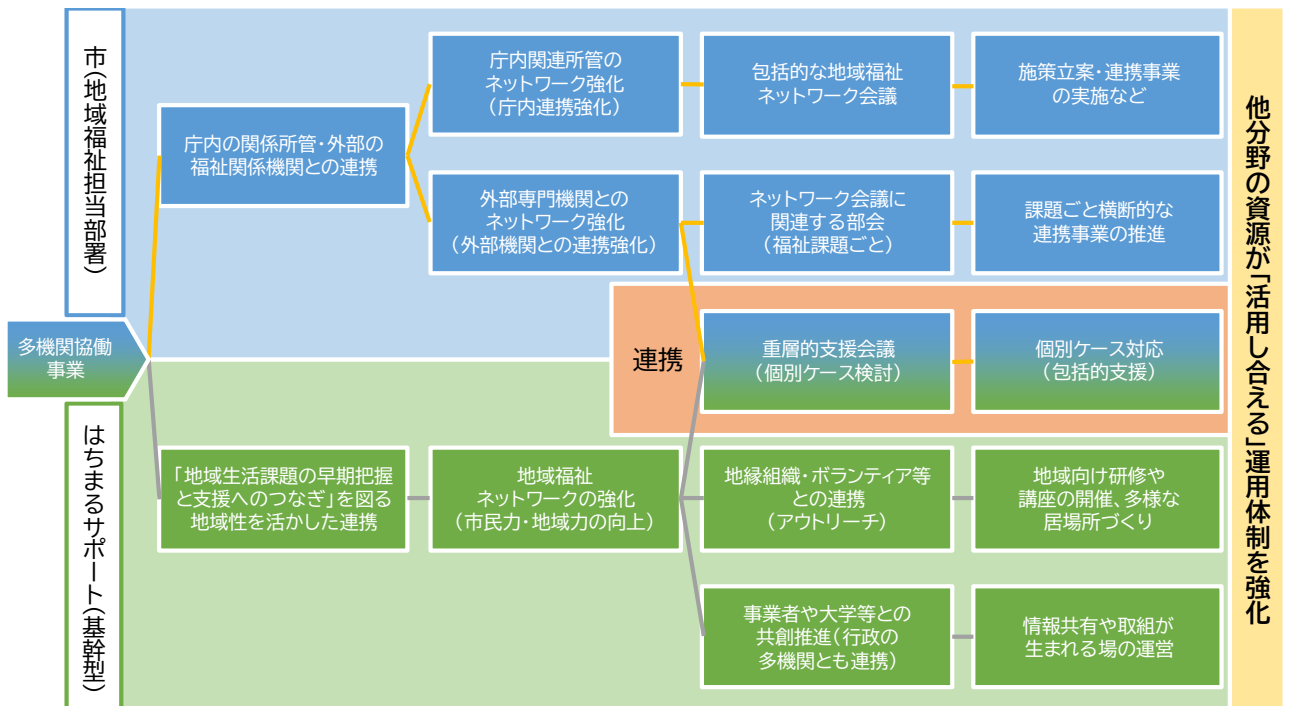
①「多機関協働事業」の再編

本市の「多機関協働事業」は、これまで社会福祉協議会内に配置した多機関協働担当（2名）によって推進してきましたが、業務が集中すること等により、速やかな支援へのつなぎや多くの福祉関係機関との連携強化などに課題が見られました。

そこで第4期計画では、多機関協働事業の推進体制を市全域と6地域ごとの2層体制に再編し、役割分担によるスムーズな支援の提供、地域の特性を踏まえた体制とすることで、重層的支援体制整備事業の充実を図っていきます。

■多機関協働事業における市と社会福祉協議会の役割

市地域福祉担当部署	市の関係部署・外部の福祉関係機関との連携
基幹型はちまるサポート	「地域生活課題の早期把握と支援へのつなぎ」を図る地域性を活かした連携



支援会議・重層的支援会議について

【支援会議】

社会福祉法第106条の6に規定され、守秘義務のもと、個別の複雑化・複合化した地域生活課題を、福祉関係機関や多様な主体で解決を図っていくための支援の役割分担や連携を図る会議体として運用し、主に基幹型はちまるサポートが開催します。

【重層的支援会議】

福祉関係機関間の情報共有や連携強化、支援会議で作成した課題解決にむけた支援プランの評価、地域生活課題に基づく新たな施策の創出や連携した取組の実施検討等、重層的支援体制整備の推進にかかる事項について協議する会議体として、市が開催します。

なお、この重層的支援会議は、既に運用している「包括的な地域福祉ネットワーク会議」のひとつに位置づけ、多機関協働事業の取組として一体的に運用します。

2-2-2 専門職との連携によるアウトリーチ支援体制の強化

地域生活課題が生じている要因を適切に把握し、課題解決に向けた福祉サービスの提供につなげるための専門性に基づく状況評価(これを「アセスメント」といいます。)を行うため、課題の内容や状況にあわせて専門職が福祉関係機関の職員に同行して地域住民等を訪問するアウトリーチ支援の体制を強化します。

▶細施策の達成に向けた対象者別計画の主な事業目標

対象計画	評価項目	現状値 【令和5年度】	目標値 【令和11年度】
高齢者	※調整中 対象者別計画の事業目標のうち、 主なものを転載		
障害者			
子ども			
地域福祉等	C S Wのアウトリーチ支援件数	1,723 件/年	2,000 件/年

アウトリーチとは

アウトリーチとは、専門職が相談を待つのではなく、問題を抱えた人が生活している地域や生活空間に出向き、相談援助を行うことです。

アウトリーチの対象となる人は、深刻な生活上の問題を抱えているが自ら援助を求めてこない人で、抱えている問題は複雑かつ慢性化している、社会的孤立状態にある、周囲に頼る人はいないなどの特徴があり、地域の支援者が関わるのが難しい人です。

■専門職と連携したアウトリーチ支援のイメージ

「アウトリーチ支援」を分かりやすくイラストで掲載予定

精神障害にも対応した地域包括ケアシステム

健康医療計画及び障害者計画に掲載される文書を抜粋予定

視点2 福祉関係者などの相談対応力の強化

本市ではこれまで、複雑化・複合化している地域生活課題への対応のひとつとして、はちまるサポートが支援のつなぎ役となり、様々な機関と連携しながら適切な支援につなげてきました。一方で、高齢世帯や生活困窮者の増加、孤独・孤立等に見られる課題の潜在化等により、地域生活課題がより一層複雑化・複合化、かつ深刻化してきており、対応に時間を要し、対応が困難になるケースが増えてきました。

こうした状況に対応していくためには、各福祉関係者や専門職の相談対応力をより強化し、地域生活課題に対し速やかにかつ着実に対応できるような、多機関が一体となった支援体制を地域で構築していくことなどが求められます。

【細施策】

2-2-3 福祉関係者などの分野横断的な“つながり”強化

複雑化・複合化した地域生活課題に対し、多機関が連携して効果的に対応していくためには、福祉関係者や専門職が予めそれぞれの役割や支援範囲を把握し、日常的に分野横断的な“つながり”をもっておくことが重要です。

多機関の連携が更に深まるよう、福祉関係者や専門職が参加できる包括的なシンポジウムの開催や地域生活課題や支援ニーズが共有できる機会の提供など、相互理解を深める取組を行っていきます。

▶細施策の達成に向けた対象者別計画の主な事業目標

対象計画	評価項目	現状値 【令和5年度】	目標値 【令和11年度】
高齢者			
障害者	※調整中 対象者別計画の事業目標のうち、 主なものを転載		
子ども			
地域福祉等	福祉関係機関向けシンポジウム等の開催	-	1回/年

2-2-4 相談対応力を向上する機会の充実

福祉関係者や専門職一人ひとりが、複雑化・複合化する地域生活課題に対応する「力」を高めていくことは、とても重要です。

支援の分野も専門性も異なる福祉関係者や専門職が、一体となって地域生活課題に取り組む体制が強化されるよう、個々の力が高められるような、包括的な研修や講座、事例検討などの機会を充実していきます。

▶細施策の達成に向けた対象者別計画の主な事業目標

対象計画	評価項目	現状値 【令和 5 年度】	目標値 【令和 11 年度】
高齢者			
障害者			
子ども			
地域福祉等			
	分野横断的な福祉関係機関の研修会や講座の開催	10 回/年	30 回/年

※調整中
対象者別計画の事業目標のうち、
主なものを転載

2-2-5 福祉人材の育成

地域福祉を効果的に推進するために市が求められることは、福祉サービスを管理し、安定的に提供すること、分野横断的な課題や複雑化・複合化した地域生活課題に対応するために支援体制の整備や福祉関係機関の“つながり”を構築すること、地域福祉活動の基盤を整備することなどが挙げられます。

市の福祉分野に関わる職員がこうした役割を担えるように、公平公正な視点と福祉の専門知識、様々な問題やニーズに対し、市民の豊かな生活を目指して取り組む姿勢、市民に寄り添い、地域のニーズに応えるために、関係機関と連携・調整できる能力などが身に付けられるよう、人材育成に取り組んでいきます。

▶細施策の達成に向けた対象者別計画の主な事業目標

対象計画	評価項目	現状値 【令和5年度】	目標値 【令和11年度】
高齢者			
障害者			
子ども			
	※調整中 対象者別計画の事業目標のうち、 主なものを転載		
地域福祉等	分野横断的な福祉関係機関の研修会や講座の開催（再掲）	10回/年	30回/年
	福祉関係者の重層的支援体制整備事業の認知度	88.7%	95.0%

3 サービスのつながり ～福祉サービスの充実～

地域福祉においては、福祉サービスが適切に提供できる体制が備わっていることはもちろん、地域住民が普段から福祉サービスの情報や福祉関係機関を知っている、つながっているような環境が作られていることも重要であり、そのためにはそれらが地域住民に効果的に周知されることが重要です。

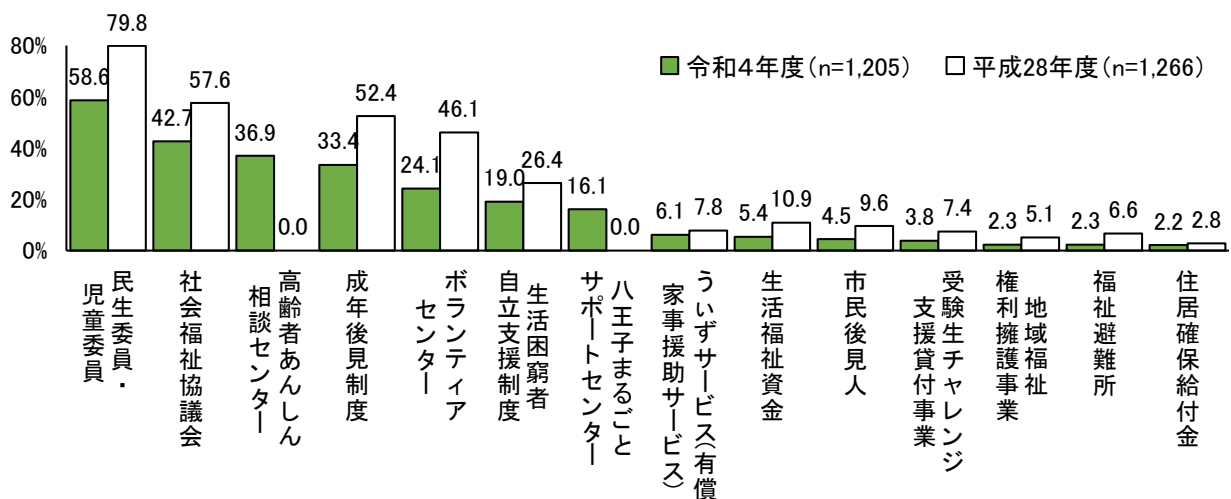
一方、複雑化・複合化する地域生活課題は、子ども・高齢・障害など、対象者別に設けられた相談窓口だけでは対応しきれないことが多く、福祉関係機関がこれまで以上に連携して対応できる体制や共有するしくみが必要です。

本テーマでは、福祉サービスの適切な周知や包括的な相談支援体制の充実などに関する取組を示していきます。

◇現状◇

- 福祉の相談窓口やサービスの認知度が低下しています。
- 暮らし方の多様化や、地域生活課題の複雑化・複合化により、ひとつの福祉関係機関では対応が難しい問題が増えています。
- 市の福祉に関する相談窓口が増えたことにより、福祉関係機関同士の“つながり”を強めることが求められています。

■福祉にかかわる制度や言葉の中で知っているもの

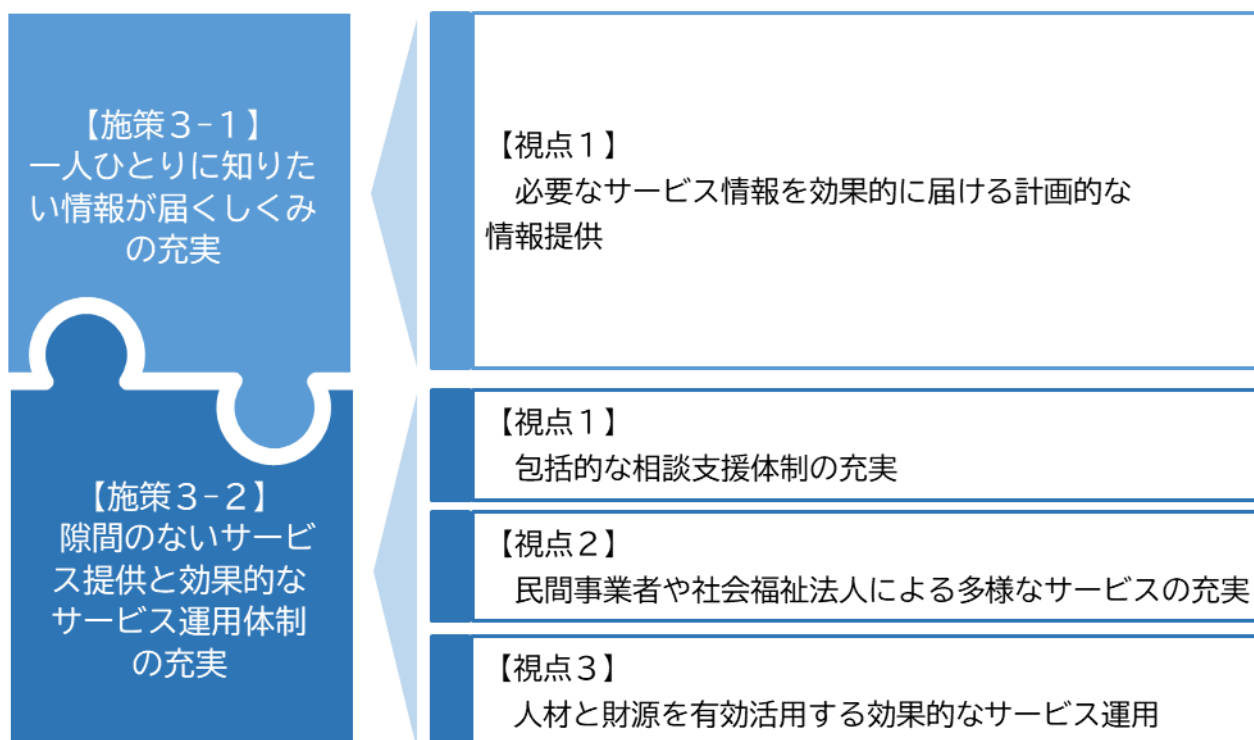


【出典】意識調査問24より

◇施策展開の方向性◇

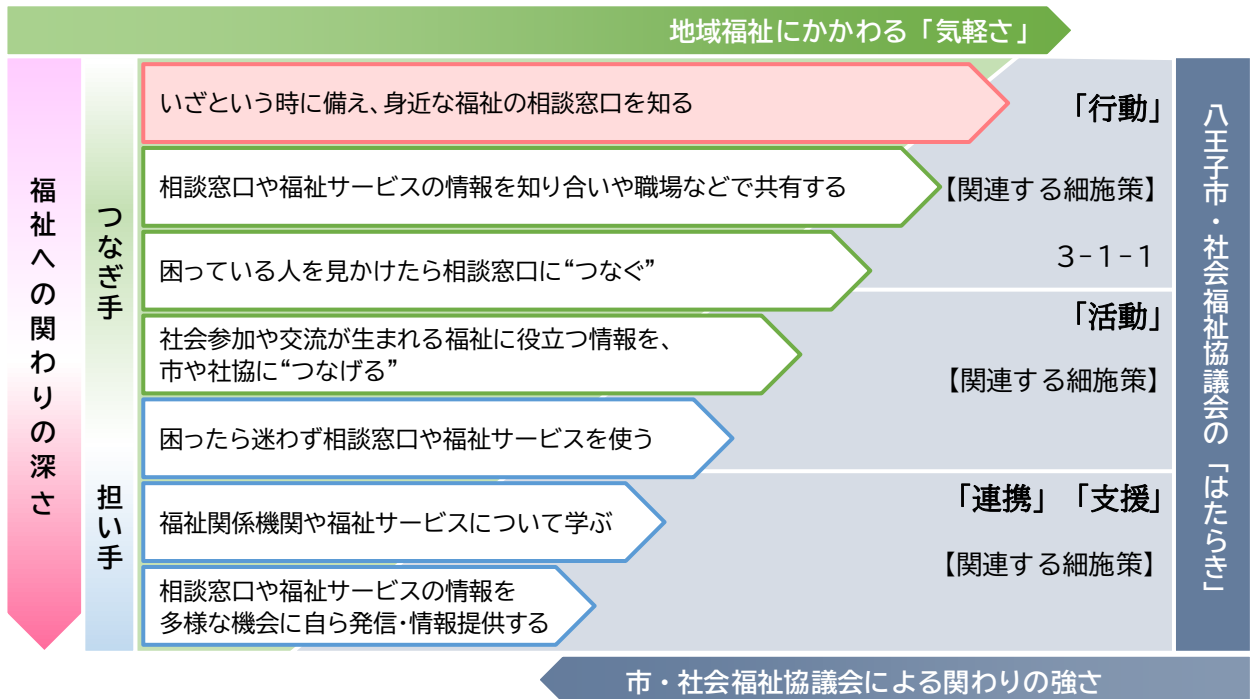
- 必要な人に必要な福祉サービスの情報が届きやすい手法やデザインに配慮し、サービスの認知度向上を図ります。
- 公的な福祉サービスに加え、民間事業者が提供する市場サービスや、地域主体で取り組むボランティアの助け合いなど、多様な支援が一体的に提供できる体制を充実します。
- 行政の相談機関同士の連携（お互いの支援範囲を知りあう、連絡がとりやすい関係性の構築など）を強め、市民がどこに相談にきても同じ支援を提供します。

<3 サービスのつながり ~福祉サービスの充実~ の体系イメージ>



3-1 一人ひとりに知りたい情報が届くしくみの充実

◇この施策で多様な主体に「期待される」行動と市・社会福祉協議会の「はたらき」◇



※周知をすすめる施策のため、周知目標はありません

視点1 必要なサービス情報を効果的に届ける計画的な情報提供

地域生活課題の多様化に対応するため、本市には様々な福祉サービスが用意されていますが、地域住民が必要となる状況になるまで、それらの情報を「知る」機会はそれほど多くないのが現状です。

課題が重篤化・深刻化してしまわないよう、福祉サービスについて「知る」機会を充実するとともに、必要な人に情報やサービスが届けられるよう、日常生活において地域と福祉サービスが“つながり”やすくなる環境づくりを進めていきます。

【細施策】

3-1-1 多様な媒体を活用した情報提供

今まで福祉サービスの情報提供の方法は、必要な方が福祉関係機関などに訪問した際や電話で問い合わせした際に市から提供する、広報で広く市民に向けて発信するなどが中心でした。一方、市で行った意識調査によると、サービスを利用する地域住民などは、ホームページやSNSを通じて情報を入手している方が増えていることが分かりました。

幅広い世代に情報を届けるため、インターネットを活用した情報提供を推進し、福祉サービスを含む、様々な地域福祉に関する情報発信を充実します。

▶細施策の達成に向けた対象者別計画の主な事業目標

対象計画	評価項目	現状値 【令和5年度】	目標値 【令和11年度】
高齢者			
障害者			
子ども			
地域福祉等	誰に相談すればよいか分からない人の割合 (相談先が分からない)	13.3%	10.0%
	バリアフリーマップの認知度	-	30.0%

※調整中
対象者別計画の事業目標のうち、
主なものを転載

バリアフリー

主に障害者や高齢者に対し、社会参加する上での支障となる物理的、精神的な障壁を取り除くための施策、若しくは具体的に障害を取り除いた状態。

▶取組のポイント

① SNSを活用した「バリアフリーマップ」



高齢者や障害者を含めたすべての人が安全で、安心して、快適に暮らし、訪れることができる社会の実現に向け、市内施設のバリアフリー情報をまとめた「バリアフリーマップ」を作成し、自立した日常生活及び社会生活を確保につなげます。

バリアフリー情報提供の必要性

地域における高齢者、障害者等の自立した日常生活及び社会生活を確保するためには、高齢者、障害者等が日常生活又は社会生活において利用する旅客施設、建築物等の生活関連施設や、これらの経路を構成する道路、通路その他の施設について、一体的にバリアフリー化が図られていることが重要です。

(中略) 一方で、これらの施設がバリアフリー化されていても、バリアフリー化された施設や設備、移動可能な経路がどこにあるのかわからなければ、高齢者や障害者等は安心して外出できません。施設のバリアフリー化だけでなく、こうしたバリアフリー情報の提供が求められているのです。そして、バリアフリー情報だけでなく、どこにバリアがあるかというバリア情報も外出の際には重要です。

▶▶▶ バリアフリー情報が わからないと…	▶▶▶ バリアフリー情報が 提供されていれば…
<p><利用者></p> <ul style="list-style-type: none">✓ 駅などで利用可能な出入口を探しまわることになる✓ どこに車椅子対応のトイレやオストメイト対応設備等があるか分からないので外出が不安✓ おむつ交換台や授乳室の場所がわからないので、外出の際に困る	<p><利用者></p> <ul style="list-style-type: none">✓ さまざまな人が、外出前や外出先で、必要な情報を入手できる✓ 安心して外出ができるようになり、社会参加につながる
<p><施設管理者など></p> <ul style="list-style-type: none">✓ 利用者からの問い合わせ対応が発生	<p><施設管理者など></p> <ul style="list-style-type: none">✓ 利用者からの問い合わせに対して、HP等を示しながら案内ができる



【出典】国土交通省

「みんなでつくるバリアフリーマップ作成マニュアル～市町村による一元的なバリアフリー情報提供の手引き～（令和2年3月発行）」より抜粋

3-1-2 福祉情報の分かりやすい発信

市が行った意識調査の「福祉サービスや制度のしくみの分かりやすさ」に関する質問では、約65%の方が「わかりにくい」と回答しています。

福祉サービスの認知度を向上させるためにも、分かりやすい表現での情報発信や、幅広い年代に向けた情報の見せ方そのものの「デザイン」に配慮することも重要です。

デジタル技術を積極的に活用し、より必要としている方に福祉の情報が“つながる”よう、「見せ方」にも配慮した「周知」を充実します。

▶細施策の達成に向けた対象者別計画の主な事業目標

対象計画	評価項目	現状値 【令和5年度】	目標値 【令和11年度】
高齢者			
障害者			
子ども			
地域福祉等	福祉サービスの制度や仕組みの分かりやすさ (指標再掲)	9.3%	30.0%

※調整中
対象者別計画の事業目標のうち、
主なものを転載

▶取組のポイント

D Xの推進による地域生活課題の深刻化予防

D Xの進展は、福祉関係機関との連携強化や福祉サービス情報の得やすさ、利用しやすさの向上など、地域生活課題の深刻化予防につながる重要な取組です。

第4期計画で進める取組にもD Xの視点を積極的に取り入れ、福祉関係機関との円滑な連携や福祉サービスの利便性向上を図ります。

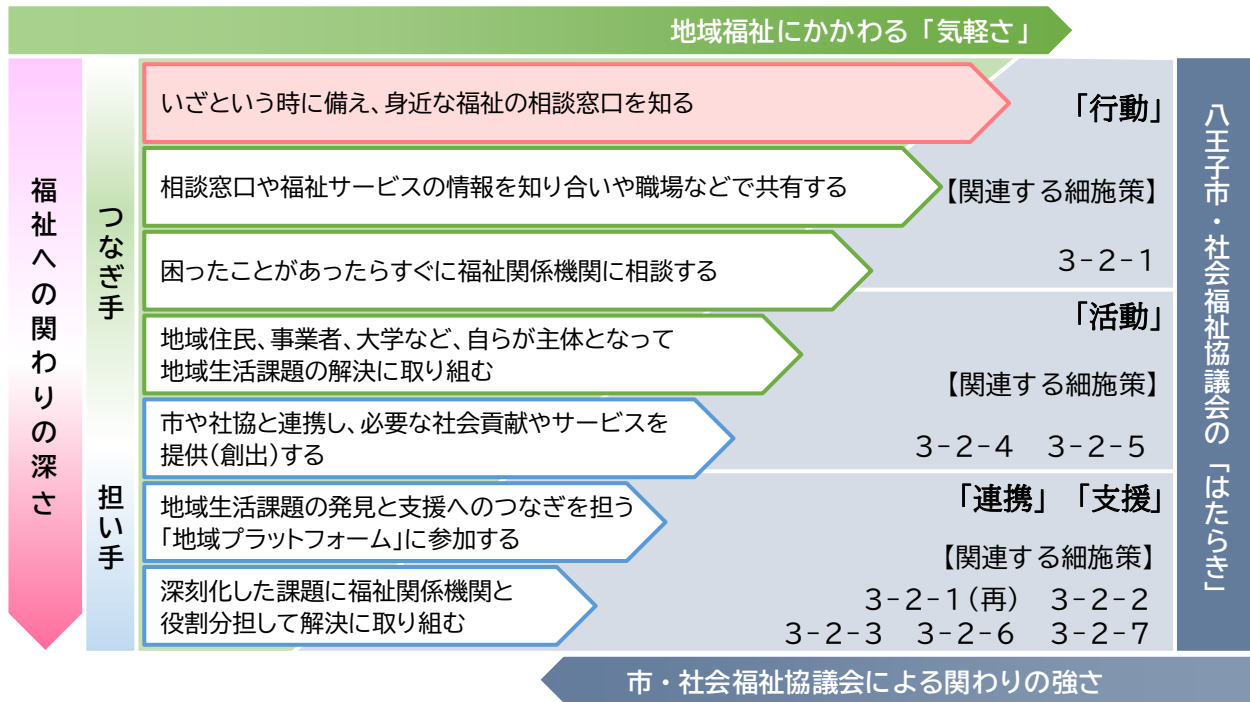
デジタル技術を活用した地域共生社会の実現

人口減少や地球温暖化など様々な社会環境の変化が見込まれる中、環境・社会・経済の持続可能性を向上させるためにはD Xが必要です。デジタル技術の活用により、人とひととの“つながり”を深めていくことで、誰一人取り残されることなく地域の中で支えあい、豊かな暮らしを実現していく、「地域共生社会」を目指します。

【出典】未来デザイン2040「変革のキーワード」より

3-2 隙間のないサービス提供と効果的なサービス運用体制の充実

◇この施策で多様な主体に「期待される」行動と市・社会福祉協議会の「はたらき」◇



◇この施策を進めるために周知が必要な項目とその方法◇

周知が必要な項目	主な周知の対象	周知方法	周知目標	
			現状値 【令和4年度】 (2022年度)	目標値 【令和11年度】 (2029年度)
はちまるサポート(再掲)	地域住民 福祉関係機関	① 広報 ② ホームページ ③ 啓発リーフレット ④ 講座・研修 ⑤ シンポジウム	11.4%	50.0% 90.0%
高齢者あんしん相談センター	地域住民		50.4%	80.0%
民生委員・児童委員(再掲)	地域住民		58.6%	70.0%
八王子市社会福祉協議会(再掲)	地域住民		42.7%	70.0%
重層的支援体制整備事業(再掲)	福祉関係機関		88.7%	95.0%
多機関協働事業(再掲)	福祉関係機関		88.9%	90.0%
成年後見・あんしんサポートセンター八王子	地域住民		33.4%	50.0%
生活困窮者自立支援制度	地域住民		19.0%	30.0%

※相談窓口を知っていることがサービスに“つながる”ことから、相談機関を項目とします。

視点1 包括的な相談支援体制の充実

制度の狭間で支援が届かない、どこに相談したらよいかわからないといった問題に対応するため、市では、重層的支援体制整備事業のひとつとして、対象や相談内容を問わない福祉の総合相談窓口「はちまるサポート」を設置し、隙間のないサービス提供体制を整備してきました。

今後、「孤独・孤立対策の推進」「精神障害者にも対応した地域包括ケアシステムの構築」「こどもまんなか社会の実現」などの国の動きに対応するため、またより一層複雑化・複合化、そして深刻化が進む地域生活課題に対応するために、分野横断的な支援体制の更なる充実に取り組みます。

【細施策】

3-2-1 はちまるサポートの機能強化

今まではちまるサポートは、どこに相談すればよいかわからない生活の“困りごと”や、身近な問題の相談を受け、適切な福祉サービスや支援機関につなげる、福祉の総合相談窓口などの「個別支援」機能がメインとなっていました。

今後は「個別支援」機能に加え、地域の資源を最大限活かし、課題の近い地域において、困難な地域生活課題に対応していくためのしくみや体制を構築していく「基盤整備」機能を追加し、機能強化を図っていきます。

■はちまるサポートの機能

個別支援機能	<ul style="list-style-type: none">◆ 相談窓口での対応（包括的相談支援）◆ 課題を抱えている方等への継続的な訪問支援（アウトリーチ支援）◆ 課題を抱えている方等を地域や社会とつなぐための社会参加支援や交流の場・居場所等を確保する地域づくり支援。
基盤整備機能	<ul style="list-style-type: none">◆ 多機関・地域活動団体等との連携を構築し、一層複雑化・複合化している地域生活課題に一体となって早期に対応できる体制の構築<ul style="list-style-type: none">⇒ 「多機関協働事業」をはちまるサポート（基幹型）へ移行⇒ 高齢者あんしん相談センターに加え、他の福祉関係機関・福祉や医療の専門職等との日常的な連携◆ 地域との「つながり」を強化し、市民力・地域力を活かした地域生活課題の深刻化予防の仕組の構築<ul style="list-style-type: none">⇒ 地域住民の「知ること」と「つながること」の機運の醸成や行動変容の促進⇒ 「つなぎ手」を創出する「はちまるサポーター」事業の拡大

あわせて、はちまるサポートを、「個別支援」と「基盤整備」の2つの機能を有する「基幹型」と「個別支援」機能のみを有する「個別支援型」に分け、既設のはちまるサポートを活かしつつ、必要に応じて移転・新設により整備を進めます。

なお、整備方針としては、八王子未来デザイン2040で示す6地域を単位に、各地域に「基幹型」1ヶ所（計6ヶ所）、「個別支援型」1～2ヶ所（計9ヶ所）を整備し、第4期計画の期間中に「基幹型」「個別支援型」あわせて15ヶ所整備を行います。

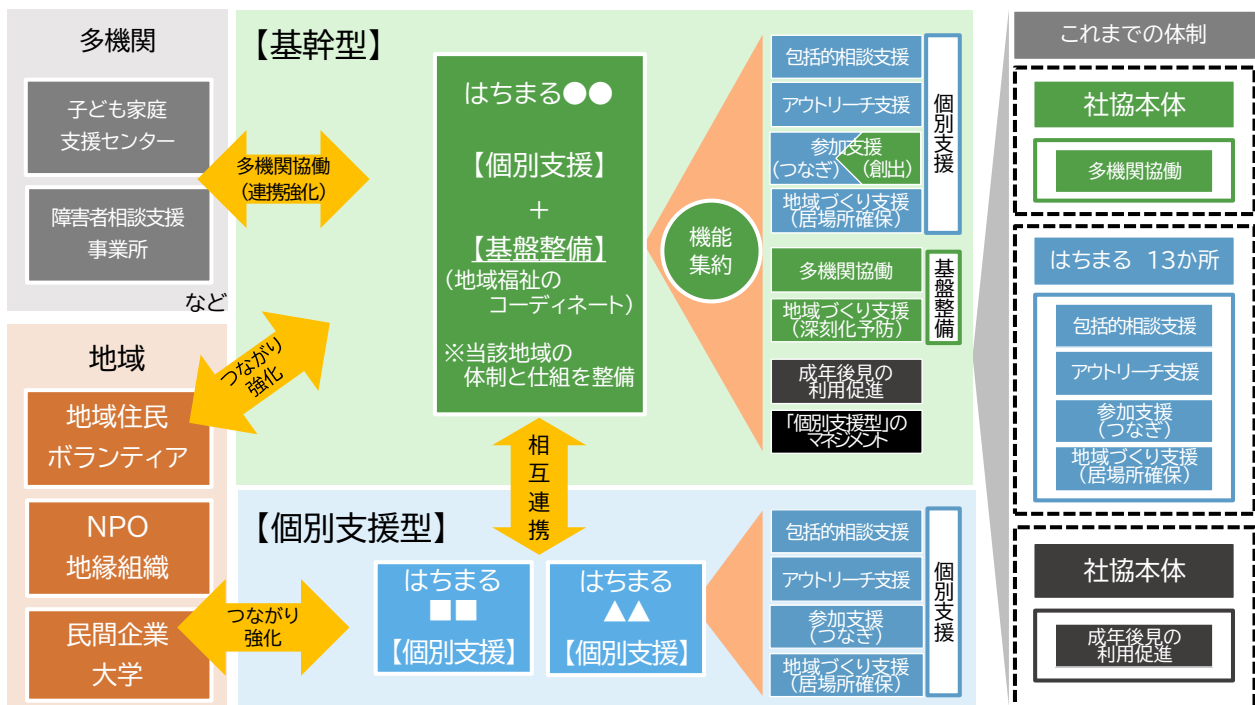
■はちまるサポート（15か所）の新整備方針

地域	基幹型（6か所）		個別支援型（9か所）
中央部	台町	◆基幹型の要件は次のとおりとする。 ・高齢者あんしん相談センターとの併設 ・CSWを必要な人数配備できる面積を有する ◆「個別支援」と「基盤整備」機能のほか、次の機能も有する。 ・成年後見の利用促進への対応 ・「個別支援型」のマネジメント	大和田
北部	石川		加住
西部	川口		元八王子・恩方
西南部	長房		浅川・館
東南部	北野（新設）		由井
東部	南大沢（新設）		由木・由木東

	基幹型	個別支援型	備考
CSWの配備数	3人	2人	各はちまるサポートで固定配置にせず、地区の状況にあわせ、地区内で柔軟に配備を行うものとし、「基幹型」がそのオペレーションを行う。

▶細施策の達成に向けた対象者別計画の主な事業目標

対象計画	評価項目	現状値【令和5年度】	目標値【令和11年度】
地域福祉等	はちまるサポートの整備数	13か所	15か所
	地域福祉の基盤づくりを行う基幹型はちまるサポートの数	-	6か所
	CSWによるアウトリーチ支援の件数（再掲）	1,723件/年	2,000件/年



3-2-2 複雑化・複合化した地域生活課題に対応する支援スキームの共通化

相談支援を行う福祉関係機関の設置目的やそれぞれの専門性が多様化する中、地域住民が身近な相談窓口相談に行った際、住んでいる地域や福祉関係機関での対応に差が生じないように適切な対応につなげる手順の共通化を図り、各福祉関係機関で共有・活用します。

▶細施策の達成に向けた対象者別計画の主な事業目標

対象計画	評価項目	現状値 【令和5年度】	目標値 【令和11年度】
高齢者	※調整中 対象者別計画の事業目標のうち、 主なものを転載		
障害者			
子ども			
地域福祉等	多機関協働事業の相談件数	10件/年	60件/年
	分野横断的な福祉関係機関の研修会や講座の開催（再掲）	10回/年	30回/年

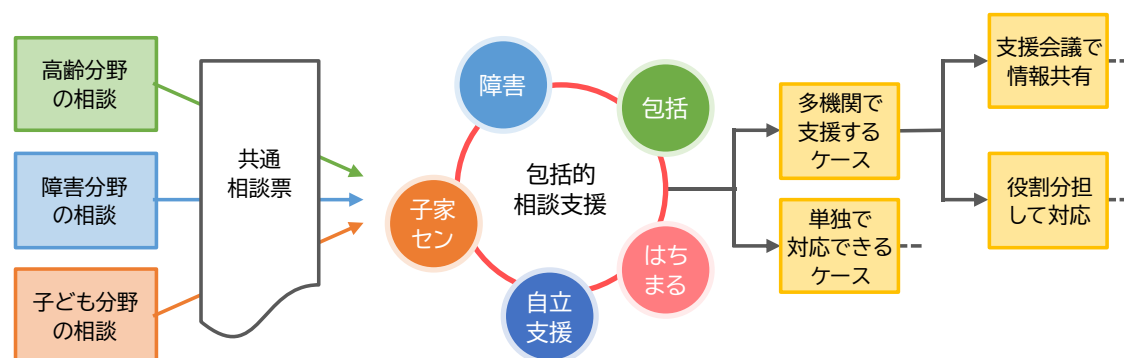
▶取組のポイント

支援スキームの共通化

市内には分野ごと様々な相談窓口がありますが、分野横断的な対応が必要となる場合、早期支援につなぐためにも相談窓口が円滑に連携できるしくみが必要です。

この分野横断的な“つなぎ”の手順を「多機関協働事業」を通じて共通化し、どの相談窓口でも複雑化・複合化した支援ニーズを受け止めることができる体制を強化します。

■支援スキームの共通化イメージ



様々な分野・機関が共通の相談票、共通の手順を使って支援することにより、多機関連携がよりスムーズになり、早期解決につながる

3-2-3 自分らしい生活を継続する支援へのつなぎと環境整備

新型コロナウイルス感染症の影響などによる経済困窮世帯の増加や、高齢化の進行による高齢独居世帯や高齢夫婦世帯の増加傾向等から、住まい探しにお困りの方への入居支援や生活基盤が安定するための福祉サービスを適切につなげることは重要な取組となります。

経済的な困窮や判断能力・心身機能の低下など、これまでの生活を継続することが困難な状態に陥った場合でも、福祉関係機関が連携し、権利擁護や自立に向けた社会復帰支援や住まいや交通環境への支援など、尊厳ある暮らしが継続できるよう、様々な支援を提供します。

▶細施策の達成に向けた対象者別計画の主な事業目標

対象計画	評価項目	現状値 【令和5年度】	目標値 【令和11年度】
高齢者			
障害者			
子ども			
	※調整中 対象者別計画の事業目標のうち、 主なものを転載		
地域福祉等	生活保護利用者に対する受診勧奨通知件数	513件	1,289件
	市民後見人の登録者数	37人	60人
	成年後見制度に関する講座・学習会の開催回数	13回	30回
	就労支援による就労決定率	42.3%	64.0%
	生活保護家庭における中学校卒業者の進学率	96.6%	現状値以上
	生活保護利用世帯の中学生のうち無料学習教室の参加率	21.6%	30.0%
	生活困窮者の新規相談受付件数	2,712件	3,500件

▶取組のポイント

①住まいの安定を図る「八王子市居住支援協議会」

市、不動産関係団体、居住支援団体が連携する「八王子市居住支援協議会」が設置されています。協議会では、住宅に関わる課題に対して情報交換や協議を行いながら、住まい探しにお困りの方（低額所得者、高齢者、障害者、子どもを育成する家庭など）の民間賃貸住宅への入居を支援する取組を行っています。

②福祉交通の充実

八王子市交通マスタープランでは、高齢者・障害者など単独で公共交通機関による移動が困難な方の多様で高度なニーズに的確に対応するため、NPO法人等による「福祉有償運送」をはじめとする福祉的な輸送サービスを活用し、利用者の利便性が確保されるよう取り組むこととしています。

公共交通はもちろん、福祉有償運送などの輸送サービス、また、住民主体による生活支援サービス（P.61）など、多様な主体やサービスとのつながりで、地域住民の移動課題に取り組めます。

③「成年後見制度」の利用促進

国が令和4年（2022年）3月に策定した、成年後見制度の方向性を示す「第二期成年後見制度利用促進基本計画」では、意思決定支援の更なる浸透や権利擁護支援の地域連携ネットワークづくりなどにより、地域共生社会の実現を目指すことが示されました。

本市においては、国の基本計画を踏まえ、関係機関とのネットワーク構築や必要な人が権利擁護の支援を適切に使える支援を提供するなど、尊厳ある自分らしい暮らしの継続に向けた“つながり”を強めていきます。

ア 成年後見制度の利用促進に向けた取組

成年後見・あんしんサポートセンター八王子を本市の成年後見制度における中核機関として、成年後見制度に関する普及啓発や、関係者と連携した支援内容の検討、適切な支援へのつなぎ（コーディネート）を行う権利擁護支援の中核的な役割を担うほか、以下の取組を行います。

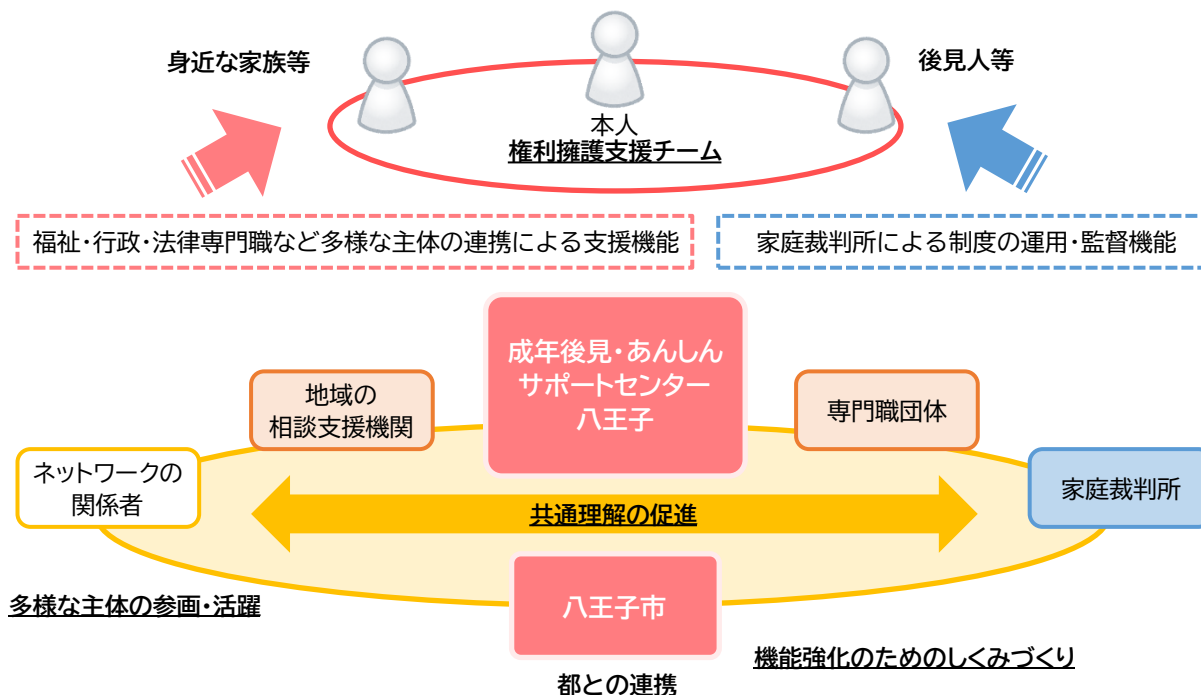
■利用促進を図る取組

成年後見に関する地域の相談窓口	成年後見・あんしんサポートセンター八王子と市内のはちまるサポートで連携して、より身近な場所で成年後見制度に関する相談ができる環境を整えます。
市民後見人の養成・支援	市民後見人は、不足する専門職後見人に代わる担い手の確保や、より本人に寄り添える後見人といった観点から養成を進めています。なお、養成を修了した市民後見人は、権利擁護支援のほか、社会福祉協議会で実施している地域福祉権利擁護事業や法人後見業務などの「生活支援員」も担います。
法人後見の実施	比較的長期間の制度利用が想定される障害者の方等に対応するため、社会福祉法人などの法人が後見人となる「法人後見」を実施します。
後見人等に関する苦情等への対応	福祉サービス利用の苦情対応や、判断能力が十分でない方の権利擁護支援、福祉サービス利用に関する相談受付を行い、適切なサービスの利用を推進します。
市長による申立の実施	判断能力が十分でない方で、後見人等の申立をする親族等がない場合などに、家庭裁判所に対して後見人等を選任する審判を市長が申し立てることで、対象となる方の財産管理や身上監護を行います。
成年後見制度の利用支援	経済的な問題があっても安心して生活ができるために、成年後見人の申し立てを行う際の費用や、後見人に支払う報酬を助成する制度を引き続き行います。

イ 権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築

本市における成年後見制度の中核機関である「成年後見・あんしんサポートセンター八王子」を中心に、地域に暮らす全ての人が尊厳ある本人らしい生活を継続し、地域社会に参加できるようにするためのネットワークを充実します。

■地域連携ネットワークの機能



④ 生活困窮者自立支援制度

はちまるサポートをはじめとする地域の様々な福祉関係機関や市民団体等との“つながり”や、生活困窮者の早期発見・早期支援をすすめます。また、生活困窮者が身近な相談窓口で相談をしながら、様々な自立支援制度、福祉サービスにつながるサポートを受けられる連携体制を構築するとともに、生活困窮者へのアウトリーチ支援により継続的な見守りを充実します。

ア 生活困窮者自立支援制度における課題整理と方向性

本市における自立相談支援窓口は1か所しか設置しておらず、生活困窮者の相談できる機会の充実が求められています。また、新規相談受付件数は年々増加しており、相談体制を強化する必要があります。

こうした課題に対応するために、他の福祉関係機関の相談窓口も活用できるよう組織的な連携や相互理解を深める機会も創出していきます。

【第4期計画における推進の方向性】

身近な相談窓口や福祉関係機関と自立支援機関との連携を更に進めていきます。また、生活困窮状態にある方の自立に向けた支援やつながりが途切れないと同時に、就労支援や子どもの学習支援、高齢者支援等の生活保護世帯の自立に向けた一体的で切れ目のない支援を提供します。

【キーワード：社会参加、地域共生社会、包括的な相談支援】

地域生活課題が深刻化・複雑化する前に、相談者自らが自立することができるよう、各種支援制度の周知・啓発を行います。また、問題が複雑化・複合化し、ひとつの機関や制度だけでは対応できない場合、多機関と連携して支援を提供していきます。

- はちまるサポートをはじめとする福祉関係機関との相互理解を深めます。
- ハローワークと連携した就労支援、支援対象者の状況に合わせたオーダーメイドの就労支援、一般就労、福祉的就労、支援対象者の特性に合わせた就労に結びつけ、経済的な自立に向けた支援を行います。

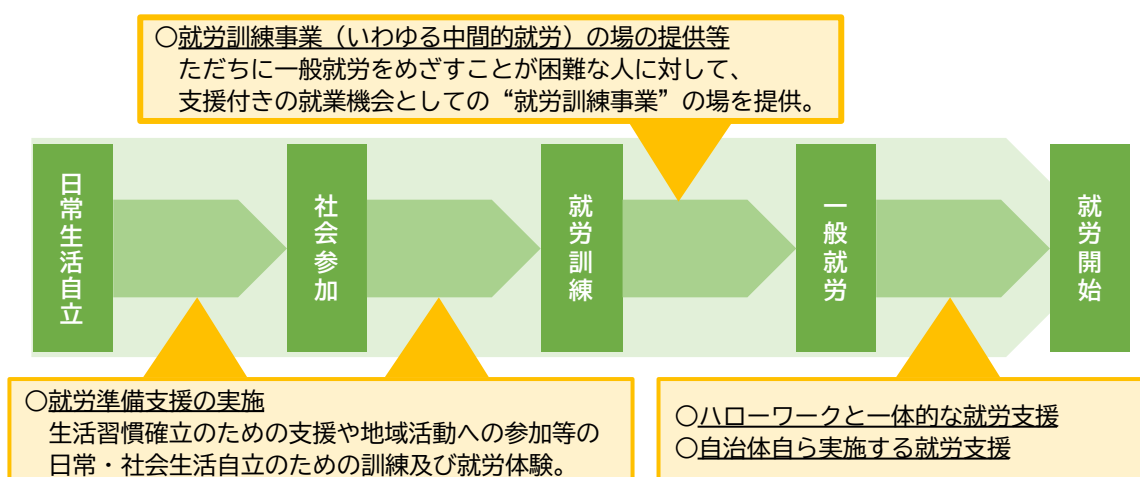
イ 生活困窮者の自立支援のための方策

自立支援法に規定される「支援会議」を有効に機能するよう検討します。また、生活困窮者自立支援制度と生活保護制度の連携を深め、自立支援に向けたノウハウの共有・蓄積、人材育成及び意識の醸成を図ります。

■生活困窮者自立支援法に基づく支援

自立相談支援事業	生活の困りごとや不安に関する相談を受け、就労やその他の自立に関する相談支援や事業利用のためのプラン作成等の実施
就労準備支援事業	生活習慣やコミュニケーション能力の形成など、一般就労に必要な基礎的能力を習得するための訓練を有期で実施
就労訓練事業 (いわゆる中間的就労)の認定	ただちに一般就労が困難な人に対する支援付きの就労の場を提供する事業者の認定
住居確保給付金の支給	離職や減収などにより住居を失った又はそのおそれがある方に対し、就職に向けた活動をするなどを条件として、有期で家賃相当額を支給
家計改善支援事業	家計に課題を抱える方への家計管理能力を高め、家計再建に向けたきめ細やかな相談・支援を実施
学習支援事業	生活困窮家庭の子どもに対する学習支援や保護者への相談支援の実施
受験生チャレンジ支援貸付事業	中学・高校3年生の学習塾の費用や受験料等の貸付を実施

■本人のステージに応じた就労支援



ウ 関係機関・他制度、多様な主体による支援

八王子市生活困窮者自立支援ネットワーク会議で多様な主体による支援の方法を検討することをはじめとして、庁内関係所管や教育委員会、ハローワーク、社会福祉協議会、民生委員・児童委員などが連携し、対象者の早期発見や包括的な支援を提供しています。

■関連する取組

生活福祉資金の貸付 (社会福祉協議会)	所得の少ない世帯、障害者や介護を要する高齢者のいる世帯に対して、資金の貸付と必要な相談・支援を行います。
生活保護制度の適正実施	生活保護世帯の的確な実態把握に努めるとともに、生活保護制度の適正な運用を推進します。また、生活保護世帯の自立に向けて、相談・指導体制の充実を図ります。
生活保護受給者等就労自立促進事業	市の就労支援員とハローワークの就職支援ナビゲーターがチームを組んで、生活保護利用者や児童扶養手当受給者、生活困窮者などの就職を支援します。また、市役所に設置されたハローワークの常設窓口（八王子就労サポート）と連携し、支援対象者の就労による自立を促進します。
生活保護費保護者の健康管理支援	生活保護利用者の生活習慣病の発生予防・重症化予防を推進するため、生活保護利用者の健康に関するレセプトや検診結果のデータを活用し、医療機関受診勧奨を行うとともに保健師等の有資格者による保健指導を実施します。
若者自立就労支援	働くことについて様々な悩みを抱えている15歳～39歳くらいまでの若者が就労するよう、協力事業者の事業所における職場体験など様々な支援を行います。

エ 生活困窮者等への支援を通じた地域づくり

生活困窮者自立支援法は、様々な課題を抱える生活困窮者に対して支援をするだけでなく、地域の中で、誰もが支えあい、生きづらさを少しでも軽減して生活を営める地域をつくっていかうという考えのもとにできたものです。この理念を達成するためには、多様な社会資源との連携や新たな社会資源の創出、地域住民の理解を促進するための機会づくりなど、市と地域が一体となって「地域づくり」をすすめていく必要があります。

■関連する取組

社会福祉法人との連携	社会福祉法人と連携し、中間的就労等の実施、無料学習支援教室の会場提供など、生活困窮者のための取組を推進します。
NPO法人など地域で活動している団体との連携	フードバンク団体、子ども（誰でも）食堂、無料学習塾など、地域で活動する様々な団体と連携し、生活困窮者の早期発見、包括的支援を行える地域づくりを推進します。

視点2 民間事業者や社会福祉法人による多様なサービスの充実

福祉サービスは、これまでも必要な方の状況にあわせて多くのサービスを提供してきましたが、暮らし方の多様化や価値観の変化により、制度間の隙間で対応に遅れが生じるなどの課題が見受けられています。

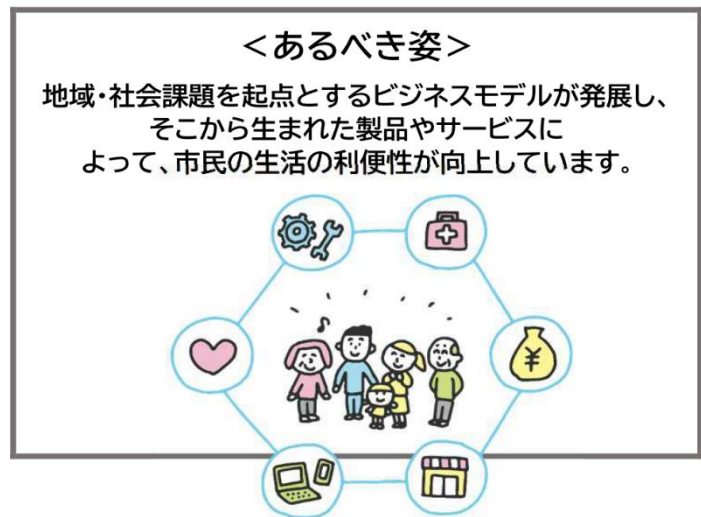
福祉関係機関同士の“つながり”を強め、隙間のないサービス提供体制を構築するとともに、民間事業者や社会福祉法人が提供するサービスも、暮らしを支える大きな地域資源（これら様々な主体から提供されるサービスをまとめて「多様なサービス」といいます。）ととらえ、福祉サービスと多様なサービスが重なり合う隙間のないサービス提供体制を構築していきます。

【細施策】

3-2-4 民間事業者が地域生活課題解決の担い手になるしくみの構築

市の「八王子市産業イノベーションプラン」では、大きな施策の柱に「地域・社会課題解決マーケットの創造」を掲げています。

多様化・複雑化する地域生活課題に対応するためにも、従来の福祉関係機関や専門職だけでなく、これまで地域福祉に関わりのなかった民間事業者の力も含めた多様な主体が、市と連携して地域福祉を推進するしくみを構築します。



出典：「八王子産業イノベーションマスタープラン」より抜粋

▶細施策の達成に向けた対象者別計画の主な事業目標

対象計画	評価項目	現状値 【令和5年度】	目標値 【令和11年度】
高齢者	※調整中 対象者別計画の事業目標のうち、 主なものを転載		
障害者			
子ども			
地域福祉等	ソーシャルビジネス・コミュニティビジネス相談件数（福祉分野のみ）	-	15件
	公民共創の実施件数（福祉分野のみ）（再掲）	-	6件

3-2-5 社会福祉法人との連携による地域福祉の推進

社会福祉法人は、社会福祉法で、日常生活又は社会生活上の支援を必要とする者に対して、福祉サービスを積極的に提供するように努めることが規定されています。

地域生活課題や複雑化・複合化する支援ニーズを踏まえ、法人の自主性、創意工夫による様々な活動が活発に行われるようはたらきかけを行います。

各地で取り組まれている「地域における公益的な取組」の実践事例

○「地域における公益的な取組」については、地域の実情に応じて現に多様な取組が行われているが、例えば以下のような取組事例がある。（各法人の実際取組事例から参照。）

	高齢者の住まい探しの支援	障害者の継続的な就労の場の創出	子育て交流広場の設置	複数法人の連携による生活困窮者の自立支援	ふれあい食堂の開設
地域が抱える課題	加齢により転居を希望する高齢者の存在	商店街の閉鎖、障害者の就労の場の確保	子育てで孤立する母親の存在	雇用情勢の悪化による生活困窮者の増加	地域で孤立する住民の増加
対象者	高齢者	障害者や高齢者	子育てに悩みを抱える母親	生活困窮者	社会的に孤立する者
取組内容	高齢者の転居ニーズと、不動産業者のニーズをマッチングし、法人が転居後も生活支援を継続することにより、不動産業者が安心して高齢者に住まいを賃貸できる環境づくりを実施。	行政や市場関係者の協力を得て、スーパーマーケットを開設するとともに、そこで障害者等が継続的に就労。	施設の地域交流スペースを活用し、保育士OBや民生委員等のボランティアと連携することにより、子育てに関する多様な相談支援を行うとともに、近隣の子どもに対する学習支援を実施。	複数の法人が拠出する資金を原資として、緊急的な支援が必要な生活困窮者に対し、CSWによる相談支援と、食料等の現物給付を併せて実施。	地域住民が気軽に集える「ふれあい食堂」を設置するとともに、管理者として介護支援専門員を配置し、相談支援や地域の子育てママと子どもの交流会、ボランティアに対する学習会などを実施。
取組による主な効果	高齢者が地域で安心して暮らせる環境の整備、空き家問題の解消	障害者の就労促進、「買い物難民」問題の解消	子育てママの孤立感の解消、地域交流の促進	生活困窮者の自立促進	地域で孤立する住民の孤独感の解消、住民相互の支えあいによる取組の促進

出典：厚生労働省「地域における公益的な取組概要」を基に作成

▶細施策の達成に向けた対象者別計画の主な事業目標

対象計画	評価項目	現状値【令和5年度】	目標値【令和11年度】
高齢者			
障害者	※調整中 対象者別計画の事業目標のうち、 主なものを転載		
子ども			
地域福祉等	社会福祉法人と連携した地域生活課題への取組件数（はちまるサポートとの連携）	-	6件

視点3 人材と財源を有効活用する効果的なサービスの運用

市はこれまでも、高齢者や障害者、子ども・若者といった対象者ごとに様々な施策を推進してきましたが、重層的支援体制整備事業の実施に伴い、それらが連携しやすい環境となりました。

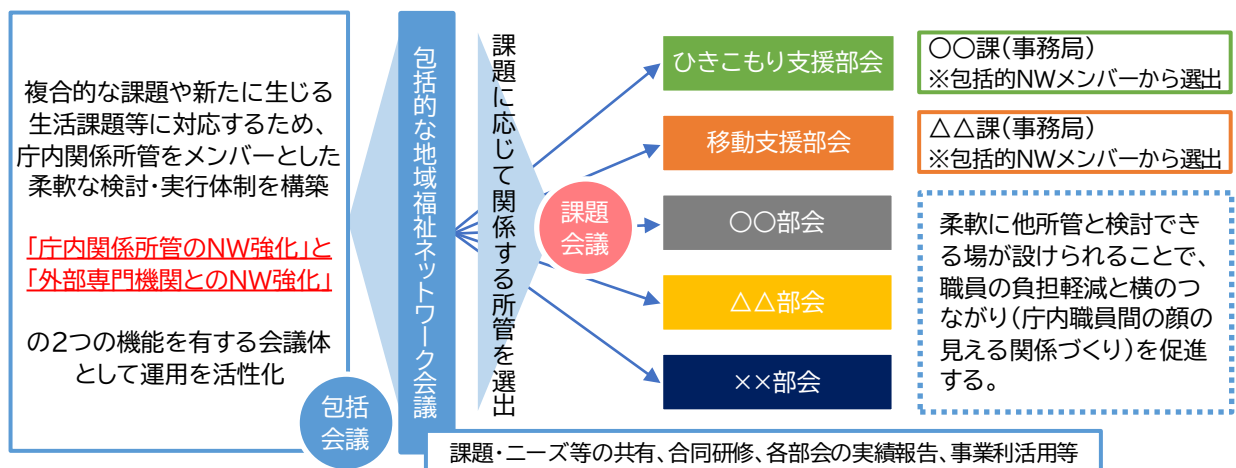
地域生活課題が多様化していくことを踏まえ、福祉関係機関はもちろん、産業分野やまちづくり分野の施策とも「福祉の垣根を超えた連携」を図っていくことが重要です。

関係する機関や多様な主体との“つながり”をより強めるとともに、それぞれの取組を効果的に推進するため、データを活用した根拠のある「評価」を行います。

【細施策】

3-2-6 地域福祉を推進する「包括的な地域福祉ネットワーク会議」の充実

地域生活課題や資源の情報共有、課題解決に向けた一体的な支援の実施などについて協議する「包括的な地域福祉ネットワーク会議」を活用し、分野の垣根を超えた横断的な対応ができる体制を強化します。



▶細施策の達成に向けた対象者別計画の主な事業目標

対象計画	評価項目	現状値 【令和5年度】	目標値 【令和11年度】
地域福祉等	包括的な地域福祉ネットワーク会議開催回数	2回/年	4回/年
	包括的な地域福祉ネットワーク会議の部会の立ち上げ数	2部会	5部会
	福祉関係機関の重層的支援体制整備事業の認知度（再掲）	88.7%	95.0%

3-2-7 効果的なサービス運用に向けた評価

隙間のないサービス提供や限られた人材や財源等を有効に活用するため、地域生活課題や支援ニーズを適切に把握するとともに、様々な意識調査の結果や医療や介護等のデータも活用し、福祉サービスを提供する効果や課題を評価します。

▶細施策の達成に向けた対象者別計画の主な事業目標

対象計画	評価項目	現状値 【令和5年度】	目標値 【令和11年度】
高齢者	※調整中 対象者別計画の事業目標のうち、 主なものを転載		
障害者			
子ども			
地域福祉等	重層的支援体制整備事業の実施効果 (証拠に基づく数値評価)	-	評価指標を 別途設定

データを活用したEBPM（証拠に基づく政策立案）の推進

EBPM（Evidence Based Policy Making）は、政策立案は経験や勘によるものではなく、政策目的を明確化した上で合理的根拠（エビデンス）に基づくものとするものです。

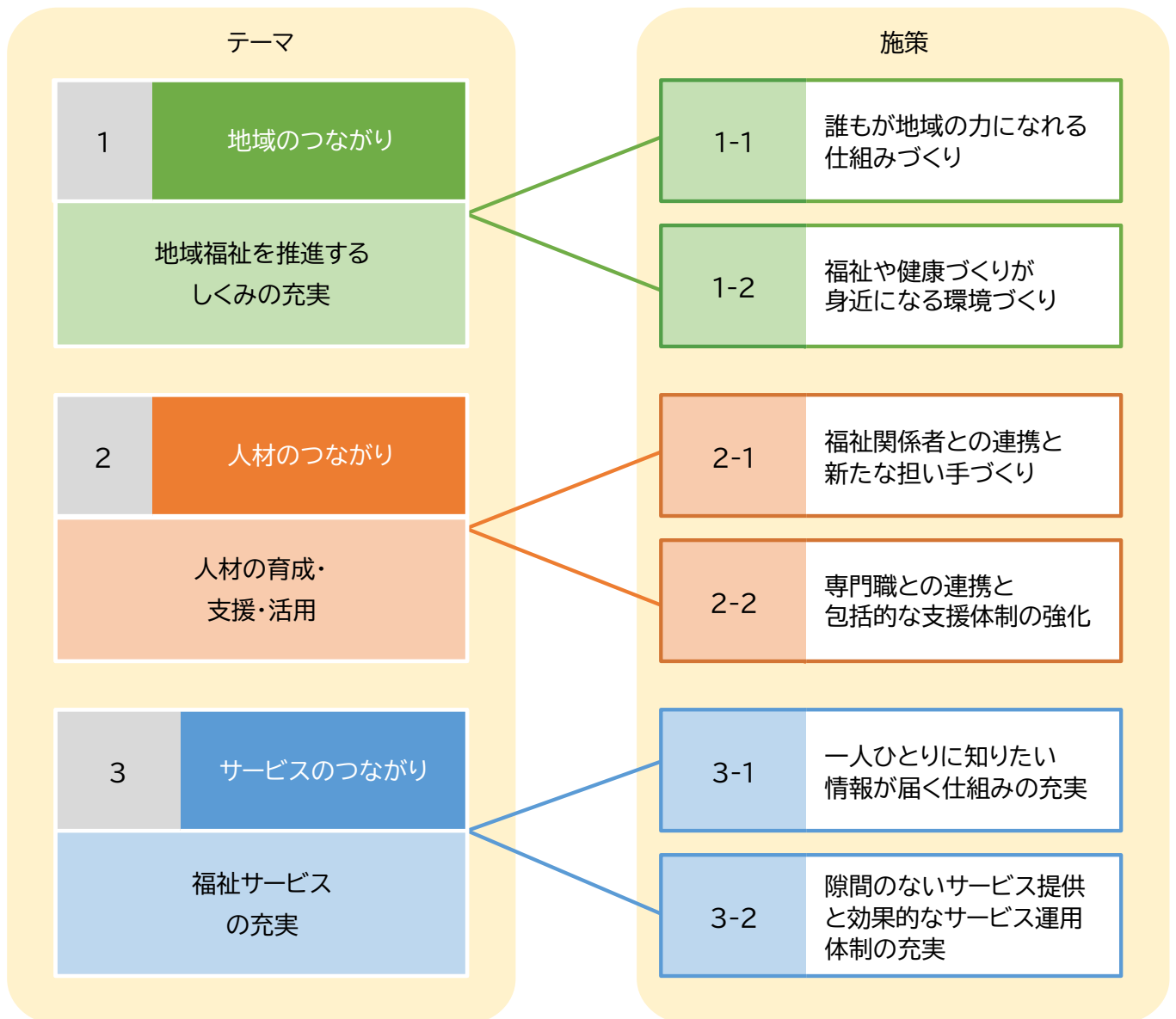
八王子未来デザイン2040では、地方分権時代にふさわしい行財政運営の推進を掲げています。その中の施策として「政策課題への対応力向上」が示されており、具体的な事業として「EBPMの推進による政策立案機能の向上」をすすめることとしています。

第4期計画では対象者別計画を含め、合理的根拠に基づく事業評価を通して、限られた人材や財源を有効に活用して地域生活課題の解決に取り組みます。

本計画は、関連する対象者別計画の上位計画となります。

本計画で示してきた地域福祉推進の方向性や考え方は、高齢や障害者、子どもの対象者別計画とも共有し、同じ視点でそれぞれ具体的な取組を推進します。

ここでは、本計画のテーマと政策、推進視点を踏まえ、対象者別計画で進める個別の施策を表記し、計画間の施策や取組を並べ、対象者別計画との“つながり”を示していきます。



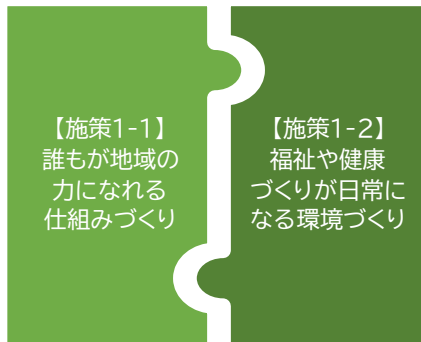
※調整中
対象者別計画の事業目標のうち、
主なものを転載

【視点1】
一人ひとりの暮らしを支える身近な
助けあいの充実
【視点2】
暮らしやすい地域をみんなで支える
体制づくり

【対象者別計画での取組や事業】

- ・
- ・
- ・
- ・
- ・

1.地域のつながり



【視点1】
元気に生き活きと暮らす、生きがい・
やりがいの創出
【視点2】
日常に溶け込む“つながり”の醸成

【対象者別計画での取組や事業】

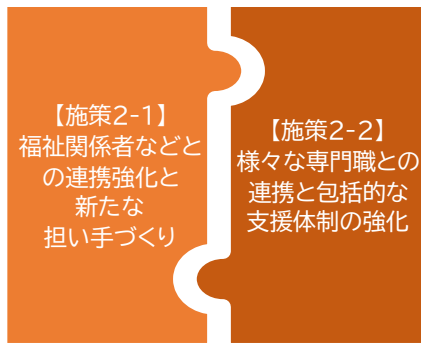
- ・
- ・
- ・
- ・
- ・

【視点1】
福祉関係者や専門職との連携強化
【視点2】
新たな「担い手」「つなぎ手」の確保

【対象者別計画での取組や事業】

- ・
- ・
- ・
- ・
- ・

2.人材のつながり



【視点1】
多様な地域生活課題に取り組む専門
職との連携による支援体制の強化
【視点2】
福祉関係者などの相談対応力の強化

【対象者別計画での取組や事業】

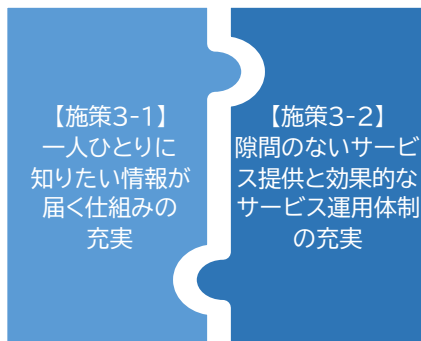
- ・
- ・
- ・
- ・
- ・

【視点1】
必要なサービス情報を効果的に届け
る計画的な情報提供

【対象者別計画での取組や事業】

- ・
- ・
- ・
- ・
- ・

3.サービスのつながり



【視点1】
包括的な相談支援体制の充実
【視点2】
民間事業者や社会福祉法人による多
様なサービスの充実
【視点3】
人材と財源を有効活用する効果的な
サービス運用

【対象者別計画での取組や事業】

- ・
- ・
- ・
- ・
- ・

5 健康医療計画とのつながり

基本目標に掲げる「元気で生き生きと暮らすことができる」日常生活を継続していくためには、健康づくりの取組が充実していることや、いざという時の医療体制が整っていることが、これからの暮らしの「安心」につながります。

また、心身状態の低下による地域生活課題の複雑化や、高齢化による医療や介護ニーズの増加など、今後、より心身の健康を意識した支援を求められる状況が増えていくことが考えられます。

第4期地域福祉計画の施策と細施策

1-1	誰もが地域の力になれるしくみづくり	1-1-1	地域住民が地域生活課題などを知る「学びの機会」の提供
		1-1-2	住民主体による地域活動の活性化に向けた取組の強化
		1-1-3	ボランティアセンター等による多様な参加支援
		1-1-4	多様な主体と連携して解決する「共創」の推進
		1-1-5	孤独・孤立対策の強化
		1-1-6	「市民力」「地域力」を活かした地域づくりの推進
1-2	福祉や健康づくりが日常になる環境づくり	1-2-1	生きがい・やりがい生まれる社会参加や交流の促進
		1-2-2	自分らしく社会とつながる多様な居場所の充実
		1-2-3	公共の場を活用した地域の“つながり”づくり
		1-2-4	誰でもできる“つながり”の普及啓発
		1-2-5	地域福祉の活動を支える「つなぎ手」の充実
		1-2-6	地域の“つながり”で守る「安全・安心な暮らし」
2-1	福祉関係者などとの連携強化と新たな担い手づくり	2-1-1	民生委員・児童委員が活動しやすい環境づくり
		2-1-2	医療や福祉の専門職と地域の“つながり”づくり
		2-1-3	大学とのつながりですすめる地域福祉
		2-1-4	地域生活課題に連携して取り組む専門職の確保
2-2	様々な専門職との連携と包括的な支援体制の強化	2-2-1	多機関連携の強化による専門職の有効活用
		2-2-2	専門職との連携によるアウトリーチ支援体制の強化
		2-2-3	福祉関係者などの分野横断的な“つながり”強化
		2-2-4	相談対応力を向上する機会の充実
		2-2-5	福祉人材の育成
3-1	一人ひとりに知りたい情報が届くしくみの充実	3-1-1	多様な媒体を活用した情報提供
		3-1-2	福祉情報のわかりやすい発信
3-2	隙間のないサービス提供と効果的なサービス運用体制の充実	3-2-1	はちまるサポートの機能強化
		3-2-2	複雑化・複合化した地域生活課題に対応する支援スキームの共通化
		3-2-3	自分らしい生活を継続する支援へのつなぎと環境整備
		3-2-4	民間事業者が地域生活課題解決の担い手となるしくみの構築
		3-2-5	社会福祉法人との連携による地域福祉の推進
		3-2-6	地域福祉を推進する「包括的な地域福祉ネットワーク会議」の充実
		3-2-7	効果的なサービス運用に向けた評価

これらを踏まえると、福祉と医療（介護）とで課題や目標を共有し、連携して問題に取り組む方向性を示していく「計画間の“つながり”」がとても重要になります。

本計画では、医療分野の計画（健康医療計画）との“つながり”を重視し、相互のつながりを意識した取組を計画内で多く示しています。



第5章 計画の推進

1 計画の推進と評価

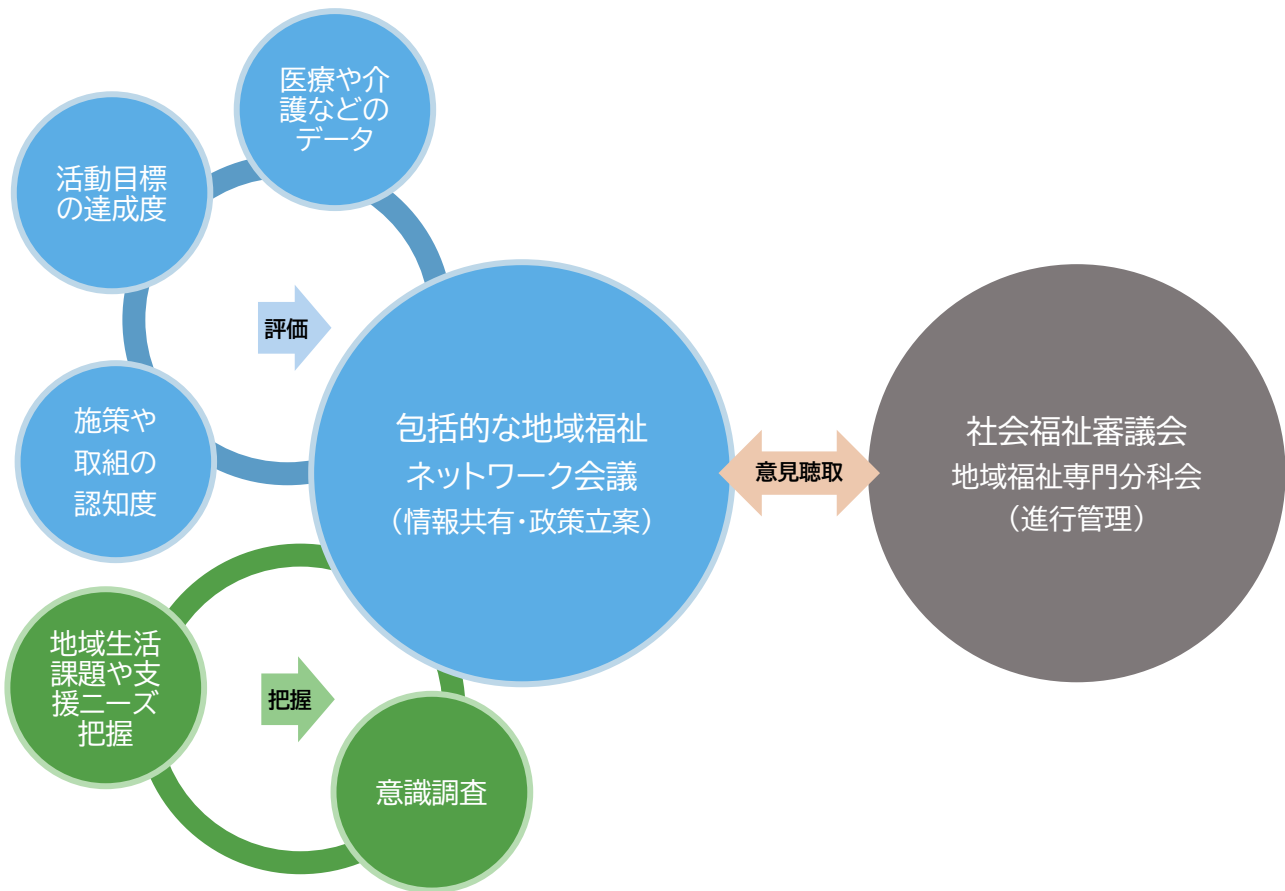
(1) 計画の推進

第4期計画では、複雑化・複合化する支援ニーズや地域生活課題の深刻化予防に取り組むために、これまでの地域福祉計画の考え方を踏襲しつつ、“つながる”をキーワードにし、地域住民一人ひとりや多様な主体による横断的な施策を示してきました。

これら施策は、これまで「担い手」と呼ばれてきたボランティア、福祉関係者、専門職だけでなく、これまで福祉のことについてあまり考える機会がなかった地域住民や民間事業者などの多様な主体も「つなぎ手」や「担い手」となってすすめていくことから、評価についても、一人ひとりの「意識の変化」が重要な視点となります。

また、第4期計画では、「包括的な地域福祉ネットワーク会議（P.102）」を計画推進の新たな多機関連携のプラットフォームと位置づけ、「意識の変化」を含めた全体的な評価の視点を共有しながら、各取組を推進するとともに、新たな施策の立案も検討していきます。

なお、第4期計画全体の進行管理は第3期計画から引き続き、社会福祉審議会地域福祉専門分科会において行うこととし、着実に計画を推進していきます。



社会福祉審議会

中核市移行により設置された市長の附属機関。本市の福祉に関する重要事項を調査・審議する。審議は、地域福祉・民生委員審査・高齢者福祉・障害者福祉・児童福祉の5専門分科会に分かれて行っている。また、場合により専門分科会の下に部会を設置し、審議を行う。

(2) 評価

第4期計画では、計画推進の評価をテーマにつながる施策ごとに行います。

また、上位計画となる未来デザイン 2040 の分野別計画として、その数値目標や重要業績評価指標（KPI）を第4期計画の指標として設定します。

進捗を確認する方法については、細施策ごと「細施策の達成に向けた対象者別計画の主な事業目標」を設定し、施策ごと設定した目標値に“つながっているか”を、「ロジックモデル（施策の論的構造）」の手法を用いて年度ごと確認していきます。

基本目標	成果指標	テーマ	施策	指標		
				項目	現状値	目標値
誰もが、地域の中で、共に支えあい、安心して、元気で生き生きと暮らすことができるまちづくり	総合的な暮らしやすさ（暮らしの満足度）	1 地域のつながり	1-1 誰もが地域の力になれるしくみづくり	だれもが活躍できる環境が整っているまちと感じている市民の割合	30.0%	50.0%
				地域コミュニティ活動に参加している市民の割合	22.4%	40.0%
				身近な場所に困りごとを相談できる人がいる市民の割合	67.2%	85.0%
				孤独・孤立を感じている人の割合	40.3%	↓
			1-2 福祉や健康づくりが身近になる環境づくり	地域での交流や活動による充実感や生きがいを感じている人の割合	32.0%	60.0%
				居場所があると感じている市民の割合	59.8%	75.0%
				誰もが学び、学んだことを活かせる環境が整っているまちと感じている市民の割合	40.0%	60.0%
				地域に人とひととのつながりがあるまちと感じている市民の割合	28.4%	60.0%
		2 人材のつながり	2-1 福祉関係者との連携強化と新たな担い手づくり	民生委員・児童委員の充足率	94.1%	100.0%
				地域福祉計画の認知度	59.2%	70.0%
				大学等や学生がまちづくりに関わっていると実感している市民の割合	24.5%	50.0%
				看護専門学校卒業生の市内就職率（実績）	78.8%	70.0%以上
			2-2 様々な専門職との連携と包括的な支援体制の強化	多機関と連携できる体制があると感じている福祉関係機関の割合	73.2%	90.0%
				福祉関係機関の「多機関協働事業」の活用度	28.6%	50.0%
				福祉関係機関の「はちまるサポートが行う支援内容」の認知度	83.8%	90.0%
				C SWの役割の認知度	80.9%	90.0%
		3 サービスのつながり	3-1 一人ひとりに知りたい情報が届くしくみの充実	福祉サービスの認知度（平均）	18.3%	30.0%
				相談窓口（はちまるサポート、高齢、障害、子ども、生活自立支援ほか）の認知度	11.4% ほか	50.0% ほか
				福祉サービスや制度のしくみのわかりやすさ	9.3%	30.0%
				SNS（Facebook、LINE等）を通じて福祉の情報を入手している人の割合	17.7%	30.0%
			3-2 隙間のないサービス提供と効果的なサービス運用体制の充実	悩みや不安、困りごとを誰に相談すればいいかわからない人の割合	13.3%	↓
				はちまるサポートの認知度（再掲）	11.4%	50.0%
				多機関と連携できる体制があると感じている福祉関係機関の割合（再掲）	73.2%	90.0%
				公民共創の実施件数（福祉分野）	-	6件
現状値	目標値					
59.9%	65.0%					

活動目標一覧（第4章より抜粋）

活動目標の一覧を掲載

※調整中
対象者別計画の事業目標のうち、
主なものを転載

地域共生社会を目指すためには、行政や社協だけでなく、担い手やつなぎ手、まだ福祉について考える機会がない方も含め、それぞれが自分らしく福祉に参画することが重要です。

それには、福祉について「知る」「学ぶ」きっかけが身近に多く用意されていることや、“つながり”の取組が示されている本計画が地域住民や事業者に広く周知されることが必要です。

広報紙やホームページなど、これまで活用してきた方法に加え、SNSやリーフレットの配布など、多様な媒体や機会を活用し、本計画の認知度を向上してきます。

◇この「計画」の重要な周知目標◇

周知項目	主な対象	周知媒体・方法	現状値 【令和4年度】 (2022年度)	目標値 【令和11年度】 (2029年度)
地域福祉計画の認知度	地域住民	① 広報 ② ホームページ ③ SNS ④ 啓発リーフレット	-	新規取得値の向上
はちまるサポートの役割の理解	地域住民 福祉関係機関	① 広報 ② ホームページ ③ SNS ④ 啓発リーフレット ⑤ 講座・研修	11.4% 83.8%	50.0% 90.0%
「つながる」ことの効果や重要性	地域住民	① 広報 ② ホームページ ③ SNS ④ 啓発リーフレット ⑤ シンポジウム	-	新規取得値の向上

資料編

1

検討体制

(1) 八王子市社会福祉審議会 地域福祉専門分科会 委員一覧

氏名	所属
◎和田 清美	公立大学法人 東京都立大学
○島崎 誠	八王子市民生委員児童委員協議会
黒岩 亮子	学校法人 日本女子大学
小室 崇司	八王子市町会自治会連合会
齋藤 健	特定非営利活動法人 八王市市民活動協議会
豊田 聡	社会福祉法人 八王子市社会福祉協議会
山下 晋矢	一般社団法人 八王子市医師会
榊原 英資	市民委員
西村 陽子	市民委員

◎：会長、○：副会長

(2) 八王子市地域福祉計画策定庁内調整会（幹事会） 構成所管一覧

調整会（部長級）	幹事会（課長級）
総合経営部	経営計画課
総合経営部（地域づくり担当）	経営計画課（地域づくり担当）
市民活動推進部	協働推進課
生活安全部	防犯課
	防災課
福祉部	福祉政策課
	高齢者いきいき課
	高齢者福祉課
	障害者福祉課
	生活自立支援課
	生活福祉総務課
健康医療部	健康医療政策課
	保健総務課
子ども家庭部	子どものしあわせ課
産業振興部	産業振興推進課
都市計画部	土地利用計画課
	交通企画課
まちなみ整備部	住宅政策課
	公園課
学校教育部	教育総務課
生涯学習スポーツ部	生涯学習政策課

(1) 八王子市社会福祉審議会 地域福祉専門分科会

回	開催日	会場	概要
第1回	令和5年(2023年) 5月9日	市役所 第6委員会室	・第4期八王子市地域福祉計画の策定骨子について ・はちまるサポート由井の移転について ほか
第2回	令和5年(2023年) 7月31日	市役所 805会議室	・第4期八王子市地域福祉計画の重点テーマと施策について ・孤独・孤立対策プラットフォームについて
第3回	令和5年(2023年) 9月29日	保健所 401会議室	・第4期八王子市地域福祉計画の素案の内容等について ・はちまるサポート加住の開設について
第4回	令和6年(2024年) 2月6日		

(2) 八王子市地域福祉計画策定庁内調整会(幹事会)

①調整会

回	開催日	会場	概要
第1回	令和5年(2023年) 5月1日	書面開催	・第4期八王子市地域福祉計画の方向性について ・第4期八王子市地域福祉計画の策定スケジュールについて ・第1回八王子市地域福祉計画等策定庁内調整会幹事会の結果について
第2回	令和5年(2023年) 11月6日	市役所 第3・第4委員会室	・第4期八王子市地域福祉計画の素案について ・八王子市高齢者計画・第9期介護保険事業計画の素案について ・八王子市障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画の素案について
第3回	令和6年(2024年) 2月〇日		

②幹事会

回	開催日	会場	概要
第1回	令和5年(2023年) 4月21日	職員会館 第2・第3会議室	<ul style="list-style-type: none"> ・第4期八王子市地域福祉計画の方向性について ・八王子市高齢者計画・第9期介護保険事業計画の方向性について ・八王子市障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画の方向性について 策定スケジュールについて
第2回	令和5年(2023年) 7月13日	市役所 第3・第4委員会室	<ul style="list-style-type: none"> ・第4期八王子市地域福祉計画にかかる重点テーマと施策について ・八王子市高齢者計画・第9期介護保険事業計画の策定状況について ・八王子市障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画の策定状況について
第3回	令和5年(2023年) 11月6日	市役所 第3・第4委員会室	<ul style="list-style-type: none"> ・第4期八王子市地域福祉計画の素案について ・八王子市高齢者計画・第9期介護保険事業計画の素案について ・八王子市障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画の素案について
第4回	令和6年(2024年) 2月〇日		

第4期八王子市地域福祉計画

発行 令和6年(2024年)3月

編集 八王子市 福祉部 福祉政策課

〒192-8501

東京都八王子市元本郷町三丁目24番1号

Tel 042-620-7241 / Fax 042-628-2477

URL <https://www.city.hachioji.tokyo.jp/>